

旧柳河藩干拓遺跡II

福岡県柳川市・みやま市所在近世干拓遺跡の調査

2009

福岡県教育委員会

旧柳河藩干拓遺跡II

福岡県柳川市・みやま市所在近世干拓遺跡の調査



1 矩手水門煉瓦橋(北西から)



2 同要石「苦楽橋」(北西から)



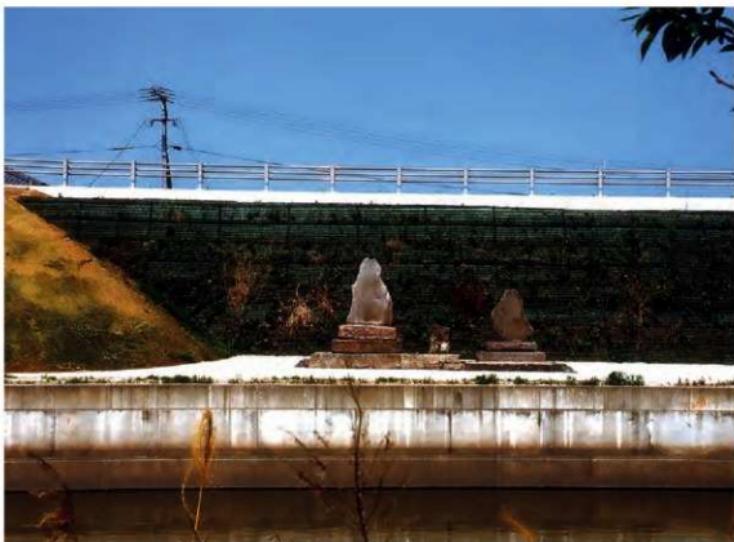
1 黒崎堤防北区南壁土層(北から)



2 同北区堤防基礎遺構出土状況(北から)



1 新開村旧隣記碑遠景(東上空から)



2 同移設後(南東から)



1 江越八幡海岸灯台と慶長本土居(移設前)



2 江越八幡海岸灯台(移設後、南から)

序

福岡県教育委員会では、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所の委託を受けて、平成14年度から地域高規格道路有明海沿岸道路建設に伴う文化財の調査に着手し、同19年度に現場作業を終了しました。

県内の同路線は熊本県境の大牟田市から佐賀県境の大川市へ至るもので、そのうち、大牟田市から柳川市大和町付近の路線は近世以降の干拓地上に設置されることになりました。これに伴い、県教育委員会では平成3・4年度に柳河藩の干拓事業に関わる文献調査を実施し、同6年度に「干拓遺跡（旧柳河藩領）」「一般国道208号線高田山門バイパス関係埋蔵文化財調査報告」第1集として、その成果を刊行しました。

本書では、有明海沿岸道路と交差する黒崎堤防の測量・発掘調査、及び福岡県指定文化財旧柳河藩干拓遺跡のひとつである新開村旧隣記碑及び柳川市指定文化財江越八幡灯台の解体・移設事業の結果報告を行うものです。

先の文献調査報告と併せ、本書が近世干拓事業への関心・理解を深める契機となり、また、文化財愛護思想の普及及び学術研究・生涯学習への一助となれば幸いに存じます。

最後になりましたが、発掘調査から整理・報告書作成に至る間に御協力・御助言いただきました関係諸機関や地元をはじめとする多くの方々に対しまして、記して深甚の謝意を表します。

平成21年3月31日

福岡県教育委員会教育長

森 山 良 一

例　言

- 1 本書は、有明海沿岸道路建設に伴って測量調査・発掘調査を実施した福岡県みやま市大字黒崎開所在黒崎堤防・同福岡県指定文化財新聞村旧隕記碑及び柳川市大和町栄所在市指定文化財江越八幡海岸灯台の解体・移設復原事業の報告書である。
- 2 本書にかかる発掘調査、解体・移設復原、整理報告は、国土交通省九州地方整備局福岡工事事務所の委託を受けて、福岡県教育庁総務部文化財保護課、柳川市及びみやま市教育委員会がそれぞれが実施した。

なお、県実施事業に際しても、柳川市・みやま市教育委員会の多大なご協力を得た。
- 3 各遺跡は有明海沿岸道路の埋蔵文化財調査地点のうち、第21地点（慶長本土居・江越八幡海岸灯台）・第22地点（新聞村旧隕記碑）・第23地点（黒崎堤防）にあたる。

なお、II-3に紹介した内容は、有明海沿岸道路建設事業に直接関わるものではないが、慶長本土居の理解に役立てるために特別に寄稿をいただいたものである。
- 4 本書に掲載した写真はそれぞれ調査担当者のほか、事業委託業者の撮影による。空中写真は九州航空株式会社、東亜航空技研株式会社および空中写真企画有限会社へ委託した。
- 5 本書に掲載した遺構図は各担当者が作成した。
- 6 整理・報告書作成作業は九州歴史資料館および文化財保護課太宰府事務所において、浜田信也および各担当者の指導の下を行い、豊福弥生・原カヨ子・江上佳子・土山真弓美・安永啓子・山田智子・辻清子・藤美代子が補助した。
- また、柳川市・みやま市担当分については、各々で作成したものである。
- 7 本書で使用した写真・図面はすべて九州歴史資料館および文化財保護課太宰府事務所に保管しているが、柳川・みやま市担当分については原本を両市教委が保管している。
- 8 本書の編集は飛野が担当し、執筆者は目次に記した。

目 次

卷頭図版

序

例言

図版目次

挿図目次

表目次

	頁
I.はじめに	1
1. 調査の経緯（猿渡・堤・飛野）	1
2. 調査の組織（飛野）	4
II.位置と環境	7
1. 地理的環境（猿渡）	7
2. 歴史的環境（猿渡）	7
3. 慶長本土居の調査事例（小沢）	9
III.調査の記録	14
1. 黒崎堤防の調査	14
1) みやま市（旧高田町）の調査組織（猿渡）	14
2) 黒崎堤防・永治堤防・矩手水門の測量調査（猿渡）	15
3) 黒崎堤防の発掘調査（大庭）	33
2. 新開村旧隠記碑の調査	47
1) 新開村旧隠記碑について（猿渡）	47
2) 新開村旧隠記碑の調査（児玉・飛野）	53
3) 新開村旧隠記碑の移設（飛野）	59
3. 江越八幡海岸灯台の調査	72
1) 柳川市の調査組織（堤）	72
2) 地理的・歴史的環境（堤）	73
3) 江越八幡海岸灯台の調査（堤）	77
4) 江越八幡灯台周辺の慶長本土居の確認調査（秦）	87
IV.おわりに（飛野）	89

図版目次

- 卷頭図版 1 1 矩手水門煉瓦橋（北西から） 2 同要石『苦楽橋』（北西から）
卷頭図版 2 1 黒崎堤防北区南壁土層（北から） 2 同北区堤防基礎遺構出土状況（北から）
卷頭図版 3 1 新開村旧隣記碑遠景（東上空から） 2 同移設後（南東から）
卷頭図版 4 1 江越八幡海岸灯台と慶長本土居（移設前） 2 江越八幡海岸灯台（移設後、南から）

黒崎堤防の調査

- 図版 1 旧柳河藩干拓遺跡空中写真（昭和 23 年米軍撮影）
図版 2 黒崎堤防空中写真（昭和 23 年米軍撮影）
図版 3 黒崎堤防・永治堤防空中写真（平成 15 年撮影）
図版 4 1 永治堤防と黒崎堤防遠景（北から） 2 永治堤防遠景（北から）
3 矩手水門から永治堤防を見る（南から）
図版 5 矩手水門全景（上空から）
図版 6 1 矩手水門前面西側石垣（北から） 2 矩手水門前面東側石垣（北西から）
3 矩手水門石垣の亀・兎の浮彫（北西から）
図版 7 1 黒崎堤防調査区調査前（北から） 2 堤防南区完掘（東から）
3 堤防南区南壁土層（北から）
図版 8 1 堤防南区南壁東土層（東北東から） 2 堤防南区礫出土状況（北東から）
3 堤防北区南壁土層（北から）
図版 9 1 堤防北区堤防基礎遺構（1）（西から）
2 堤防北区堤防基礎遺構（2）（南西から）
3 堤防北区堤防基礎遺構（3）（北から）
図版 10 1 堤防北区堤防基礎遺構（4）（南から）
2 堤防北区堤防基礎遺構（5）（西から）
3 堤防北区堤防基礎遺構掘り下げ状況（北東から）

新開村旧隣記碑の調査

- 図版 11 1 遠景（東上空から） 2 遠景（東上空から）
図版 12 1 移設前面全景（西から） 2 移設前面全景（東から）
3 移設前全景（北東上空から）
図版 13 新開村旧隣記碑碑文（東から）
図版 14 1 立石さん改修記碑碑文（表、東から） 2 同碑文（裏、西から）
3 供養碑（東から）
図版 15 1 基礎石積み全景（南東から） 2 基礎石積み全景（北東から）
3 基礎石積み全景（北西から）
図版 16 1 基礎石積み全景（南西から） 2 基礎石組み東辺下部の井桁材（北東から）
3 基礎石組み西辺下部の井桁材（南西から）

挿図目次

	頁
第 1 図 有明海沿岸道路関係埋蔵文化財調査位置図 (1/10,000)	vi
第 2 図 周辺遺跡分布図 (1/25,000)	6
第 3 図 慶長本土居調査地点位置図 (1/50,000)	9
第 4 図 幹線水路昭代 2 号線排水樋門計画平面図 (1/1,000)	10
第 5 図 トレンチ北壁土層写真	10
第 6 図 トレンチ北壁土層概略実測図 (1/100)	11
第 7 図 慶長本土居位置想定図 (1/100,000 堤 1968 より再トレース)	12
第 8 図 調査区周辺字図 (1/20,000 堤 1968 より変更、再トレース)	13
第 9 図 慶長本土居断面 (モデル)	13
黒崎堤防の調査	
第 10 図 矩手水門・黒崎堤防平面測量図 (1/800)	15
第 11 図 黒崎堤防平面測量図① (1/800)	16
第 12 図 黒崎堤防平面測量図② (1/800)	17
第 13 図 黒崎堤防平面側量図③ (1/800)	18
第 14 図 黒崎堤防堤体上面写真	18
第 15 図 矩手水門新築碑写真	18
第 16 図 黒崎堤防断面測量図① (1/400)	19
第 17 図 黒崎堤防断面測量図② (1/400)	20
第 18 図 永治堤防平面測量図 (1/800)	21
第 19 図 永治堤防断面実測図 (1/400)	21
第 20 図 矩手水門立面実測位置図 (1/300)	22
第 21 図 矩手水門煉瓦橋実測図 No.1 (1/50)	24
第 22 図 矩手水門煉瓦橋実測図 No.2 (1/50)	25
第 23 図 矩手水門石垣側面実測図 No.4 (1/80)	26
第 24 図 矩手水門石垣側面実測図 No.5 (1/80)	27
第 25 図 矩手水門石垣前面実測図 No.6、No.3 (1/80)	28
第 26 図 矩手水門石垣側面実測図 No.7、No.8 (1/80)	29
第 27 図 黒崎堤防南側先端部断面写真	31
第 28 図 黒崎堤防位置図 (1/50,000)	32
第 29 図 黒崎堤防と黒崎岬写真	33
第 30 図 みやま市高田町（旧高田町）陸地発達図（推定）(1/50,000、1/200)	34
第 31 図 黒崎堤防実測図 (1/3,000)	35
第 32 図 進入路区第 1 トレンチ東壁土層実測図 (1/120)	36
第 33 図 進入路区第 1 トレンチ写真	36
第 34 図 進入路区第 2 トレンチ写真	36
第 35 図 進入路区第 3 トレンチ写真	36

第 36 図	堤防北・南区配置図 (1/600)	37
第 37 図	黒崎堤防から北を望む写真	37
第 38 図	堤防南区南壁土層実測図 (1/60)	38
第 39 図	堤防北区南壁土層実測図 (1/60)	39
第 40 図	堤防北区堤防基礎造構実測図 (1/40)	40
第 41 図	現在の黒崎堤防と中島汐土居、矩手北石堤（永治堤防）の断面比較 (1/200)	41
第 42 図	慶長本土居概念図（『国家勘定録』九州大学九州文化史資料部門所蔵写本より）	41
第 43 図	汐受土居概念図（『国家勘定録』九州大学九州文化史資料部門所蔵写本より）	42
第 44 図	黒崎堤防北区出土木材の光学顕微鏡写真	43
第 45 図	黒崎堤防北区出土松葉の光学顕微鏡写真	45
新聞村旧隣記碑の調査		
第 46 図	新聞村旧隣記碑拓影 (1/6)	46
第 47 図	新聞村旧隣記碑所在地と移設地 (1/2,000)	47
第 48 図	立石さん改修記碑拓影 (1/6)	48
第 49 図	新聞村旧隣記碑実測図 (1/80)	折込
第 50 図	移設用保管石材 (1/40)	54
第 51 図	解体記録 1	56
第 52 図	解体記録 2	58
第 53 図	移設工事全体図 (1/200)	59
第 54 図	移設工事設計図 1	60
第 55 図	移設工事設計図 2	61
第 56 図	移設復元工事 1	63
第 57 図	移設復元工事 2	64
第 58 図	移設復元工事 3	65
第 59 図	移設復元工事 4	66
第 60 図	移設復元工事 5	67
第 61 図	移設復元工事 6	68
第 62 図	移設復元工事 7	69
第 63 図	移設復元工事 8	70
第 64 図	移設調査業務を現地確認する児玉さん写真	71
江越八幡海岸灯台の調査		
第 65 図	江越八幡灯台位置図 (1/50,000)	74
第 66 図	江越八幡海岸灯台移設配置図 (1/500)	76
第 67 図	昭和 43 年以前の江越八幡海岸灯台	77
第 68 図	江越八幡海岸灯台現況立面図 (1/80)	78
第 69 図	江越八幡海岸灯台竣工立面図 (1/80)	78
第 70 図	江越八幡海岸灯台基壇及び石積土台各段平面図 (1/40)	79
第 71 図	御神体	80
第 72 図	江越八幡海岸灯台基壇及び石積土台断面図 (1/40)	80

第 73 図	江越八幡海岸灯台銘文拓本 (1/20・1/10)	81
第 74 図	移設工事実施状況 1	82
第 75 図	移設工事実施状況 2	84
第 76 図	江越八幡神社本殿	86
第 77 図	江越八幡海岸灯台旧所在地の現状	86
第 78 図	慶長本土居堤防確認調査トレンチ位置図 (1/2,000)	87
第 79 図	平成 19 年度確認調査トレンチ土層 (北西から)	88
第 80 図	平成 20 年度確認調査トレンチ土層 (南西から)	88

表目次

表 1	有明海沿岸道路関係埋蔵文化財概要	2
表 2	黒崎堤防北区出土の木材及び葉の樹種	44



第1図 有明海沿岸道路関係埋蔵文化財調査位置図 (1/10,000)

I. はじめに

1. 調査の経緯

有明海沿岸道路は、文字通り有明海沿岸の主要都市を結ぶ地域高規格道路である。福岡県内では大牟田市三池港I.C.～みやま市（旧高田町）黒崎I.C.間が大牟田高田道路（延長8.6km）、黒崎I.C.～柳川市（旧大和町）徳益I.C.間が高田大和バイパス（延長8.9km）、そして徳益I.C.～大川市大川西I.C.間が大川バイパス（10.0km）として別個に計画されたものであるが、平成6年（1994）12月に大牟田市～佐賀県鹿島市間が地域高規格道路計画路線に指定、同12年度（2000）に大川バイパス全線が、同15年度（2003）には大牟田高田道路が事業化された。平成20年（2008）春には矢部川橋梁を含む区間を残して暫定供用が開始されている。

この事業に伴う国土交通省九州地方整備局福岡工事事務所（以下、福岡国道という。）と福岡県教育総務部文化財保護課（以下、県文化財保護課という。）との協議については既刊の報告書中で述べられているので、ここでは今回報告する各遺跡についての調査に至る経緯を略述する。

新開村旧隣記碑の調査・移設及び黒崎堤防の調査

有明海沿岸道路建設事業の一部は、当初、「一般国道208号高田大和バイパス道路建設事業」として計画され、平成3・4年度（1991・92）には県文化課（当時）が福岡県立柳川古文書館の協力を得て、近現代以前の干拓に関する基礎（文献）調査を実施した。その際、路線内に福岡県指定史跡新開村旧隣記碑、大和町指定江越八幡海岸灯台や黒崎堤防などの近世の干拓遺跡が所在することが確認された。

新開村旧隣記碑については、平成4年3月5日に文化財移転についての協議書が福岡国道から高田町教育長宛出された。その後、同年6月12日及び5年3月19日に埋蔵文化財文献調査連絡会議（福岡国道、県文化財保護課、県立図書館、南筑後教育事務所、大牟田市・柳川市・大和町・高田町文化財担当、福岡県立柳川古文書館長・事務局・学芸員で構成）が開催され、新開村旧隣記碑の移設に伴う事務手続きと移設場所については今後検討していくことが確認された。これを受け5年4月22日、高田町文化財専門委員会にて「新開村旧隣記碑移転」について審議した。この中で、移設場所（黒崎開内）、条件（3基同時に基礎を含めて移設し、フェンスや覆いを付して文化財の保護及び見学者の便に供する）などの意見が出された。

暫くの間をおいて、平成11年（1999）9月3日に福岡国道・高田町建設課・同教委の間で、「有明海沿岸道路の建設に伴い県指定文化財史跡新開村旧隣記碑移築」について協議がなされた。これを受け、同年9月7日に高田町文化財専門委員会はあらためて審議し、移設希望場所を現在地に近い潮止め堤防上とした。同年10月14日には移設地及び調査内容について、先の3者に県文化財保護課を加えて協議がなされたが、移設地は結論を見なかつた。

平成13年6月5日、県文化財保護課を介して移設予定地の変更案が高田町教育委員会に伝えられ、同年7月25日に、福岡国道・県文化財保護課・町教委・地元代表などを交えて予定地を確認し、ここで漸く移設地が決定した。その後、同年12月13日付で「福岡県文化財現状変更許可申請書」が福岡国道から提出され、同12月27日に開催された高田町文化財専門委員会は関係書類を審議し、意見書を付して県文化財保護課へ進達した。県教委は、移設にあたっては県教委の指示を受けること、移転設置の際は県・町教委と協議を要するなどの条件を付して、翌14年1月21日付で許可した。

国道208号有明海沿岸道路埋蔵文化財概要

調査点	市町名	大字名 (区画)	道路名	H19.4.1現在 対象地場		試掘調査		発掘調査		報告書作成		通路の概要	
				H19.4.1現在 面積(m ²)	試掘面積 m ²	調査年度	面積(m ²)	作成年度	面積(m ²)	主な時代	特記事項		
1	大川市	厚木北 厚木東 厚木南 厚木西 厚木中		12,900	H18	0						試掘済み、通路なし	
2	大川市	厚木北 厚木東 厚木南 厚木中		26,700	H14~15~18	0						試掘済み、通路なし	
3	大川市	鶴保		16,400	H15~18	0						試掘済み、通路なし	
4	大川市	鶴井	鶴井長永	3,820	H17~18	0	H17 H18	1,820 1,200	H18	3,020	平安時代・朱雀の区画溝		
5	鶴川市	西蒲池	西蒲池古墳	14,200	H16	0	H16 H17 H18	4,300 9,400 350	H18	14,200	平安時代・朱雀の区画溝 鎌倉時代・墨書き土器		
6	鶴川市	西蒲池	西蒲池羽佐坊	4,400	H16	0	H17	3,400	H19	4,400	古墳時代・朱雀の区画溝 奈良時代		
7	鶴川市	西蒲池	西蒲池古溝	4,500	H16	0	H17	4,500	H18	4,500	平安時代・朱雀の区画溝と痕跡		
8	鶴川市	西蒲池	西蒲池下里	2,800	H16	0	H17	2,800	H19	2,800	平安時代・朱雀の区画溝		
9	鶴川市	鳥瀬池	東瀬池塚町	5,700	H14	0	H15	5,700	H16	5,700	古墳時代・中世の基壇遺跡 古墳時代 平安時代 鎌倉時代		
10	鶴川市	鳥瀬池	東瀬池大内町	1,200	H16	0	H17	1,200	H18	1,200	古墳時代・中世の基壇遺跡 平安時代 鎌倉時代		
11	鶴川市	矢部	矢部町野原	4,855	H15~16	0	H16 H17 H18 H19	2,040 430 840 1,820 (H21~23)	H17 H18 H19	木床 840 3,660	江戸時代の町屋跡 水田始の跡(入り口)・土器 鉄道橋の跡など ・面積測定らしい大溝		
12	鶴川市	矢部	矢部町互田坂	4,000	H17	0	H18	4,000	H20	4,000	戦国時代・戦国時代の墓落遺跡 江戸時代		
13	鶴川市	矢部	矢部町常盤屋	10,470	H16	0	H17 H18	6,000 1,500	H20	7,500	戦国時代・戦国時代の墓落遺跡 江戸時代		
14	鶴川市	三郷町	柳原	4,700	H16	0					試掘済み、通路なし		
15	鶴川市	三郷町	蓮根津江原	9,700	H16	0	H17 H18 H19	4,700 3,300 1,700	H20	4,800	衛生時代・衛生・中世の複合墓落遺跡 古墳時代・衛生時代初期・古墳時代初期の 古代・中世 壁面(竪穴式石室の壁の基礎)多數		
16	鶴川市	三郷町	蓮根津水原	4,500	H17	0	H19	1,800	H22	1,800	衛生時代・衛生・中世の複合墓落遺跡 鎌倉時代		
17	鶴川市	三郷町	蓮根津原之内	2,280	H16~18	0	H19	2,280	(H22)	2,280	戦国時代・戦国時代の墓落遺跡		
18	鶴川市	大和町	猪益	4,500	H17~18	0					試掘済み、通路なし		
19	鶴川市	大和町	猪益	26,000	H17~18	0			(H22)		試掘済み、通路なし		
20	鶴川市	大和町	猪益	22,740	H17~18	0	H19			江戸時代	試掘済み、通路なし		
21	鶴川市	大和町	猪益本土里附	64,500	H16~19	(500)			H20		江戸時代・横須賀市指定史跡猪益本土里附 試掘済み、通路なし		
22	高田町	高田町	新開村田園記録	—		0	H14 H19	—	H20	—	江戸時代 移設作業	敷地登工法(葉など植物を敷く工法) 横須賀市指定文化財	
23	高田町	高田町	高田城跡	300		0	H16	180	H20	180	江戸時代	横須賀市指定史跡田原河漢千石遺跡	

表1 有明海沿岸道路関係埋蔵文化財概要

平成14年度に現地調査・解体作業後、新聞村旧隕記碑他2基と基壇を高田町公民館敷地内に保管し、下部石積みの石材は高田町文化施設（現まいピア高田）建設予定地内にビニールシートで覆って保管した。その後、同15年12月5日に福岡国道・県文化財保護課と、16年5月7日・同年12月8日には福岡国道有明海沿岸道路出張所・県文化財保護課・町教委との間で移設の具体的な内容・方法等について協議を重ねてきた。その後、町文化施設建設着工に伴い下部石積み石材保管場所の移動が余儀なくされ、17年1月11日に永治排水機場へ移動した。同年9月22日に再度、県文化財保護課と町教委で記碑保管場所の高田町公民館・下部石積み石材保管場所の永治排水機場及び移設予定地を確認した。その後、漸く19年度に移築・復元工事が実施された。「新聞村旧隕記碑」は移設に伴い、一旦史跡としては解除され、供養碑と立石さんの改修碑を附として、20年3月31日、「旧柳河干拓遺跡」としてあらためて県指定文化財（史跡）となった。

有明海沿岸道路建設計画が進む中、平成14年度に県文化財保護審議会委員丸山雍成氏の現地調査が行われ、町指定建造物矩手水門を含む黒崎堤防・永治堤防が近世干拓資料として「国史跡級の価値がある」との見解が出されたことを受けて、県指定の可否等について関係部所と協議を重ねた。15年に矩手水門を含む黒崎堤防・永治堤防の写真測量を行い、その成果を含めた資料を添付して県指定文化財申請書を同年7月28日に提出した。同年11月、県文化財保護審議会委員西谷正氏・服部英雄氏・丸山雍成氏による現地調査を経て、黒崎堤防・永治堤防・矩手水門・附水門新築碑は同16年3月5日に「旧柳河干拓遺跡」として県指定史跡として告示された。

国土交通省との協議の中で、指定史跡の黒崎堤防を通過する部分は特殊工法（軽量盛土工法）を用いて堤体の保存を図ることとなっていたが、工事方法が確定した平成16年に、堤体上部は保存されるが裾部が一部削平されることが判明した。早急に国土交通省と協議をもち、手法の変更などを提案したが、構造物の強度などの必要性などから一部削る部分の記録保存調査を実施することになった。

江越八幡海岸灯台の調査

江越八幡海岸灯台は有明海に臨む入江に建てられた近世の海岸灯台であり、享保年間に隣接して江越八幡宮が建立されるとその常夜燈を兼ねた。明治期に基壇から上部が新築された後も戦前まで漁港の目印としての役割を果たしており、代々灯台を管理した皿垣行政区の申請を受けて昭和53年（1978）11月14日に大和町有形文化財（建造物）の指定を受けている。後述するが、元来は現在地よりやや西寄りの江越八幡宮参道脇に建てられていた本灯台であるが、昭和45年頃に隣接する農免道路の拡幅工事に伴い現在地に移設された。また、平成3年には後背する水路の護岸工事に伴い一時解体した後に据え直されている。

今回、国道208号線バイパス高田大和道路建設工事に伴い側道の歩道確保のため灯台移設が必要が生じたことから、平成14年度に福岡国道が大和町建設課及び地元行政区に協議を依頼した。その後、大和町教育委員会社会教育課を交えた数次の協議を経て、本件が同15年9月25日に大和町文化財専門委員会に諮られた。移設方法が検討中であり現状変更許可申請がなされていない段階での協議であったため、委員会からは文化財保護条例に従い所定の手続きを取ることを条件として移築について内諾する方針が出された。

平成17年3月21日に柳川市・大和町・三橋町が合併して柳川市となった後、着工が具体化した18年2月2日に福岡国道有明海沿岸道路出張所から柳川市教育委員会生涯学習課に経過説明と協議依頼がなされ、関係者間での数次の協議を行った上で、同年12月11日付で皿垣区代表者平川信一郎から柳

川市教育委員会に対して、江越八幡海岸灯台の移設に係る現状変更許可申請書が提出された。本件は平成19年1月14日に開催した柳川市文化財専門委員会に諮られ、協議の結果、同年1月18日に柳川市文化財専門委員会から柳川市教育委員会に対して本現状変更への同意を得た。これを受けた柳川市教育委員会は同年1月22日付で現状変更を許可した。

移設工事は皿垣区が主体となり正栄建設株式会社の請負工事として行った。工期は平成19年1月30日から同年5月31日までの122日間であり、解体工事の期間中、柳川市教育委員会と施工業者とにより断続的に灯台の実測調査を行った。工事は同年5月31日に竣工し、同年6月21日付で皿垣区代表者から完了報告書の提出を受けた。

2. 調査の組織

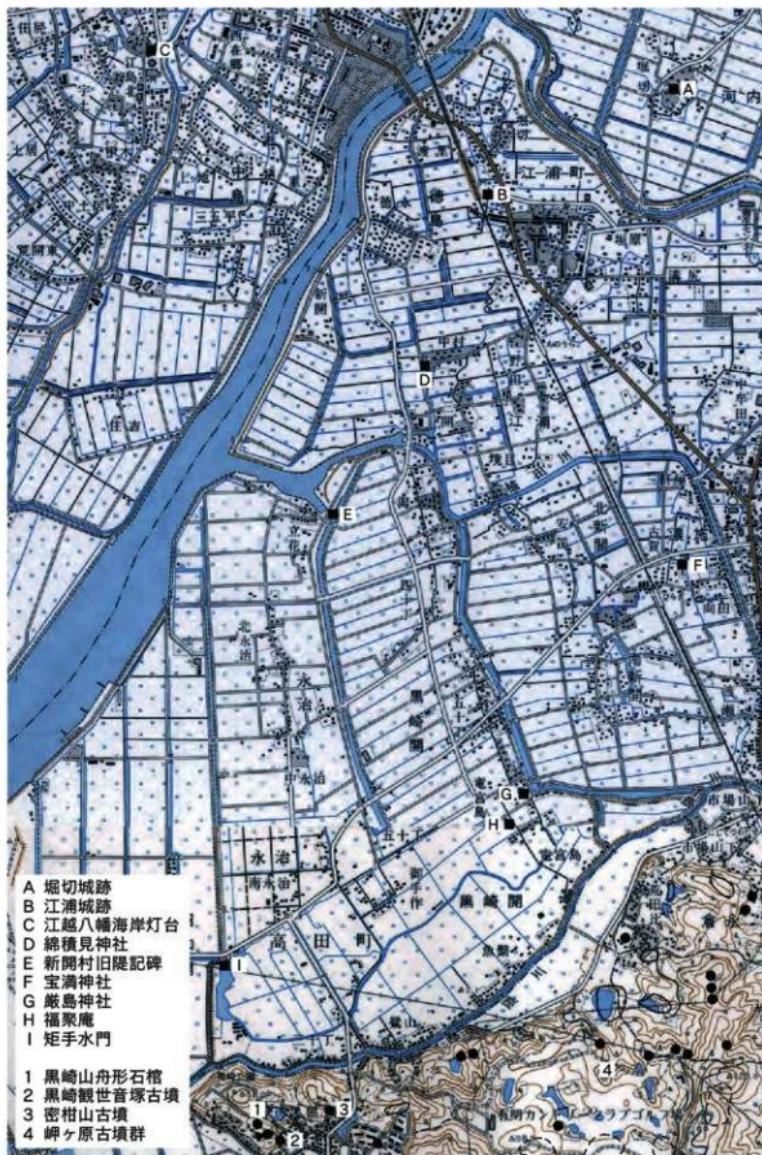
今回報告の各遺跡は平成14年度から20年度の長期間にわたって調査・移設・整理を実施した。以下では、事業を実施した年度に限って、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所及び福岡県教育委員会の関係者を記す。関係市町については各報告の中で記述する。

国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所

	平成14年度	平成16年度	平成19年度	平成20年度
所長	森 昌文	増田 博行	小口 浩	小口 浩
同				森山 誠二
副所長	小串 正志	後田 徹	春田 義信	白川 逸喜
同	百田 国広	徳留 忠	佐々木秀明	栗原 正純
同				栗原 正純
建設専門官	池田 正			
建設監督官	浅井 博海	松尾淳一郎	今村 隆浩	山北 賢二
同			鶴林 保彦	鶴林 保彦
調査第二課長	久野 隆博	小椎尾 優		
同	上村 一明			
調査課長			鈴木 昭人	今里 英美
調査係長	大槻 謙	長友 浩信	川原 一哲	矢野 幸樹
同	長友 浩信			
専門調査員	島川 浩一			
専門員		相島 伸行	伊藤 良二	伊藤 良二
国土交通技官	佐藤 博信	柳瀬 純矢	谷川 勝	猿沢宗一郎
工務課長	末岡 彰	田中秀之進	堀 康雄	清時 義雄
同			清時 義雄	
福岡県教育委員会				
総括				
教育長	森山 良一	森山 良一	森山 良一	森山 良一

	平成 14 年度	平成 16 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
教育次長	三瓶 寧夫	清水 圭輔	橋崎洋二郎	橋崎洋二郎
総務部長	松本 通憲	中原 一憲	大島 和寛	荒巻 俊彦
副理事兼文化財保護課長			磯村 幸男	磯村 幸男
文化財保護課長	井上 稔弘	井上 稔弘		
副課長			佐々木隆彥	池邊 元明
参事兼課長技術補佐	橋口 達也	木下 修	小池 史哲	小池 史哲
参事兼課長補佐	久芳 昭文	安川 正郷	中蘭 宏	
課長補佐				前原 俊史
庶務				
参事補佐兼管理係長	古賀 敏生			
管理係長		稲尾 茂	井手 優二	富永 育夫
事務主査		宮崎 志行		
主任主事	秦 俊二	石橋 信二	渕上 大輔	藤木 豊
主任主事		末竹 元	柏村 正央	近藤 一崇
主任主事			小宮 辰之	小宮 辰之
主事			野田 雅	野田 雅
調査・報告				
参事補佐兼調査第二係長	児玉 真一	中間 研志	飛野 博文	飛野 博文
参事補佐			濱田 信也	濱田 信也
技術主査			小川 泰樹	小川 泰樹
同			秦 憲二	秦 憲二
主任技師	秦 憲二	秦 憲二	進村 真之	進村 真之
同	今井 涼子	今井 涼子	坂元 雄紀	坂本 真一
同	宮地聰一郎	進村 真之	一瀬 智	城門 義廣
同	小澤 佳憲	宮地聰一郎		(小澤 佳憲)
同	大庭 孝夫	大庭 孝夫		
技師	坂元 雄紀	一瀬 智	城門 義廣	
九州歴史資料館参事				児玉 真一
九州歴史資料館主任技師				大庭 孝夫

調査及び整理に際して、福岡県文化財保護審議会専門委員のほか、佐賀大学底平地研究センター林重徳教授、九州大学付属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門篠崎美保氏、九州歴史資料館分館柳川古文書館のご指導・ご協力を得た。また、実際の調査においては、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所有明海沿岸道路出張所、福岡県柳川土木事務所、柳川市・みやま市教育委員会及び工事関係者等に便宜を図っていただいた。また、炎暑や極寒の中で調査に携わっていただいたみやま市をはじめとする地元の方々、株式会社シーマコンサルタント・正栄建設株式会社のご協力を得て、無事に事業を完了することができた。あらためて関係者に謝意を表します。



第2図 周辺遺跡分布図 (1/25,000)

II. 位置と環境

1. 地理的環境

福岡県指定史跡旧柳河藩干拓遺跡（黒崎堤防・永治堤防・新開村旧隣記碑・矩手水門）が所在するみやま市は、平成19年1月29日に山門郡瀬高町・山門郡山川町・三池郡高田町三町が合併して市制施行したもので、面積は105.12km²、人口は約4万3千人である。旧柳河藩干拓遺跡は旧高田町水治・黒崎間に位置する。旧高田町は福岡県最南端の大牟田市の北部に隣接し、人口約1万4千5百羽、面積41.01km²。東西に11.4km、南北に5.4kmと細長い地形であった。福岡県南部に広がる筑後平野の最南端にあり、西は有明海に面する。この有明海は干満の差が日本一大きく、6mに達して干潮時には広大な干潟が現れる。この干満差を利用し江戸時代には盛んに干拓がおこなわれた。

2. 歴史的環境

みやま市には古代より数多くの遺跡が所在するが、確認された干拓遺跡は少ない。しかし、干拓の歴史は古く、今は干拓堤防らしいものを確認できないが、「高田町誌」では北新聞・南新聞の東部には「莊園時代」に既に1m位の低い堤防を築いた干拓地があったと推定している。北新聞には、彈正屋敷・莊屋前・遠丸・小路・黒丸・五郎丸・奥屋敷・南新聞には彈正屋敷・太郎丸・雲作・立小路・城内・横小路・門ノ内・彌太郎丸・南屋敷などの小字が残る。これらの地名は、「莊園時代」に弾正という豪族が城を築き館を構え、この地を開拓して威勢を振るった名残りであるという。「三池郡誌」「開村誌」「大牟田市史」などでは北新聞・南新聞の開拓を平安時代としていたが、永井新氏は鎌倉時代に始まったと推定している。

ここでいち早く干拓された北新聞地区に創建年代が天長9年（832）、保安2年（1121）の両説ある宝満神社が所在する。この神社には県指定無形民俗文化財である宝満神社奉納能楽「新開能」がある。これは享保元年（1716）に柳河藩主立花鑑任が、祈願成就のため宝満神社に「能楽」を奉納したことに始まるといわれている。その後、氏子が能道具の運搬等の手伝いをしていた。後々その人たちの中から、ツレ・ワキ等を務めることができるようになり、能が新開地区に定着して「新開能」と呼ばれるようになったものである。明治期の廃藩置県以後、氏子の自主運営により、能楽師ではなく地元の人たちが舞うという特色をもつもので、毎年10月17日に奉納され現在まで受け継がれている。

また、干拓に関係深い資料としてやはり県指定有形民俗文化財である大賀宗白寄進大般若経が挙げられる。これは寛文4年（1664）に博多の三商傑の一人で海外貿易に活躍した大賀宗白が、海上安全・商売繁盛を祈願して大宰府天満宮に寄進したものである。この経巻はどうしてこの地に伝存したかは定かではないが、当事、大宰府天満宮と立花氏が親族関係にあったことから、柳河藩主に譲られたのではないかと推定されている。その後、藩営の干拓事業にあたり、潮留祈願のため觀音堂を建て、経巻を安置されたものであろうと考えられている。

近世時代の干拓においては、柳河藩主田中・立花両氏の大規模な藩営による干拓事業の推進が後世にのこる偉大な事業となる。

まず、田中吉政は慶長6年（1601）に筑後一国を与えられ入封すると、慶長7年（1602）に干拓のため作ったとされる30kmに及ぶ堤防「本土居」を築いた。しかし、田中氏は元和6年（1620）に

二代で断絶し、筑後は久留米・柳河両藩に分立した。

慶長本土居は、旧高田町では北は江浦から南は渡瀬までが新聞堤防と呼ばれ、江浦の徳永から中村の綿積見神社の附近までにこぎりが見られる。その中で中村の南方の三開門は一度開いて堤防決壊し、また築堤しては決壊し、三度目にやっと成功したため三開と呼んだと伝えられ、綿積見神社も慶長年間に建てられた。この綿積見神社は、徳島からほぼ直角に曲がり南へ向かって北新開へ至る「本土居」の起点となる所に位置し、風流が奉納されている。また、北新開から南新開を経て渡瀬に東へ曲がる堤防の外側に柳河藩主立花鑑虎が元禄6年（1693）に社殿を創建した厳島神社が位置する。この神社は県内でも珍しく總円柱で造られ、四手先升斗構で支える拝殿は本殿と共に嘉永2年（1849）に建てられたものである。この創建された年号が、黒崎開が開かれた年代（『感應院旧記』）と同じ元禄6年であり、また、先に述べた大賀宗白寄進大般若經が納められていた福聚庵は細道を挟んで西側に位置することなどから、この地点と黒崎堤防との関係の深さが窺える。

立花氏は、17世紀に柳河藩最大の干拓事業として黒崎堤防を築き、広大な干拓地を開いた。この黒崎堤防は石を使った最初の堤防である。その後江戸時代後期に入ると財政難などにより干拓はほとんど行われなくなったが、その中で永治開だけは例外的な事業として藩營で行われた。事業は永治堤防を文政7年（1824）に着手、文政9年（1826）に2.1kmを築いて竣工した。この永治開造成の直接的な契機となったのは藩祖戸次道雪・立花宗茂・夫人^{妻人}千代をまつる三柱神社の造成であり（『柳河藩立花家文書』「黒崎開ノ内矩手開地原由書」）、普請役今村五郎兵衛と楠田組大庄屋樺島斗一が中心になって開発した。のことから斗一開とも称する。また、矩手開と称するのは堤防線の形状が矩手（曲尺）に似ていることに由来する。

その後、藩營干拓は安政開が安政4年（1857）、文久開が文久3年（1863）に開かれた。文久開は永治堤防の北側に位置し、現在、永治堤防と一緒に現存し、近世の干拓当事の姿を残す雄大な景観をなしている。

昭和になると、永治開の西側で昭和28年（1953）に基石が据えられ、昭和42年（1967）に竣工した国営の三池干拓が施工された。現在は昭和開と称する。昭和開を含め文久開、永治開、矩手水門、黒崎開は今でも干拓地の広大な景色をなしている。

参考・引用文献

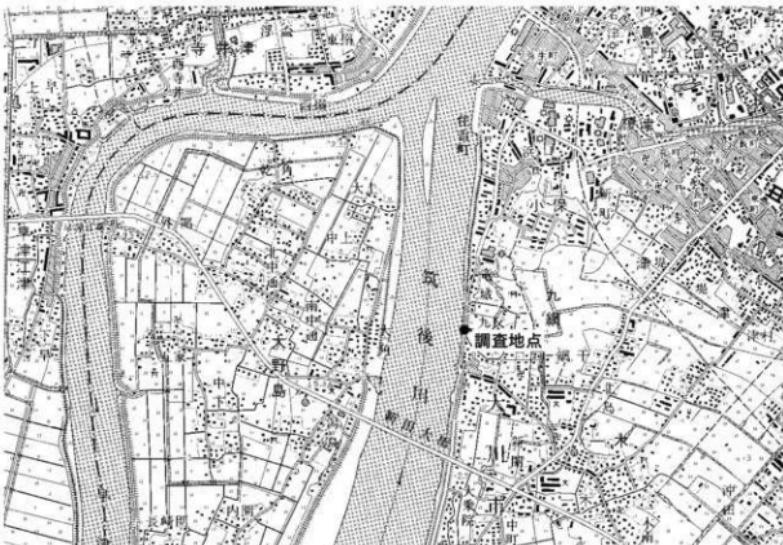
- 堤伝編「改訂柳川地方干拓誌」1988
- 内野喜代治編「開村誌」1938
- 龍 富太郎、永井 新編集「高田町誌」1958
- 柳川市史編集委員会編「地図のなかの柳川—柳川市史 地図編一」1999
- 福岡県立図書館編集発行「近世有明沿岸海岸干拓資料調査—福岡県古文書調査報告書一」1996
- 福岡県教育委員会「干拓遺跡(旧柳川藩領)」「一般国道208号線高田大和バイパス関係埋蔵文化財報告書」第1集、1994
- 永井新編「永治史」1967
- 高田町教育委員会「高田町の文化財」1994
- 福岡県教育委員会「福岡県の近代化遺産」「福岡県文化財調査報告書」第113集、1993

3. 慶長本土居の調査事例

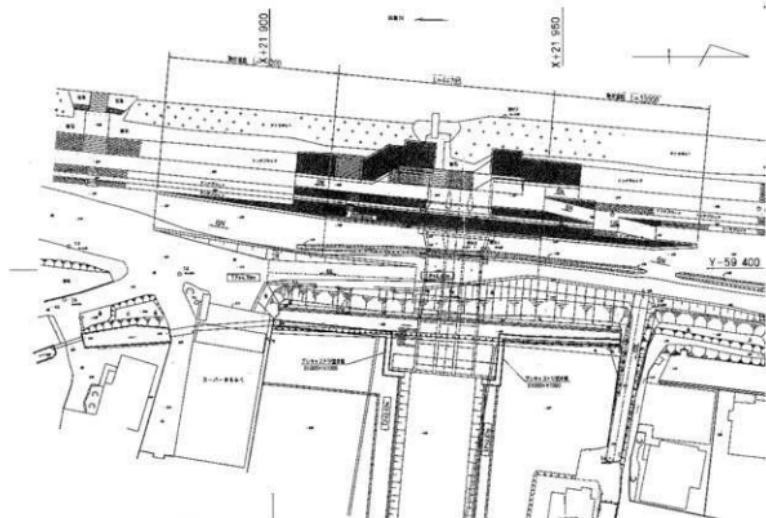
柳川・大川地区における干拓堤防の調査事例として、平成15年に福岡県教育委員会が行った慶長本土居の試掘調査があげられる。調査は、筑後川下流農業水利事業の中で筑後川河川事務所により行われた幹線水路昭代2号線排水橈門建設工事に伴い行われたものである。本報告書との関連性が高いため、ここで概要を紹介しておきたい。

慶長本土居は、慶長7年（1602）に当時の筑後藩主田中吉政により造られたとされ、大川市の筑後川沿い、現大川市小保付近（旧国鉄佐賀線筑後大川駅付近）に端を発し、沖端川・塩塚川・矢部川を経由して現みやま市高田町南新開付近までの総延長約35kmにわたって築かれた汐受け堤防である。筑後地方下流域における本格的な汐受け堤防の端緒とされ、筑後地方における近世開拓史の中でも重要な役割を果たしたとされる。

調査地点付近は、慶長本土居の推定ラインと筑後川の現在の河川堤防が一致している箇所であり、現在の堤防を掘削して排水門を設置する工事が行われる予定であった（第3図）。このため、工事前に本調査を行うと現在でも機能している河川堤防を破壊することになり、極めて危険性が高いと考えられた。そこで、筑後川河川事務所と協議を行った結果、排水橈門設置のための工事がある程度進捗し、調査を行っても危険性が低いと判断される状況になってから調査を行うという方針で合意が得られた。具体的には、工事側が排水橈門設置のため既存の堤防の掘削を行い、河川側の構造物が設置されて河



第3図 慶長本土居調査地点位置図 (1/50,000)



第4図 幹線水路昭代 2 号線排水機能門計画平面図
(1/1,000)



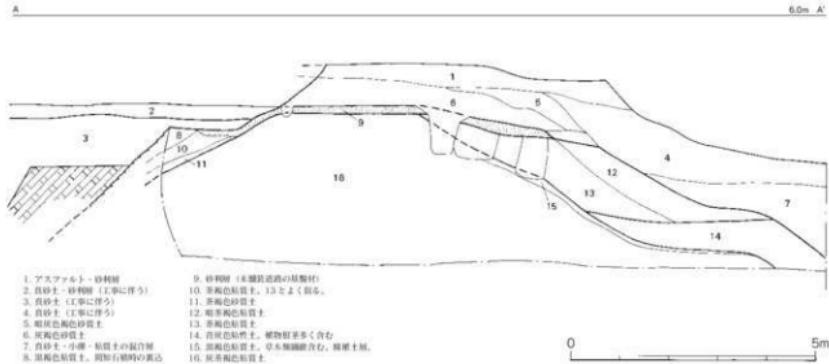
第5図 トレーニング北壁土層写真

川の増水に対応できる状況になってから、工事により掘削された部分の裏面を調査するという対応を取ることとなった。調査は平成15年9月16・17日の2日間で行った。当初の協議では、掘削され露出した堤防の断面が観察できる予定であったが、工事側の計画変更により、掘削箇所が埋め戻されて仮設道路となっていました。

ため、仮設道路の利用が終了したことを確認して、仮設道路設置のために埋め戻された掘削箇所を再度重機により掘削して、堤防の横断土層を検出した。

横断土層の略測図が第6図である。掘削範囲が工事側の掘削部に限られることから、盛土の最下部と地山の境界部の確認が出来なかつたほか、特に河川側の掘削に大きな制限があり、十分に調査が出来たとは言い難いが、堤防盛土のおおよその構造を観察でき、現在の堤防は数次の盛土により拡幅・補強されていることが確認できた。これらの盛土を上層から順にみていく。

まず、1層は堤防の最上部にあり、砂利層とその上のアスファルト舗装からなる。堤防の上面は現在でも舗装道路として利用されており、この舗装道路が設置された際の盛土であろう。2・3層は今回工事時の仮設道路として盛土された層である。4～7層は真砂土を主体とする盛土層で、工事担当者に確認したところ昭和60年代の堤防補強工事の際の盛土のことであった。以上が、確実に現代と判断される盛土層である。次に8層であるが、表面を間知石で覆っており、恐らく近代以降の施工と考えられる盛土である。その上層に9層があり、これは近～現代の未舗装道路時の盛土であろう。その下層の河川側に10・11層、陸地側に12・13層の盛土がみられる。これらのうち、10層と13層は盛土の



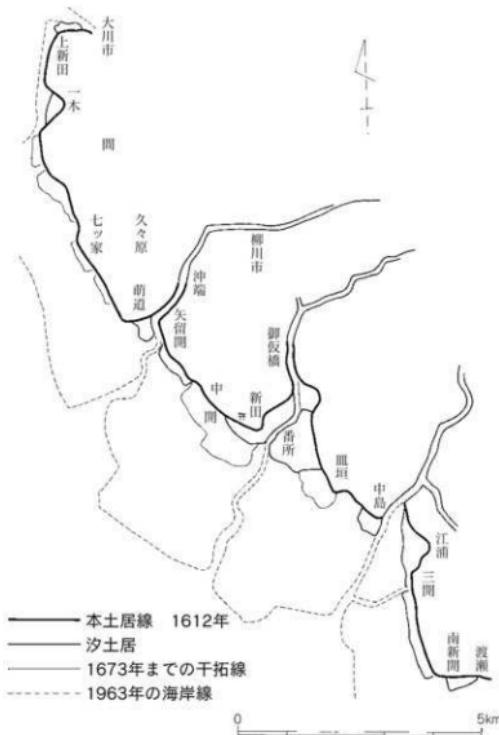
第6図 トレンチ北壁土層概略実測図 (1/100)

質がよく似ており、恐らく同時に施工された堤防補強盛土であろう。施工時期は近世以降近代までの間と考えられるが特定材料は得られなかった。また、その下層の陸地側に14層が堆積している。この堆積土の断面にはアシ類の根茎とみられる痕跡が多数みられ、しばらくの間この層の上面が安定した湿地の環境にあったことが伺われる。おそらく自然堆積土であろう。なお、もしかすると11層も人為的な盛土ではなく河川堆積物の可能性もあるが、この理解にたった場合、堆積のタイミングは陸地側の15層に対応するものとなろう。これらの基礎に、16層がある。16層は確認部分だけで厚さ3m以上をはかり、断面形は平たい台形状を呈する大規模な盛土である。盛土内部は細分できず、極めて短期間に造成された盛土であることが分かる。また、この盛土の上層には腐植土層である15層が堆積しており、この盛土が施工後しばらくの間安定した環境に置かれていたことを示す。

この土層、特に人為的な盛土について理解を進めると、これらの土層について考察を進めよう。まず16層であるが、これは極めて厚く堆積しており、本地点における最初期の堤防本体の盛土と考えられる。層は一様であり、極めて短期間のうちに造成されたことを物語る。一方、15層の存在から、16層の盛土後しばらくの間、16層の表面は安定した状況に置かれていたことが推測され、16層の盛土が単独で堤防として機能していた時期があったことが理解できる。その上位の14層は、水平堆積であることや土質が極めて粘性の高い土であることから、恐らく自然堆積と考えられよう。15層の腐植土形成後に、堤防より陸地側に、水中で堆積するなどの状態でゆっくりと堆積していく土層と理解できる。14層の堆積期には堤防の内側部分に排水不良の状態があつたのではないか。

その上位にある12・13層は、形状などから堤防補強時の盛土と理解できるが、これらが同時に盛土されたか、それとも施工に時間差があるのかは不明である。ただし、間層がない、特に腐植土層が見られない点は、これらの両層が同時期に施工された可能性が高いことを示す。またこのとき、同時に堤防外側の10層が盛土されている可能性が高い。これより上層は、河川側の8層が開き石を用いた石垣の裏込であることから近代以降、また陸側の7層が開き取りにより昭和60年代の堤防補強時の盛土であることが明らかとなっているのは前述したとおりである。

さて、10・12層より上層が近代以降の造作であるため、本堤防の歴史的位置づけは主に16層の堤防本体盛土の施工と12・13層の堤防補強盛土の施工という二つのタイミングにより理解されることに

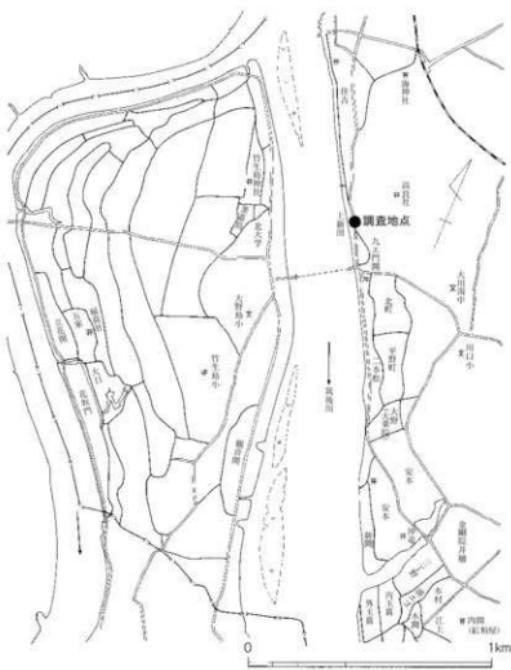


第7図 慶長本土居位置想定図
(1/100,000 堤 1968 より再トレス)

市大和町鷹ノ尾付近)から三潴郡酒見村(現大川市酒見)までの約20kmあまりを山門郡・三潴郡・下瀬郡の人足によって3日間という短期間で構築したという記録が残されている。あまりに短期間で完成している点から、胡光氏らは、慶長本土居とは、従来も存在した小堤防を相互に連結・補強して構築されたものと指摘している(胡他1994)。これに従えば、慶長本土居のうちのある部分は慶長期の築堤であり、またある部分はそれ以前の築堤を補強したものである可能性があるということになる。本地点が慶長本土居に当たるという前提のもとに胡光氏らの指摘によりつづ今回の調査地点における土層を解釈すると、本地点では16層と12・13層という少なくとも2回の築堤が確認されるが、これらを慶長期前後までに築堤されたものとすれば、16層が慶長本土居以前の築堤、12・13層が慶長本土居築堤時の補強盛土と理解できることになる。一方また、16層を慶長本土居の築堤、12・13層はその後近代以前までに補強盛土された痕跡と理解することも可能である。

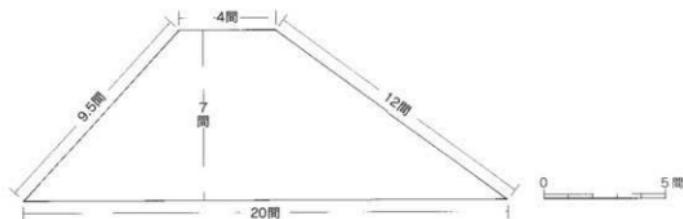
さて、「国家勘定録」のモデル図では、慶長本土居の高さは約12.7mとなっている。もちろんこれ

なる。ここで、文献記録を見ておく。まず、慶長本土居の位置を示した絵図として、正保2年(1645)作成の「三潴郡蒲池与絵図」と文政年間(1818~1830年)に成立したと考えられる「皿垣開絵図」が残っている。これらには、慶長本土居の位置が朱書きで示されている。これらと、文化九年(1812)の伊能忠敬の測量に際して差し出されたとされる「測量方江差出候海際御絵図」とを用いたと思われる慶長本土居の推定位置が「近世以降柳川地方干拓史」(堤1968)に掲載されている(第7図)。これらと周辺の字図(第8図)を比較すると、今回の調査地点は慶長本土居の推定位置上にあたることが分かる。次に慶長本土居の断面形状であるが、天保15年(1844)に柳川藩士三善庸礼が著した「國家勘定録」の中にモデル図が示されており(第42図)、これによると慶長本土居は基底部幅20間(約36.4m)、高さ7間(約12.7m)の規模を持つという(第9図)。また、施工時の記録であるが、慶長本土居のうち山門郡鷹尾村(現みやま



第8図 調査区周辺字図 (1/20,000 堤1968より改変、再トレース)

以上のように考えれば、本地点で検出した土層のうち16層、12・13層が慶長本土居完成時の堤防盛土である可能性が高いことになる。しかし、今回の調査では残念ながら時期を特定できる遺物は全く出土しなかった。16層、12・13層の築造年代を考古学的に推測する手だてではない。したがって、本調査地点における16層、12・13層は慶長本土居とその関連遺構である可能性は極めて高いと考えられるが、その確証を得るまでには至らなかったといえよう。



第9図 慶長本土居断面 (モデル) 図

はあくまで後世のモデル図でありあまり参考にならないかもしれないが⁵、この記述と比較すれば、本調査地点の堤防は12・13層を含め、また後世の道路敷設などによる掘削を考慮しても、これよりも規模が小さい。12・13層を除外すればさらに盛土の規模は小さくなることを考えれば、12・13層までを含めて慶長本土居と理解するほうがいいようにも思える。また、本地点が筑後川に面していることから、早い時期に河川堤防が築かれている可能性も考えられ、それが16層であるのかもしれない。さらに、堤防の内側に堆積した14層は、16層の盛土による堤防が完成したあとも陸地側に排水不良の状態が継続していたことを示しており、これは16層の盛土による堤防によっては干拓は成功しなかった可能性を示唆する。すなわち、この付近の干拓の成功は12・13層の築造以後という理解が可能になる。

III. 調査の記録

1. 黒崎堤防の調査

1) みやま市（旧高田町）の調査組織

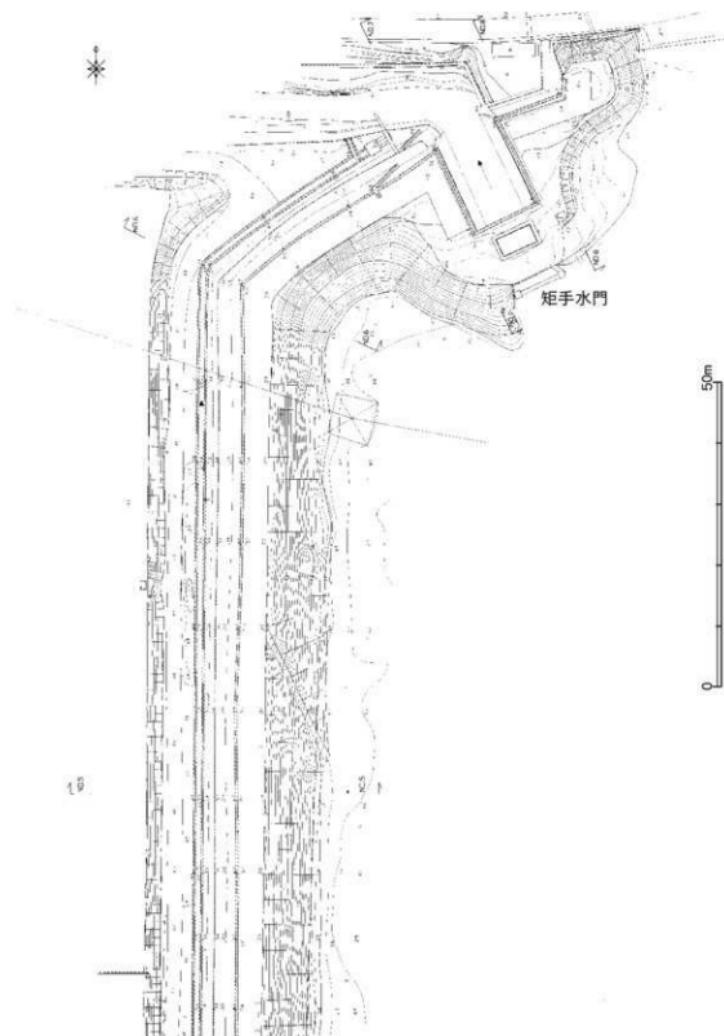
県教育委員会及び国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所の関係者については、I-2に記載したので、ここでは旧高田町及び町村合併後に成立したみやま市の調査関係者を記す。

	平成15年度	平成19年度	平成20年度
高田町教育委員会			
教育長	松尾 繁治		
生涯教育課長	奥園 久男		
同会教育係長	前原 廣美		
同文化財担当	猿渡 真弓		
文化財専門委員会	久賀 愛策 大城美知信 永井 澤 佐藤和四郎 二宮 錢吉		
みやま市教育委員会			
教育長	高野 道生	高野 道生	
生涯学習課長	更原 幸秀	堀 勝敏	
同課長補佐		松崎 正和	
同生涯学習係長	松崎 正和	松崎 正和	
同文化財担当	猿渡 真弓	猿渡 真弓	
文化財専門委員会	東 竜雄 大城美知信 永井 澤 龍 衛	東 竜雄 大城美知信 永井 澤 龍 衛	
		(1月28日まで)	
		大竹 茂	
		(1月29日より)	
	十時 文雄	十時 文雄	
	半田 隆夫	半田 隆夫	
	三池 賢一	三池 賢一	
	江崎 嘉雄	江崎 嘉雄	
	植野かおり	植野かおり	

2) 黒崎堤防・永治堤防・矩手水門の測量調査

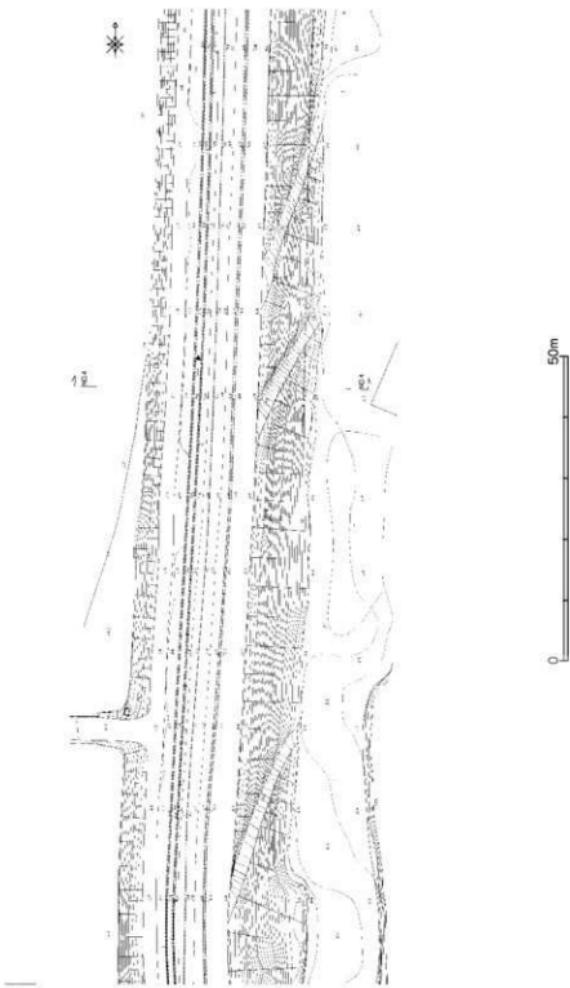
a. 各造構の概要

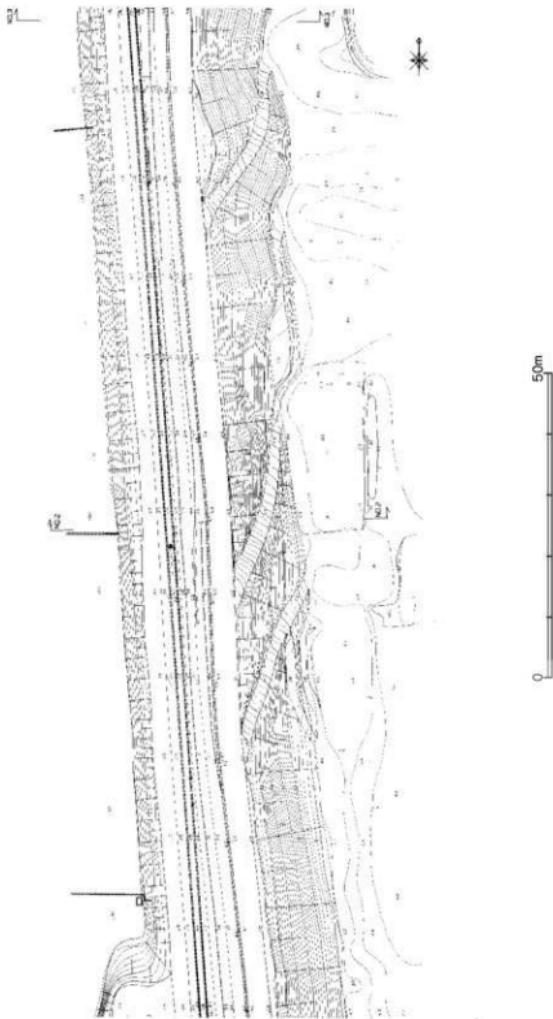
黒崎堤防 (図版1~4、第10~16図)



第10図 矩手水門・黒崎堤防平面測量図(1/800)

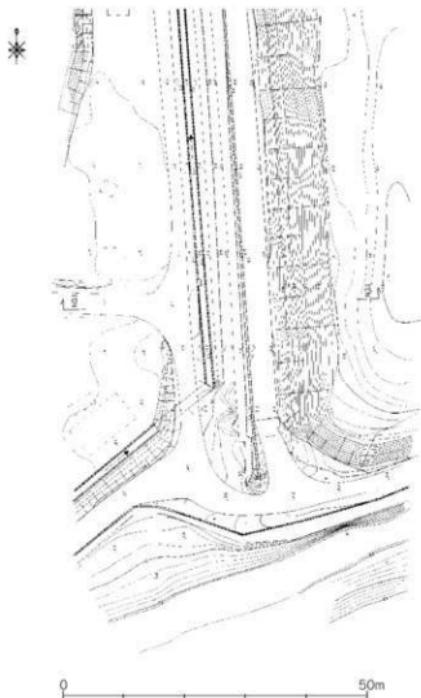
第11圖 黑崎堤防平面測量圖(1/800)





第12圖 黑崎堤防平面測量圖②(1/800)

17世紀に柳河藩は藩財政運営の基盤強化を目指し、藩のみではなく豪商などの資本も取り入れながら積極的に有明海の干拓事業を推進した。黒崎堤防は柳河藩最大規模の藩営干拓事業で、甘木山の西端黒崎金助坂（現大牟田市）の北口から北へ三開水門（現みやま市高田町）まで長堤を築いて、干拓地は200町歩に及んだ。この干拓は柳河藩三代藩主立花鑑虎が家老立花勝兵衛のもと、普請奉行今村五郎兵衛がその任にあたり、熊本藩の技術を習い、堤防に石を使用した最初の堤防である。後世に永治堤防を築造した際、その石が転用されている。その起工・竣工の時期については諸説あるが、17世紀後半～末の延宝～元禄年間（1673～1680）に築かれたと推定される。ちなみにこの黒崎開について他の開地と異なり、一村を形成して「黒崎開村」となっていた。



第13図 黒崎堤防平面測量図③(1/800)

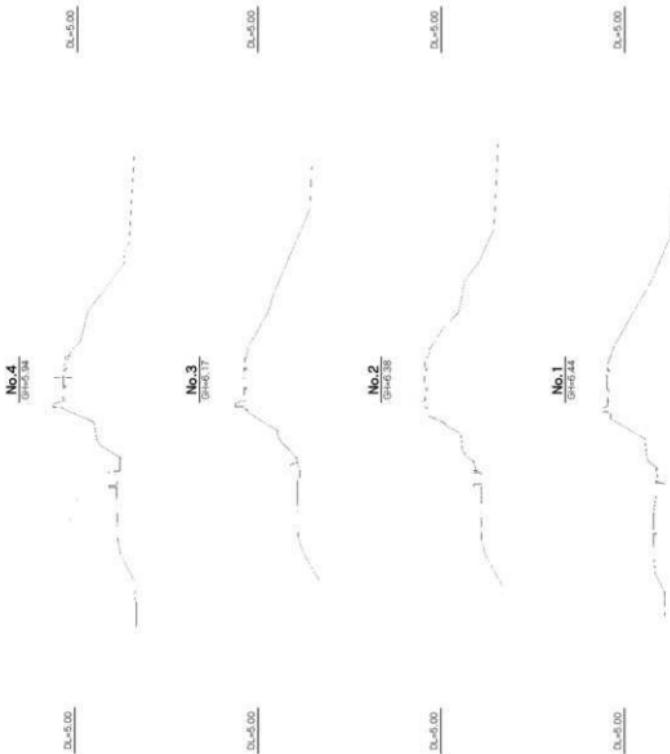


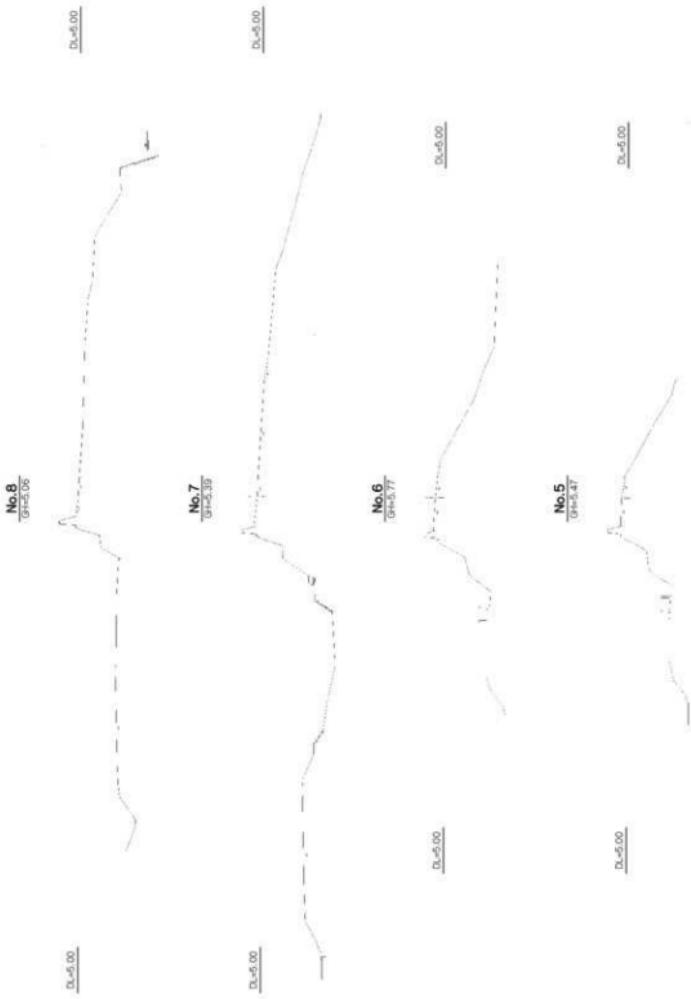
第14図 黒崎堤防堤体上面(南から)



第15図 矩手水門新築碑

第16圖 黑崎堤防断面測量図① (1/400)



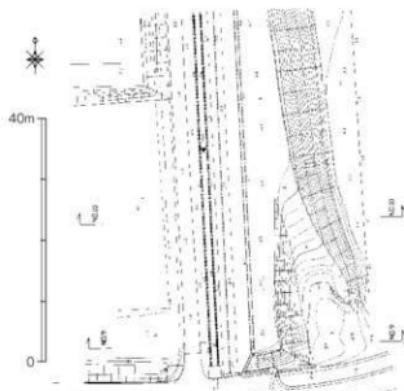


第17圖 黑崎堤防断面測量図②(1/400)

永治堤防（図版1～3、第18・19図）

柳河藩営第二の規模の近世後期の干拓事業に伴う。文政7年（1824）起工、文政9年（1826）竣工（『吉弘（重代）家文書』）のこの開は、永治開と呼ばれ、耕地面積60町におよぶ。この永治開造成は近世後期にあってきわめて例外的な大規模事業といえる。また、永治堤防は黒崎堤防石垣の石を一部利用して築かれた堤防で、文政9年（1826）に竣工。3年後の戊子年文政11年（1829）、九州地方に猛烈な台風があり、沿岸の堤防は大損害を被ったがこの堤防だけは決壊を免れたので、感謝の建碑としたことが新開村旧隕記碑に記されている（『高田町誌』）。その後、大風高潮にて決壊し、死者46名を出す。さらに明治28年（1895）、大正3年（1914）、同8年と被害を受ける（『開村誌』）。その都度黒崎開の石を再利用してつくられている。また、昭和26～29年（1951～1954）には、黒崎堤防の盛土を転用し、修築される（『高田町誌』）。

永治の名称については定かではないが、おそらく新地の永久の安泰を記念したものであろう（『永治史』）。



第18図 永治堤防平面測量図(1/800)

No.10

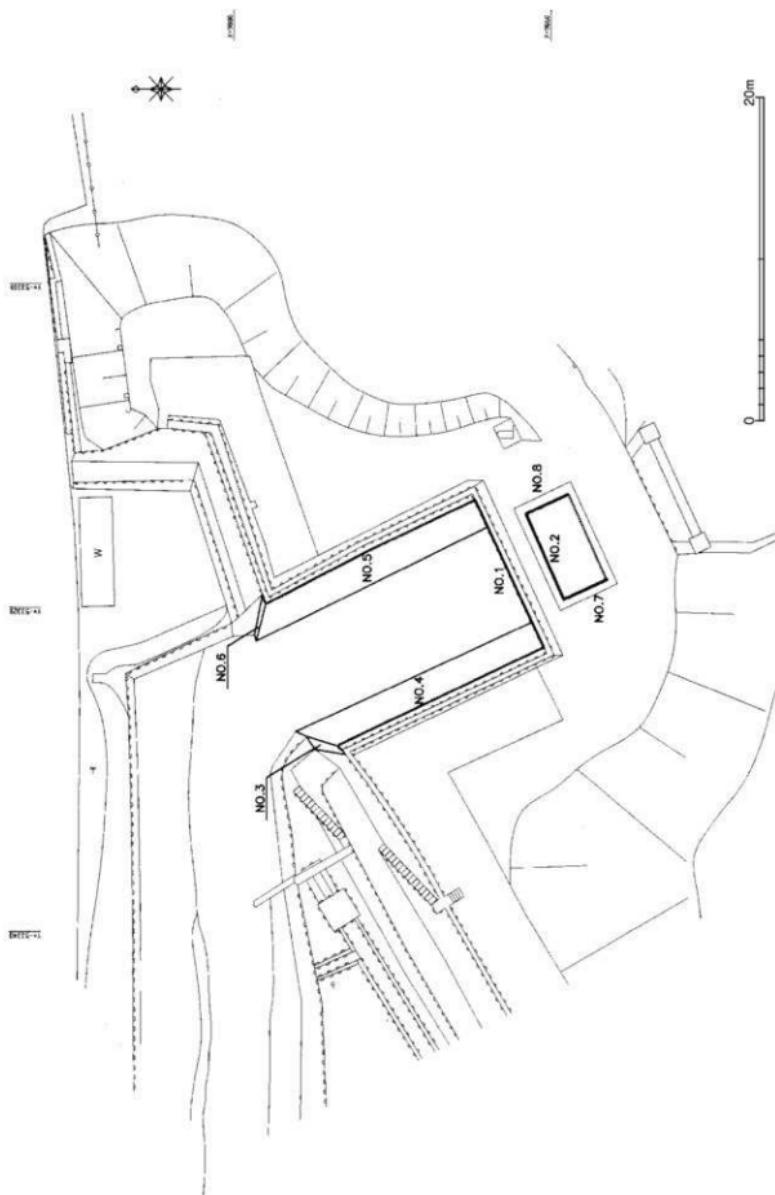


No.9



第19図 永治堤防断面測量図(1/400)

第20圖 節手水門立面実測位置圖 (1/300)



矩手水門（巻頭図版1、図版5・6、第20～26図）

『開村誌』に、

「黒崎開の有明海への悪水排水は、立石水門と三十丁井関樋二ヶ所であったが、三十丁井樋が二ヶ所並んでいるのは、一ヶ所は不用の觀あり、経済上よりも一ヶ所に節減の要あり、且暴風高潮の際には危険のおそれがある。之を完全堅牢なる一ヶの井樋に整理することは、本村永遠の利益なるを以て、藤田村長は明治二十九年宮本郡長に願出て、十時郡長に至り、四年目にその成功をみた。」との記述がある。内容は、「黒崎開にある排水樋門が2ヶ所あったが、これを1ヶ所にまとめて暴風高潮に耐える水門新設を、黒崎開有志が明治29年(1896)11月に宮本五三郎氏に嘆願したが、宮本氏は間もなく八女郡長転身のため、後任の十時参吉郎氏に嘆願した。そして明治30年の郡会に提案可決、同31年5月16日千々岩技師の設計にて基礎工事を始めると、現場が元黒崎開埋立の潮流めの場所であったため、一面崩壊して工事は困難となり、両岸石垣が少しづつ内側に傾いてきた。再三県郡に願い出て、ついに県監督鶴田技師の指示で中に煉瓦を持って眼鏡橋を設けたため大丈夫になった。よって苦楽橋と命名された。」というものである。同32年11月4日に矩手水門の完成を記念して建てられた「水門新築碑」には、高さ約1.5mの自然石に樋門建設の内容が詳しく刻まれている。

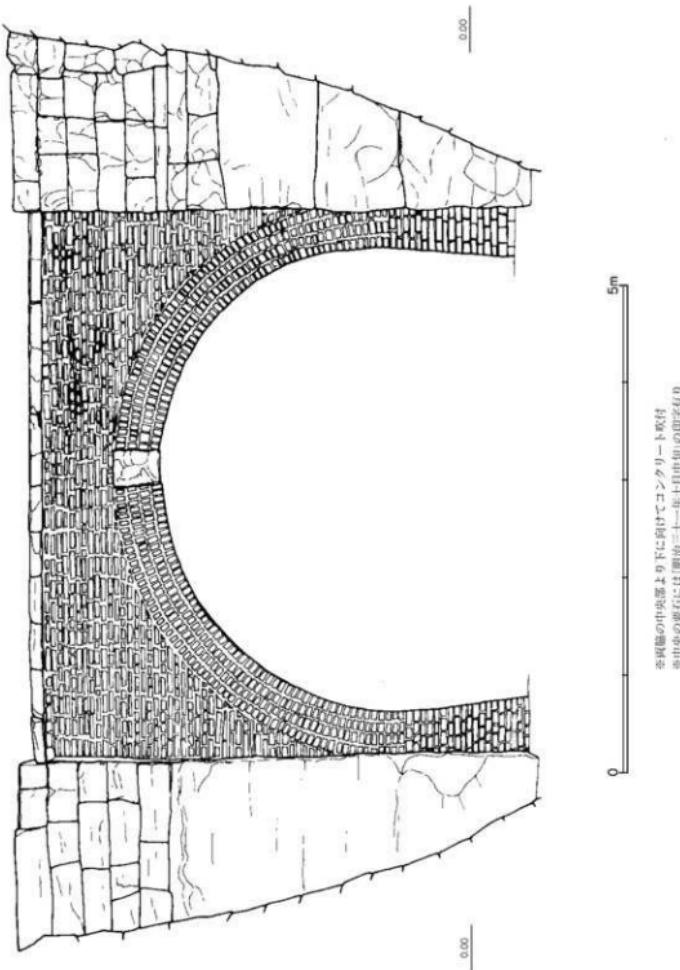
(碑文)

水門新築碑

本郡開村原理海所想也故其地低窪而隈川楠田川餘流悉湊其地水害頗多矣
曩特列置二大樋于此地更設大樋干矩手開以流通其水焉然而每經八年以換
三大樋為例其費也一樋凡要一千百餘金而當換之之時往往遭遇風潮怒濤工
事極難矣而一朝被洪水之禍則一村困阨有不可言者前村長藤田又六久講授
濟之策遂與其他有志者謀以明治式拾九年拾月請新築一大水門防之患於此
余數查檢其地乃命第二課長樺島与三郎土木吏員技手千々和英雄為之計画
且求第六土木監督署渡邊技師之鑑定以明治參拾一年貳年五月諸之于郡會
之議郡會亦識其不可忽直費之焉於是明治三拾壹年四月初起工至明治參拾
二年八月竣功矣而其工費實四千幾百金村民之就役亦實三千人也嗚呼其工
事與其工費亦可謂大矣雖然今也除却三大樋又省換工冗費而至免惡水停滯
之患者獨拒一村之幸地方之福何物如之耶蓋自起工至竣工其間屢經困難矣
而監督吏員得其人後任村長永井峰松及村民有志者協其力工事負担人奈良
田良吉致其勵精是所以速完本郡無前之大業且得本郡經濟之便以保持一
村之安全于永遠也余今勅其梗概以示于後云爾

明治參拾式年拾一月四日 三池郡長從七位 十時 參吉郎

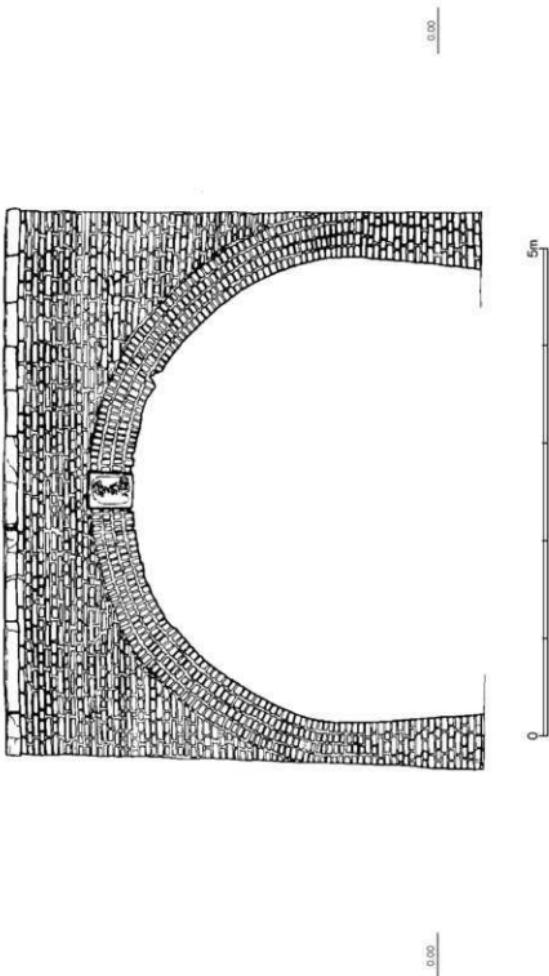
内容は、「拓地には潮止めと排水のため樋門が設けられる。その当時、樋門を作るときは人力で行われたので、干潮のわずかな時間に作業しなければならず、樋門の敷高は高過ぎ、幅も不足しており排水不良に陥ることが多かった。そのうえ8年ごとに樋門の修理をしなければならず費用もかかり、修理中に風潮、怒濤に出会うこともあった。中でも排水不足のため洪水による全村の被害が一番の問題であった。開村長の藤田又六をはじめ主だった人は、この苦難を救済するために種々対策を講じて、一大水門を新築することを明治29年10月に決心した。同31年4月から着工し、同32年8月竣工した。工事費は当時の金額で四千数百円と村人三千人の就労をつぎ込んだ。しかし、開村民は全員が力を合



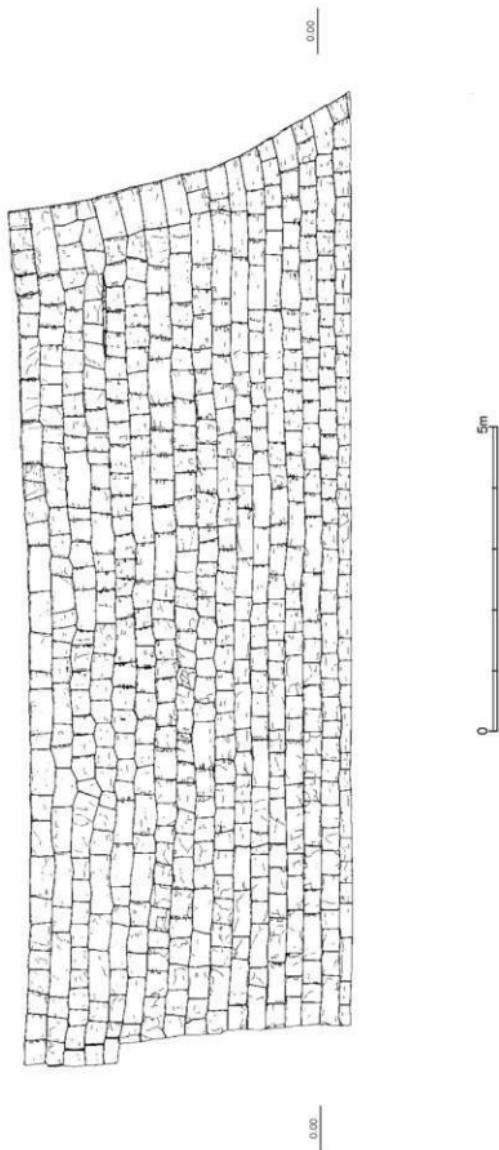
第21図 矩手水門煉瓦構造測図NO.1 (1/50)

基盤の中央より下に向け コンクリート式
基中央の要石には 明治三十二年十一月廿九日印

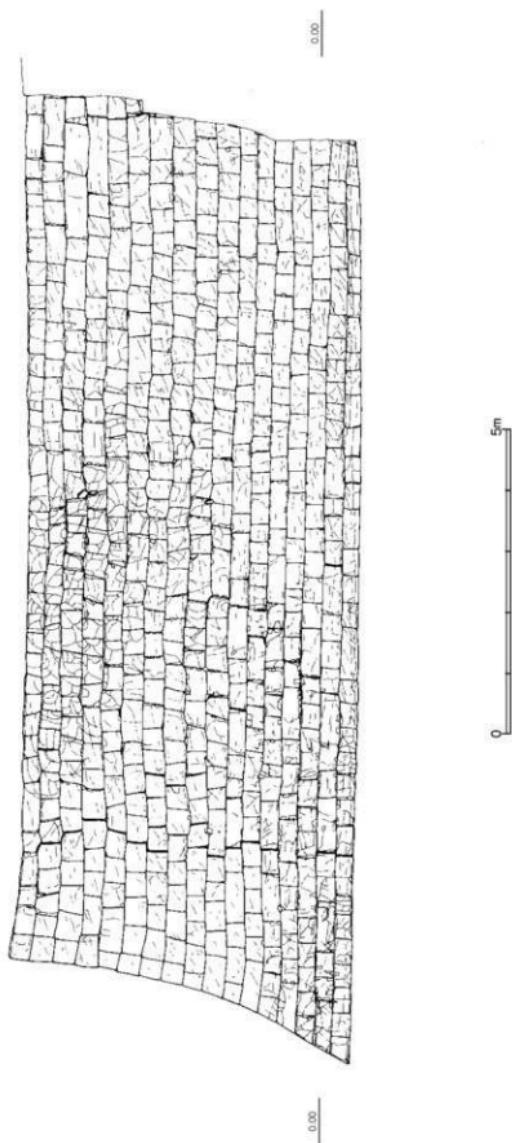
第22圖 矩手水門煉瓦構築測量圖NO.2 (1/50)



第23圖 矮手水門石垣側面測量圖(No.4 (1/80))



第24図 煙手水門石垣側面実測図NO.5(1/80)

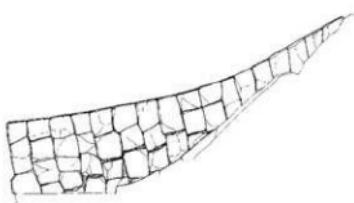


第25圖 矩手水門石垣前面測量図NO.6, NO.3(1/80)



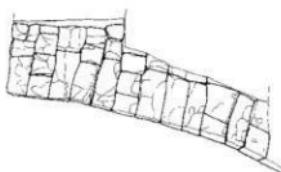
No.6

2.00



No.3

2.00



第26図 炉手水門石垣側面実測図NO.7, NO.8(1/80)



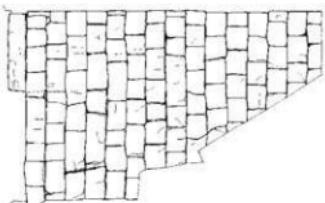
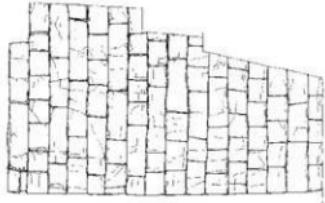
0.00

No.8

0.00

No.7

0.00



わせて難工事を遂行し、水門の完成も近かった時、その喜びも束の間で、地盤軟弱のため石垣が少しづつ内側へ傾きはじめたのである。このため県（県監督鶴田技師）の指図により、中に煉瓦の眼鏡張りをして、内側へ傾くのを支えた。」というものである（『高田町誌』）。

この改修により樋門は、敷高 0.83 m、幅 2.00 m、高さ 3.00 m の暗渠水門となった。吐口には主径間 4.6 m、厚さ 3.00 m の全半円の眼鏡橋がある（『高田町誌』）。

この橋は吐口の両袖壁が倒伏するのを防ぐための構造物であるが、水に映る赤煉瓦が美しい建造物である。当時の樋門ではなく、現在は「苦楽橋」だけが残っている。この「苦楽橋」の名は干拓以来、永い間苦労をしてきた開拓もこの水門の完成により「住みよく楽になるぞ」という村民の願いを込めて橋の花崗岩の要石に刻字したと言われる。矩手水門の苦楽橋の美しい姿は昔のままである。

現在は西側には昭和 42 年（1967）竣工した昭和開が広がり、水門は水量により自動で開閉するようになっている。

参考文献・引用文章は「Ⅱ章の位置と環境」を参照。

b 調査の概要

有明海沿岸道路建設は旧高田町内において、近世の干拓の歴史を伝える遺構である黒崎堤防に沿うように走り、やがてその一部を乗り越えて大牟田市へ通過するよう計画された。計画当初より黒崎堤防保護について幾度かの協議がなされた。黒崎堤防・煉瓦アーチ橋をもつ矩手水門と永治堤防の 2.1 km に及ぶ一連の干拓遺跡は近世干拓の景観を良好に残し、現存する干拓堤防の福岡県内最古のものとして平成 16 年（2004）3 月 5 日「旧柳河干拓遺跡」として県指定史跡となった。バイパス工事において黒崎堤防の上部を通過するにあたり、工事着工前に干拓遺跡の正確な記録が必要であるため、航空写真測量による詳細な資料の作成を行った。黒崎堤防・煉瓦アーチ橋を持つ矩手水門と永治堤防は 2.1 km に及ぶ長大なものであるが、測量調査の範囲はこの度のバイパス工事に関連する南端の約 650 m（最古段階の黒崎堤防の残存部分、矩手水門南端部分）とした。矩手水門に関しては、上部のセメント付けを除いた煉瓦積のアーチ状の橋と石積みの部分のみの図化とした。

調査期間は平成 15 年（2003）7 月 22 日～16 年 3 月 15 日。調査地点は黒崎堤防・矩手水門・永治堤防の一部で、調査区面積は 10,700m² である。内容は、測量対象地の除草・集草を行いセスナを使用した航空写真撮影による黒崎堤防縦断図・横断図、黒崎堤防平面図の作成。矩手水門についてはオルソ写真による図化などを行った。これらの航空写真測量等は写側エンジニアリング株式会社に業務委託を行った。

黒崎堤防

黒崎堤防の写真測量の対象は矩手水門を含む約 650 m である（第 10～15 図）。断面図堤 No.7・8（第 15 図）は矩手水門周辺の断面図であるため他の堤との形状の相違が確認できる。

コンクリート部分を除いた堤体上面が標高 6～6.2 m に位置し、幅 3.5～4 m の平坦部上面からゆるやかに東側に傾斜をなし、23～25 度の勾配をもって、標高 0～0.8 m の堤体裾部へ広がる。幅 2 m ほどの緩傾斜となる部分は東側の耕作地に通じるため後世に形成された道である。

永治堤防

堤体上部の標高は5.4mで、幅3.4～3.8mの平坦部分より2度の角度で10mほど傾斜し、さらに27度の傾斜で堤裾部になる。この段落ちは搬入路となっているのであろう。指定範囲は西に続く。

今回の調査において一部の堤体部の草刈りを行ったことにより全体像の推定ができたが、現在では大木や雑草などにより繁茂して進入できないほどである。

※堤体上部はコンクリートの裾部を傾斜の起点とした。

矩手水門

矩手水門は吐口4.6m、厚さ3.00mの全半円の眼鏡橋と史料に記されているが、実測による値は吐口4.7m、厚さ2.5mを測った。このアーチの煉瓦橋は「苦楽橋」と呼ばれている。

眼鏡橋の最大径部分より上方、4段の煉瓦積みにより積み上げられたアーチ部分は幅50cmを測る。他の部分はイギリス積みである。現在、煉瓦は表面が風化により部分的に剥落している。煉瓦積みの上には厚さ12cm、幅45cmの面取りを施した石材を1段積み上げている。この面の高さは標高4.6mを測る。

橋の中心部の要石は花崗岩を使用し、上端幅40cm、下端幅32cm、高さ50cmを測る。北西部面には「明治三十一年中旬」、南東部面には「苦楽橋」と陽刻している。煉瓦橋の両脇の石積みは幅40～110cm、厚さ30cm前後の石材を積み上げる。標高3m以下の部分には、石積みの上からコンクリートを吹き付けていた痕跡が残る。

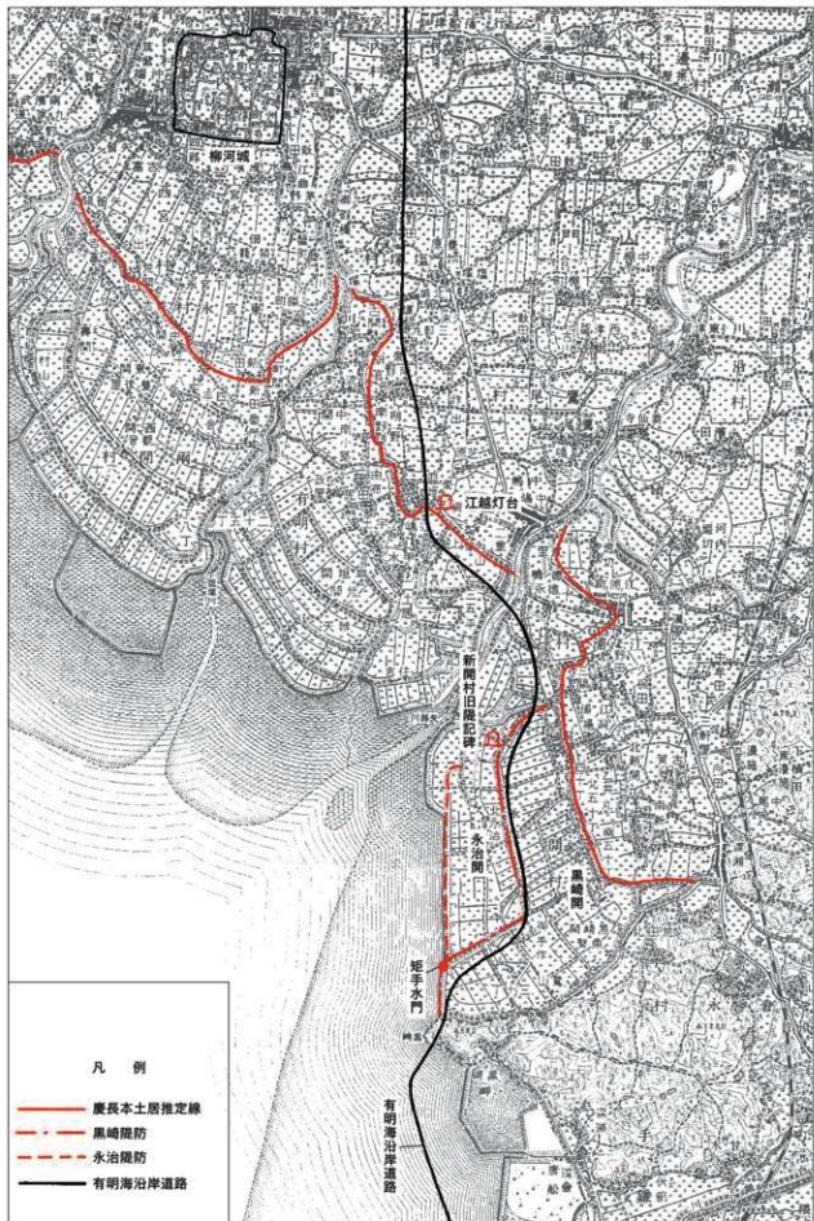
石垣両側面は、先端部の高さ標高5.1m、中央部同4.8m、煉瓦橋接続部同4.9mと中央部がわずかに低くなる（第23・24図）。これが建築当初の形状を留めているのか、あるいは軟弱地盤に起因して沈下したものかは不明である。煉瓦橋接続部から先端部までは14mを測り、先端頂部から垂直に落ちるが、水面近くでは60度の角度となる。石材は幅約30～80cm、高さ30cmの自然石を積み上げている。さらに前面の石垣最上段には、左に兎（鶴？）、右に亀を浮き彫りしているが、これもいわれなどは定かではない（図版6-3）。なお、風化していない部分はセメントで覆われている（第25図）。

南東部面両側面は最上段が標高約3mとなり、同2.2mより下位に水門がつく。最上段まで4.7mを測るが、最上段石材のいくつかは欠損する（第26図）。

※北東部面を正面として右左側面と記述している。



第27図 黒崎堤防南側先端部
断面写真(南から)



第28図 黒崎堤防位置図(1/50,000、明治33年
大日本帝国陸地測量部測量、明治36年発行)

2) 黒崎堤防の発掘調査

a. はじめに

今回発掘調査を行った、福岡県指定史跡「旧柳河藩干拓遺跡・黒崎堤防」は、福岡県みやま市高田町黒崎開（平成16年の調査当時は三池郡高田町大字黒崎開）に位置する。県史跡「旧柳河藩干拓遺跡」の指定の経緯・内容については、「I—1 調査の経緯」及び「III—I—(1)」で先述しているので、ここでは今回の調査と直接的に関わることを中心に戸報・検討を行う。

黒崎堤防は、南はみやま市高田町と大牟田市との境を画する隈川から、北は矢部川まで築かれた汐受土居（註1）である（第28図）。本堤防は開田面積200町歩に及んだ、柳河藩営最大規模の干拓事業である黒崎開の干拓堤防で、現役の干拓堤防としては福岡県内最古のものである。本堤防の構築に際しては、堤防外側に石積（石堤）を用いる肥後藩の技術を導入した、県内では最も古い事例であることが記録に残るが、現在はその表面をセメントで被覆・補強しており、石積の状況は見ることができない（第29図）。本堤防の起工・竣工の年代については諸説あるが、いずれの説も17世紀後半（延宝～元禄年間（1673～1699））内に起工・竣工されたことで一致をみる（第30図）。また、正徳3年（1713）に暴風高潮で本堤防が決壊したため、柳河藩普請役田尻惣馬の指揮により大修築を施したことが記録に残る。

現在本堤防は現在南端の585m部分のみ残り、北端で1826年（文政9年）に竣工した永治堤防と繋がり、南北に一直線の干拓堤防となる。

b. 調査の概要

今回の調査は、有明海沿岸道路（国道208号バイパス高田大和道路）建設に伴い、県指定史跡黒崎堤防の一部を掘削する必要が生じたため、やむおえず記録保存措置（本調査）を行ったものである。調査を行った3ヶ所については、調査の便宜上、北から進入路区、堤防北区、堤防南区と名付け、報告・検討を行う（第31図）。調査はいずれの箇所も重機（0.7t・人力を用いて行い、調査面積は進入路区約76m²、堤防北区46m²、堤防南区58m²の計180m²となる。

調査は、進入路区の調査を平成16年8月18日から開始し、8月27日に堤防北区の埋め戻しを行い、調査を終了した。また8月27日には、佐賀大学低平地研究センター林重徳教授の視察を受け、調査の指導を受けた。調査は福岡県教育庁総務部文化財保護課参事補佐兼調査第二係長中間研志・同係主任技師大庭孝夫が行い、整理報告は大庭（現九州歴史資料館学芸調査室主任技師）が行った。

c. 進入路区

当区は有明海沿岸道路本線からみやま市高田町市街地へ至るために設置される、黒崎インター部分の調査区である（第31図）。

この黒崎インターの路線部分のほとんどは、黒崎堤防背後（東側）に広がる調整池上で、遺跡保護のため軽量盛土で施工される黒崎堤防と



第29図 黒崎堤防と黒崎岬（北西から）

接する箇所以外は橋脚構造で、都市計画道路渡瀬駅黒崎線と接する当区付近も橋脚構造となる。本堤防は干拓地で地盤が極めて軟弱のため、橋脚工事の際に地表下約5mまで掘削し、強固な基礎工事をする必要があった。

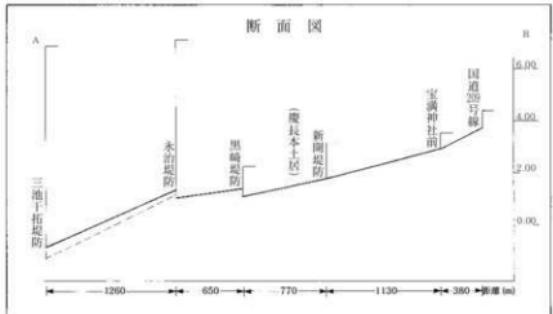
当初、福岡国道事務所から示された工事計画では、路線本体は史跡地にはかからないものの、橋脚

基礎工事掘削範囲が史跡地に一部かかる予定（掘削される面積は約50m²で、約1mの深さ）であった。

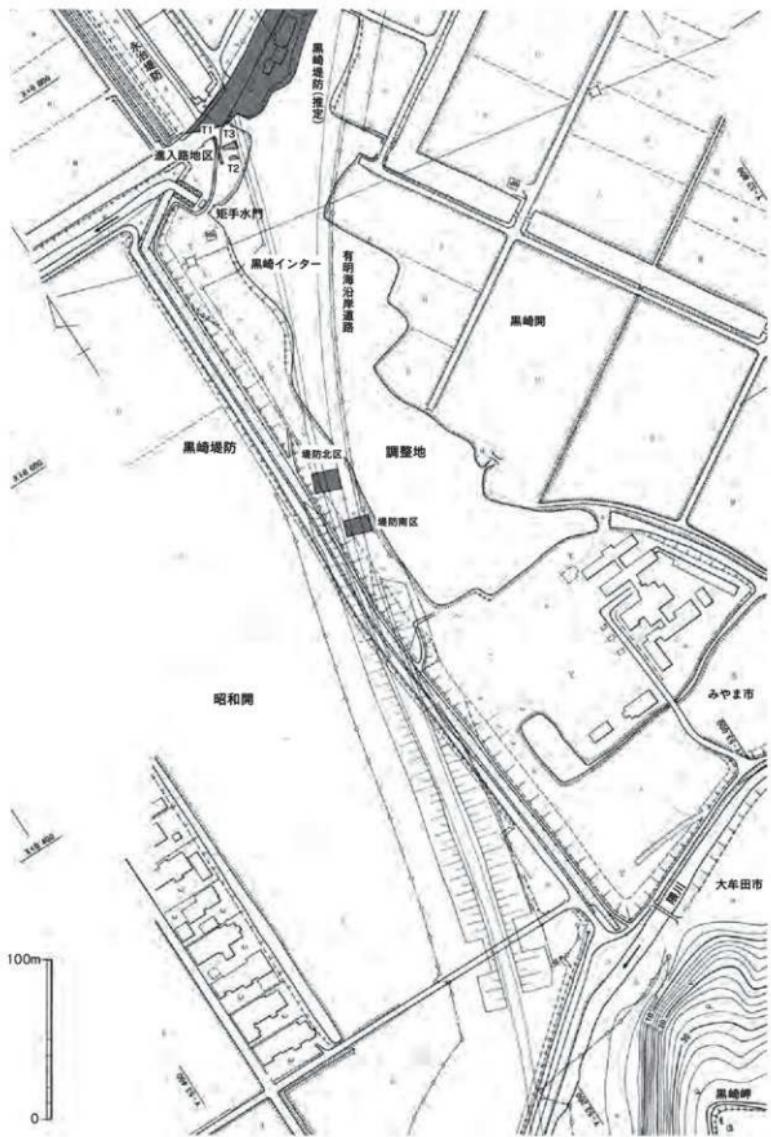
そのため、今後の工法を検討するために、この掘削範囲を対象としたトレンチ調査を行った。調査では、第1～3トレンチ計3本のトレンチを設定し調査を行ったが、いずれも表土下約2.5mはコンクリート片等を含む最近の盛土であった。工事計画では史跡地にかかる部分の掘削の深さが約1mであり、遺構を破壊する可能性が低いこと、また掘削工法・安全上の問題もあり、東側以外3方を鋼矢板で囲み、掘削面積を最小限度にする計画に設計変更し、工事を行う際も慎重に工事を行うことで協議を行った。

第1トレンチ（第32・33図）

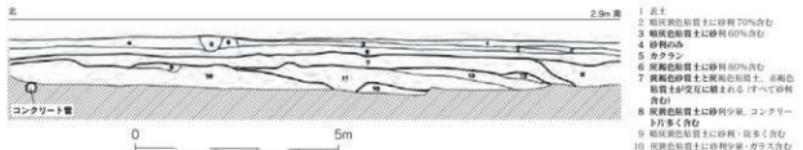
最初に調査を行った第1トレンチは、南北に設定したトレンチで、一部史跡地内にかかる。工事掘削される標高約1mまで掘り下げたが、砂利やコンクリート片を含む最近のゴミが堆積しており、堤防に係る遺構・



第30図 みやま市高田町(旧高田町)陸地発達図(推定)
(平面は1/50,000・横断面は1/200、「高田町誌」より引用、一部改変)



第31図 黒崎堤防実測図(1/3,000)



第32図 進入路区第1トレンチ東壁土層実測図(1/120)



第33図 進入路区第1トレンチ(北から)



第34図 進入路区第2トレンチ(北から)



第35図 進入路区第3トレンチ(西から)

遺物などは検出できなかった。

第2トレンチ(第34図)

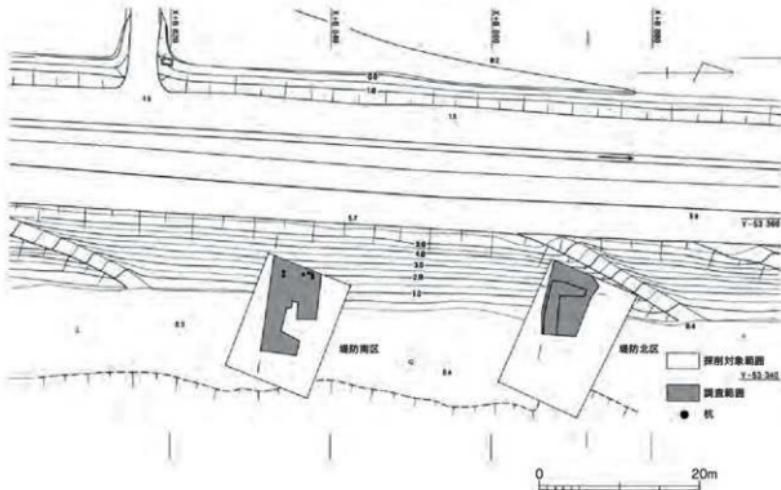
第2トレンチは第1トレンチ東南、地表より約5m下まで掘削される地点に、東西に設定した短いトレンチである。重機で掘削できた標高0m付近まで掘り下げたが、第1トレンチと同じくゴミ等が厚く堆積しており、堤防に係る遺構・遺物などは検出できなかった。

第3トレンチ(第35図)

第3トレンチは、第1トレンチ北東、第2トレンチ北に位置する地点に、東西に設定した平面が台形状のトレンチである。調査では、標高-0.4mで黄灰褐色粘質土の人为的な盛り土と考えられる安定した土を検出し、その30cm下では地山である青灰色粘土の有明粘土を確認した。この黄灰褐色粘質土は検出レベルなどから考えて、旧黒崎堤防の一部である可能性が高い。また位置から考えると堤防本体ではなく、堤防背後の犬走り的な部分であると想定される。

d. 堤防南区(図版7.8.、第36・38図)

堤防北・南区は有明海沿岸道路本線及び黒崎インター線が黒崎堤防を跨ぐ橋脚部分の調査区で、堤防本体にかかる範囲は史跡地内となる。堤防を跨ぐ部分については、数度にわたる協議の結果「軽量盛土」を使用することで堤防本体にかかる負担を少なくし、遺構を保護することとなった。しかし、堤防東側は調整池の存在や黒崎インターを設置する関係上、史跡地内に



第36図 堤防北・南区配置図(1/600)

計2ヶ所の橋脚を建設する必要があった。そのため、今後の施工方法と遺跡の内容を検討するために、橋脚建設予定地を対象とした調査を行った。調査の便宜上、北側の橋脚建設予定地を「堤防北区」、南側の橋脚建設予定地を「堤防南区」と呼称し、調査を進めた。

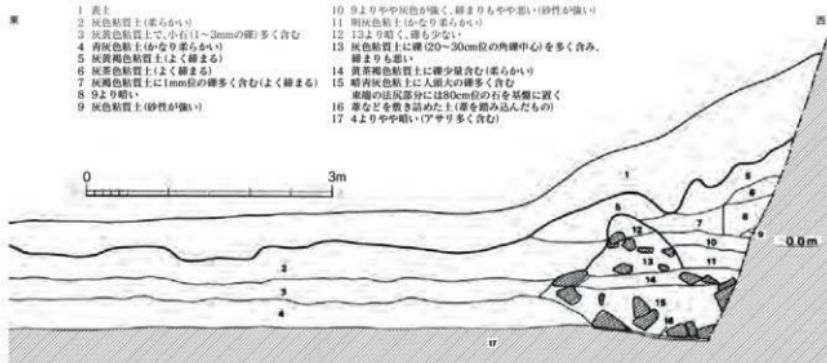
堤防南区は、黒崎堤防のほぼ中央付近に設定した調査区で、堤防北区の約20m南に位置する。調査では、堤防本体と直角に東西トレシチを設定したが、堤防下端付近で堤防構築の際の目印と考えられる杭列を検出したために北側に調査区を拡張した（第36図）。

当区南壁土層などで観察できた堤防の構築状況を推測すると、敷粗朶状の16層の存在から、まず堤防建設予定地の渋地に意図的に草を植え、土砂の堆積を促進し、その後草を踏み込んで地盤を強化したと考えられる。草を踏み込んだ後は、堤防法尻部分に密に打ち込んだ状態ではないものの、目印的な意味を持つと考えられる直径15cm前後の松杭を打ち、堤防の範囲を定めている（検出した杭は第36図でドット（●）で示す）。

堤防本体の施工については、15層の存在から敷粗朶状を呈する16層の直上に30～50cm前後の礫を投入し、捨石状の基礎としていた。礫は法尻部分には1m近い大きめの石を投入し、堤防中央部（内側）には小さめの石を入れていた。14層は土に締まりがないものの礫が少ないとこと、14層上面の法尻部分には粘質土を盛り上げ（12・13層）、堤防構築の目安としていること、また15層の礫は限川を利用して運搬したと想定され、限川を利用したならば、堤防は



第37図 黒崎堤防から北を望む



第38図 堤防南区南壁土層剖面図(1/60)

南から北へ構築したと推測されることから、14層は堤防構築の作業道とするため、わざわざ粘土で被覆したとも考えられる。12・13層の目安土から内側の6～11層は7～9層が粘性、9・10層が砂性であることから、版築状に構築している。最後に5層で堤防全体を被覆するが、5層には根(竹?)の擾乱と思われる凹凸が顕著である。3・4層は堤防本体の14・15層と対応する上で、堤防の犬走りとして埋め立てたものと想定される。1層は表土状の柔らかいもので、後世に堤防東側の調整池を広げた際に、その残土で堤防本体をかさ上げした土の可能性がある。

天保15年(1844)、柳河藩士の三善庸礼が記した『国家勘定録』には、「…汐受土居の下法には、枝付の木を千鳥に打って、その間に笹竹を立てる。さらに草を踏み込み、根にて地盤を固め、倉永山より捨石を多く船に積み来たりて置く。高潮時には、波濤は捨石にて留まり、土居を崩さぬためなり。汐受土居外側斜面の上2尺は石垣を築き、残りには松を植え、さらに内側斜面には、竹を植える…」とあり、時代は下るもの、本堤防の構築状況とほぼ一致することは興味深い。

e. 堤防北区(図版8～10、第39・40図)

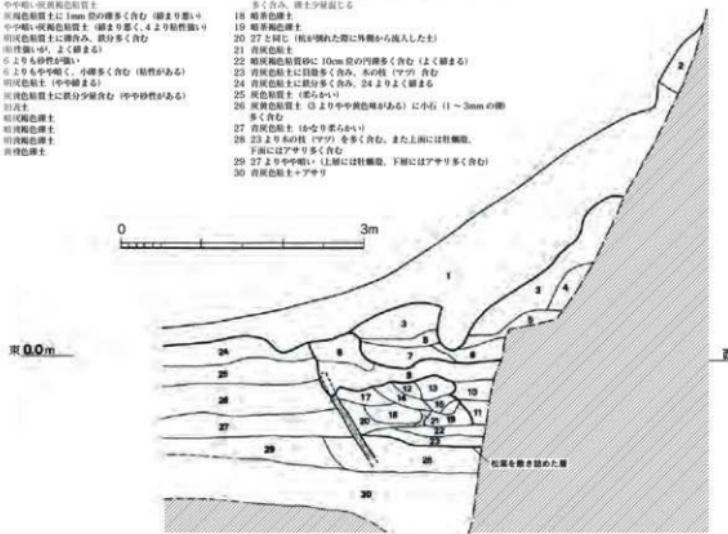
堤防北区は、黒崎堤防の中央北寄りに設定した調査区で、堤防南区から約20m北に位置する。当区は、堤防南区に比べ堤防本体が大きく掘削される箇所である。

まず、堤防本体に直角に東西トレントを設定したが、標高-0.2m前後で堤防の法尻沿いに松杭列を確認したため、北側に調査区を拡張したところ、堤防南区とは異なり、杭列に横木を渡し堤防基礎とする構造を確認した(第40図)。

堤防構築状況は、敷粗朶状を呈する28層に堤防本体が構築されている状況は南区と同じであるが、28層には木の枝(マツ)が主体で、その上面には牡蠣殻、下面にはアサリを含むという違いが認められる。特に牡蠣殻の存在は、現地を視察した佐賀大学林重徳教授のご教示によれば、佐賀県内の干拓堤防では地盤強化のため、意図的に牡蠣殻を入れる事例があるとのことであり、注意を要する。

28層上には杭列・横木を構築し、堤防の基礎としていた。直径15cm前後の縦方向の杭(マツ)は、20～30cmごとに密にしっかりと打ち込んでいるものの、径10cm前後の雑木的な印象を受ける横木

- 1 黒土
 2 カラシ
 3 中性土
 4 河床粘質土
 5 中性褐色粘質土に「土」の微多く含む（縦まり悪い）
 6 明灰褐色粘土に筋込み、筋多く含む
 7 明灰褐色土に筋込み、よく縦まり
 8 上よりやや暗く、小礫多く含む（粘性がある）
 9 明灰褐色土（中性縦まり）
 10 河床粘質土に筋多く含む（中性砂性がある）
 11 明灰褐色土
 12 明灰褐色土
 13 明灰褐色土
 14 明灰褐色土
 15 明灰褐色土
 16 河床粘質土で中性色が強い、縦まりも中等い、（砂性を強い）
 17 河床粘質土（○よりやや黄褐色がある）に小石（1～3mmのOB）
 18 河床粘質土
 19 河床粘質土
 20 河床粘質土
 21 河床粘質土
 22 河床粘質土に10cm の内溝多く含む（よく縦まる）
 23 河床粘質土に筋多く含み、本材あり（アツ）含む
 24 河床粘質土に筋多く含み、24よりよく縦まる
 25 河床粘質土（柔らかい）
 26 河床粘質土（○より中性色強めある）に小石（1～3mmのOB）
 27 河床粘質土
 28 河床粘質土（△よりやや泥化）
 29 3よりよりの（アツ）を多く含む、また上面には柱状隙
 下面にはアツ多く含む
 30 河床粘質土 + 河床粘質土



第39図 堤防北区南壁土層実測図(1/60)

(マツ)は枝を取り除いてはいるものの、縦方向の杭と比べ全体的に粗く組まれている。縦方向の杭は調査区を重機で掘り下げる際に20cm前後先端を折ってしまい、また堤防本体からの土圧により東に大きく傾き、杭列内（堤防内側）には外から20層が流入してしまっている状況であった。横木の下には、松葉（クロマツと同定、「g. 出土木材及び松葉の樹種同定」を参照のこと）を敷粗粒状に敷き詰め、その上に横木と22・23層を積み上げており、杭や横木に使用した松材を余すところ無く利用している状況が認められる。なお、この23層はよく縦まっており、その上面を一旦作業道路とした可能性がある。

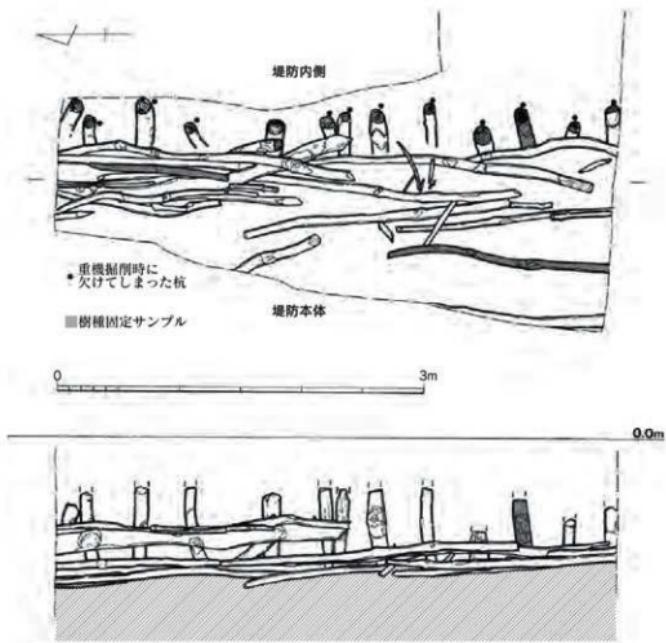
12～19層は黒崎山から採取した可能性がある土山であるが、40cm前後の単位に分層できることから、土壌積みの痕跡と考えられる。また、この部分土壌積み部分上端は平坦で、幅は全体で1.2mほどとなることから、この上面も作業道路として使用した可能性がある。

この12～19層の土壌積み部分を堤防法尻として、その内側の10・11層は版築状の盛土となる。9層で杭の先端を含む堤防基礎部分を覆っており、堤防南区と同じく杭列が堤防基礎法尻の目安となつたことが分かる。9層で堤防全体を覆ってしまったため、堤防南区の12・13層と同じく、法尻部分で突出する8層を積み上げ、堤防を構築する際の目安としている。そこから8層上端レベルまで、版築状の盛土（4～6層）を行い、最後に3層の粘質土で全体を覆う。

また、1層は南区と同様の被覆土で、24～27層も南区と同様のものである。

f. 小結

今回の調査は、現役の干拓堤防及び石積堤防（石堤）としては福岡県内最古で事例である「旧柳河



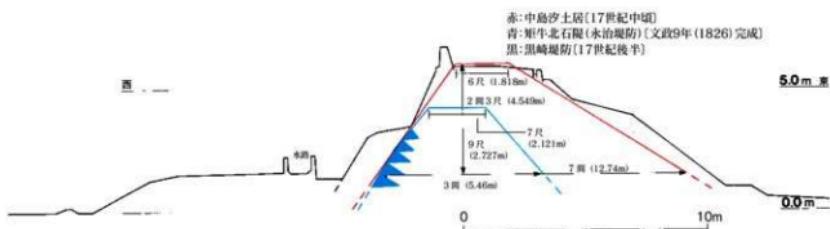
第40図 堤防北区堤防基礎遺構実測図(1/40)

「蒲干拓遺跡・黒崎堤防」のはじめての考古学的な調査であった。県指定史跡地内でやむおえず掘削される箇所のトレンチ調査の性格上、非常に限定された調査成果であったが、近世前期の干拓技術を考える上で、貴重な成果を挙げることができた。

まず進入路区の成果では、第3トレンチの標高-0.4mで、堤防本体の大走りと考えられる盛土を検出し、現在の都市計画道路渡瀬駅黒崎線の下に干拓堤防がかつて存在したことが明らかになった。現在残る部分以外の大半の黒崎堤防は、文政9年(1826)に竣工した永治開(別称:矩手開・斗一開)の干拓堤防(水治堤防)を構築する際に、黒崎堤防の石や土を転用したと「新開村旧隣記碑」などに記録されており、これまでにも旧黒崎堤防が都市計画道路渡瀬駅黒崎線下にあったと推測されていたが(第31図参照)、今回の調査でその推測が確かである可能性が高くなった。

また、堤防部分の調査では、2種類の堤防構築工法の存在が明らかになった。2つの工法、つまり堤防南区と堤防北区の堤防基礎工法の相違は、堤防構築以前の地盤によるものか、また時代や補修、作業単位の差などによるものかは、残念ながら調査範囲の制約によりはつきりとは分からなかった。しかし、調査担当者として感じたことは、北区の状況は後に補修を受けたことによるもので、南区は堤防構築当初の状況を残していると考えたい。

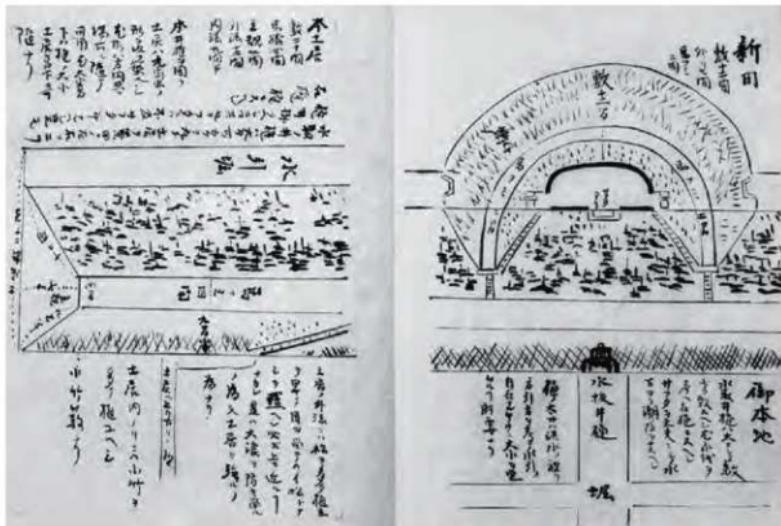
その理由は、第1に堤防北区には現在堤防上端(馬踏)から下る道(スロープ)があり、そのため堤防斜面の傾斜がスロープがない堤防部分のみの箇所より急である。このスロープがいつの時点から



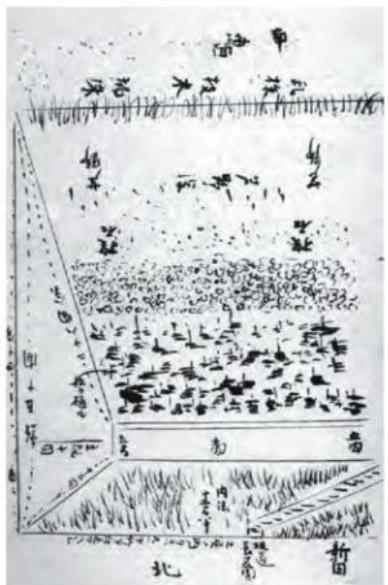
第41図 現在の黒崎堤防と中島沙土居、矩手北石堤(永治堤防)の断面比較(1/200)

この場所にあるものは定かではないが、もし築造当初から存在したとすると他の箇所より堤防が崩れやすい部分であったと言える。本堤防は正徳3年(1713)に暴風高潮により決壊し、田尻惣馬が普請役となり大修築を行ったことが記録に残ることからも、沙受土居であった黒崎堤防はかなりの補修を受けていることに間違いない、北区部分が正徳3年に補修された箇所かは不明であるが、北区の検出状況は場所的な要因により、堤防が一部崩れ、後に補修された状況を示している可能性がある。

第2に、堤防南区は先述したように『国家勘定録』で述べている干拓堤防構造と一致し、また石堤にふさわしく、基礎部分に石が多用されている。しかし、堤防北区は杭列と横木による基礎構造であり、敷粗朶を呈する基礎も葦ではなく松葉であることや、山土を中に詰めた土囊積みを行っていることなど、いかにも補修したと思われる状況を呈する。以上のような理由で、調査担当者としては築造当初の姿としては堤防南区の状況を想定しておきたい。



第42図 廣長本土居概念図(『国家勘定録』九州大学九州文化史資料部門所蔵写本より)



第43図 汐受土居概念図（「國家勘定録」九州大学
九州文化史資料部門所蔵写本より）

築き、残りには松を植え、さらに内側斜面には、竹を植える。土居上の馬踏には諸木植えることなかれ。これらは、波を受け、土居の補強ともなる。汐受土居は、敷50間、立規10間、馬踏5間、外法38間、内法52.5間余とする」（第43図）。

最後に、文献で記録されている中島汐土居と矩手北石堤（永治堤防）堤防と現在の黒崎堤防の比較を行ったのが第41図である。寛文年間（1661～1673）に完成したと考えられる柳河藩が施工した中島汐土居と当堤防の規模がほぼ同じであることは、肥後藩の干拓技術導入前後における柳河藩の築堤技術を考える上で興味深く、また柳河藩が元来保持していた干拓技術の高さを示す可能性があるであろう。なお、黒崎堤防は図にある他の堤防と同じく、構築当時は断面台形堤防であったが、明治前期に改良され、現在のような凸型堤防になったものである。

福岡県内をはじめ、全国的にも近世堤防の考古学的調査はほとんど行われておらず、特に干拓堤防の調査は非常に数少ない。現在干拓事業が低調であることも要因であろうが、特に有明海沿岸地域では近世以降の地域史を考える上で干拓史は重要であり、今回調査を行い明らかになった干拓技術の検討も考古学からのアプローチにより、より明確になるのは間違いないであろう。遠い将来のこととなるであろうが、黒崎堤防本体の断面調査や外側の石積や捨石の状況など調査が行われ、今回の成果を再検討されることを期待したい。

最後に、先に引用した、天保15年（1844）に柳河藩士三善庸礼が干拓地における台風の被害を防ぐ方法を著した「國家勘定録」で述べる理想的な干拓技術は本調査成果を考える上で重要であるため要約したものを紹介したい。

「汐受土居（最も外側の波瀬を受ける堤防）から本土居までの間の内開の各土居を取り除き、その土をして汐受土居と（慶長）本土居を補強する。内開土居上の住居は、堅土居を作つてその上に移し、本土居から汐受土居までを一開とする。本土居は、敷12間（底辺約40m）、馬踏4間（上端約13m）、立規7間（約23m）、外法12間、内法9.5間（約31m）とし、井樋は、敷12間、馬踏2間、立規5間、外法7間、内法7間の馬出土居で開み、水抜樋を左右2つ設ける。外法には松、内法には竹を植える。汐受土居の下法には、枝付の木を千鳥に打つて、その間に箆竹を立てる。さらに葦を踏み込み、根にて地盤を固め、倉水山（大牟田市）より捨石を多く船に積み来たりて置く。高潮時には、波瀬は捨石にて留まり、土居を崩さぬためなり。汐受土居外側斜面の上2尺は石垣を

築き、残りには松を植え、さらに内側斜面には、竹を植える。土居上の馬踏には諸木植えることなかれ。

これらは、波を受け、土居の補強ともなる。汐受土居は、敷50間、立規10間、馬踏5間、外法38間、内法52.5間余とする」（第43図）。

註

1 本書では、「干拓遺跡（旧柳河藩領）」（故光ほか 1994）の記述にならい、「汐受土居」は最も外側の直接波濤を防ぐ干拓堤防、「汐土居」は柳河藩が寛文年間（1661～1673）に慶長本土居の外側に構築した大規模干拓堤防（総延長4万6757間：約85 km）のことを指すこととし、両者を区別する。

引用・参考文献

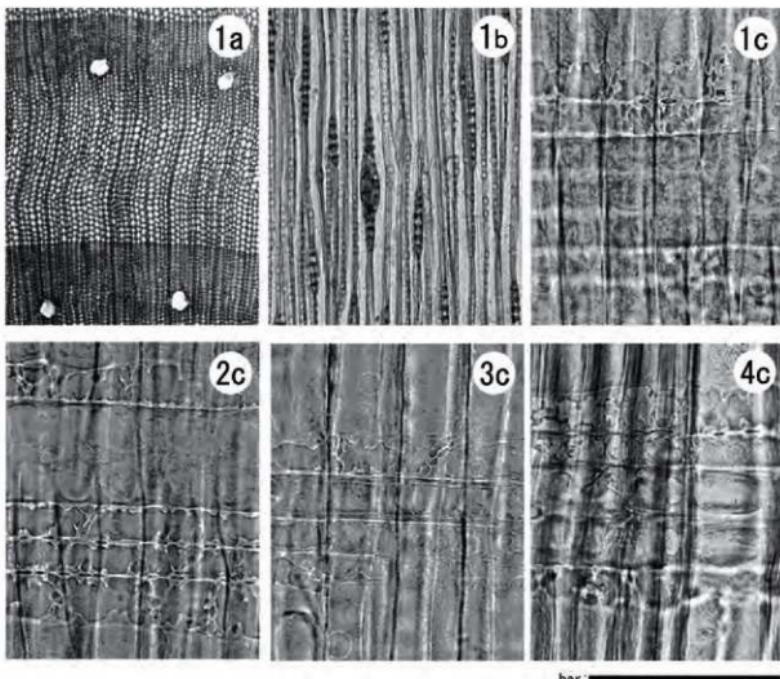
高田町 1958 「農地開発篇（二）干拓地各論」『高田町誌』

大牟田市史編集委員会 1966 「第三篇 干拓」「大牟田市史－中巻－」 大牟田市役所

堤伝 1988 「改訂 柳川地方干拓史」

胡光 中野等 岬島邦弘 1994 「干拓遺跡」『一般国道208号高田大和バイパス関係埋蔵文化財調査報告』第1集 福岡県教育委員会

胡光 1996 「近世における有明海の干拓」『MUSEUM KYUSHU』第14巻第2号 博物館等建設推進九州会議



第44図 黒崎堤防北区出土木材の光学顕微鏡写真

1a-1c:マツ属複雜質束亞綱(No.1) 2c:同(No.2) 3c:同(No.3) 4c:同(No.4)a:横線断面 b:接線断面 c:放射断面
bar:a=1.0mm, b=0.4mm, c=0.1mm.

g. 出土木材および松葉の樹種同定

藤根 久・植田弥生・バンダリ スタルシャン（パレオ・ラボ）

①はじめに

旧柳河藩干拓遺跡・黒崎堤防は、隈川と矢部川間に位置し、17世紀後半に柳河藩により施工された干拓堤防である。調査では、黒崎堤防の堤防北区から杭列と横木による堤防基礎遺構が検出された。なお、堤防基礎遺構下面には松葉遺体が集合した状態で検出された。

②方法

木材は、3断面(横断面・接線断面・放射断面)について剥刀を用いて切片を剥ぎ取り、ガムクロラーで封入してプレパラートを作製した。作製したプレパラートは、光学顕微鏡で40~400倍で観察した。材組織標本は、パレオ・ラボに保管されている。

③結果

観察した結果、横木3点と杭1点はいずれも常緑針葉樹のマツ属複維管束亜属であった(表2、第44図)。一方、松葉は横断面の特徴からマツ属複維管束亜属のクロマツであった(表2、第45図)。

調査では、横木や杭は針葉樹の松材と推測され、粗朶に松葉・松の枝が使用されていたことからも、伐採した松の木の枝・葉を有効利用していたと考えられた。樹種同定した木材4点は、芯持ち丸木で、太さは細いものが3.5cmで太いものが12.5cmであり、年輪数は7~15年輪であった。したがって、比較的弱鈍の若木の幹材または枝材を伐採して丸木を利用していたと言える。

以下に、同定の根拠とした材組織の特徴を記載する。

(A) マツ属複維管束亜属 *Pinus subgen. Diploxylon* マツ科 第44図 1a-1c(No.1), 2c(No.2), 3c(No.3), 4c(No.4)

仮道管、水平と垂直の樹脂道を取り囲むエビセリウム細胞、放射柔細胞および放射仮道管からなる針葉樹である。早材から晩材への移行は急で、晩材の量は多く、垂直樹脂道は早材から晩材にかけて見られる。放射柔細胞の分野壁孔は窓状である。放射組織の上下端には有縁壁孔を持つ放射仮道管があり、その内壁には鋸状の肥厚がある。放射組織は1~13細胞高である。

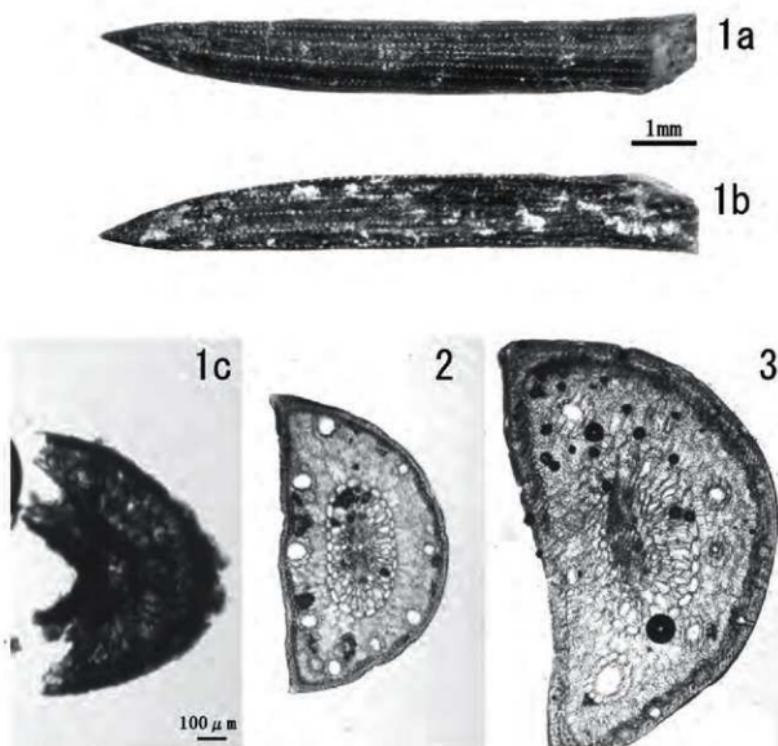
マツ属複維管束亜属は、暖帯から温帯下部に生育するアカマツとクロマツがある。木材は、いずれも保存性が高く、建築材や漆器木地あるいは杭材など幅広く利用される。

試料No.	名 称	樹 種	直 径	木取りなど	年輪数
1	横木	マツ属複維管束亜属	Φ3.5cm	芯持ち丸木	7年輪
2	横木	マツ属複維管束亜属	Φ6.0cm	芯持ち丸木 樹皮付	11年輪
3	横木	マツ属複維管束亜属			
4	たて杭	マツ属複維管束亜属	Φ12.5cm	芯持ち丸木	15年輪
5	松葉	クロマツ		長さ7.8cm、幅1mm前後	

表2 黒崎堤防北区出土の木材及び葉の樹種

(B) クロマツ 葉 *Pinus thunbergii* Parl. 第45図 1a~1c

葉は、短枝に2本束生し針形で長さ7.8cm、幅1mm前後である。葉の横断面は半円形で、樹脂道はいずれも葉肉内に7~10個ある。なお、現生クロマツの葉の横断面を第45図-3図に示す。アカマツの葉の横断面は、半円形と同じであるが、樹脂道はいずれも下表皮に接している。なお、現生アカマツの葉の横断面を第45図-2に示す。



第45図 黒崎堤防北区出土松葉の光学顕微鏡写真

1a.~1c. クロマツ 2. アカマツ 3. クロマツ



第46図 新開村旧隣記碑拓影(1/6)

2. 新開村旧隄記碑の調査

1) 新開村旧隄記碑について

a. はじめに

「高田町誌」には、「所在地 黒崎開立水門の北側に昭和30年3月5日に、文化財として福岡県から指定された名碑で、・・・天保6年（1835）建立される。」とある。

この碑は永治堤防と関係が深く、永治堤防竣工の翌々年の文政11年に九州地方に猛烈な台風が来襲した折り、沿岸の堤防は大損害を被ったが、永治堤防だけは決壊しなかった。この永治堤防は黒崎堤防の石材を移して築かれたことから、黒崎堤防とその築造の構造を称え、潮止の地点である立石に建立されたものである。

また、この地点には「新開村旧隄記碑」を含め「立石さん改修記碑」・「供養碑」の3基が所在する。今回の移設においても3基の旧状をできるだけ復元するように配慮した。移設後、あらためて県指定史跡として指定を受け、他の2基は附となつた。

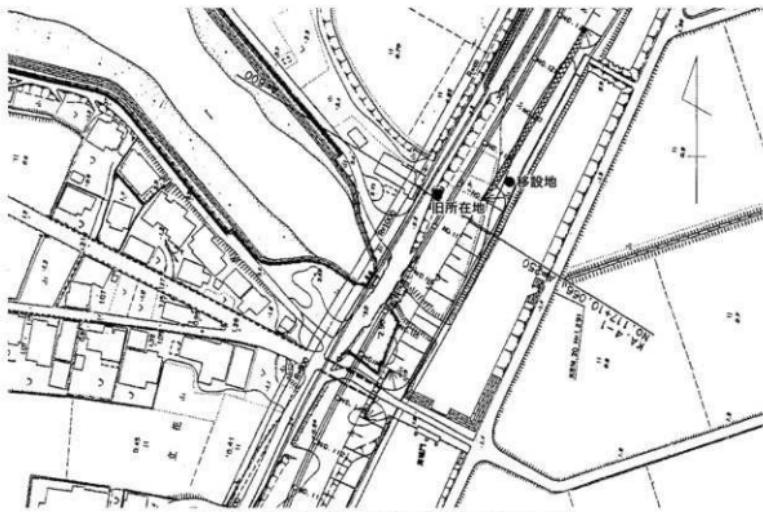
ここでは各碑の拓影を図示して、その訳文を記載する

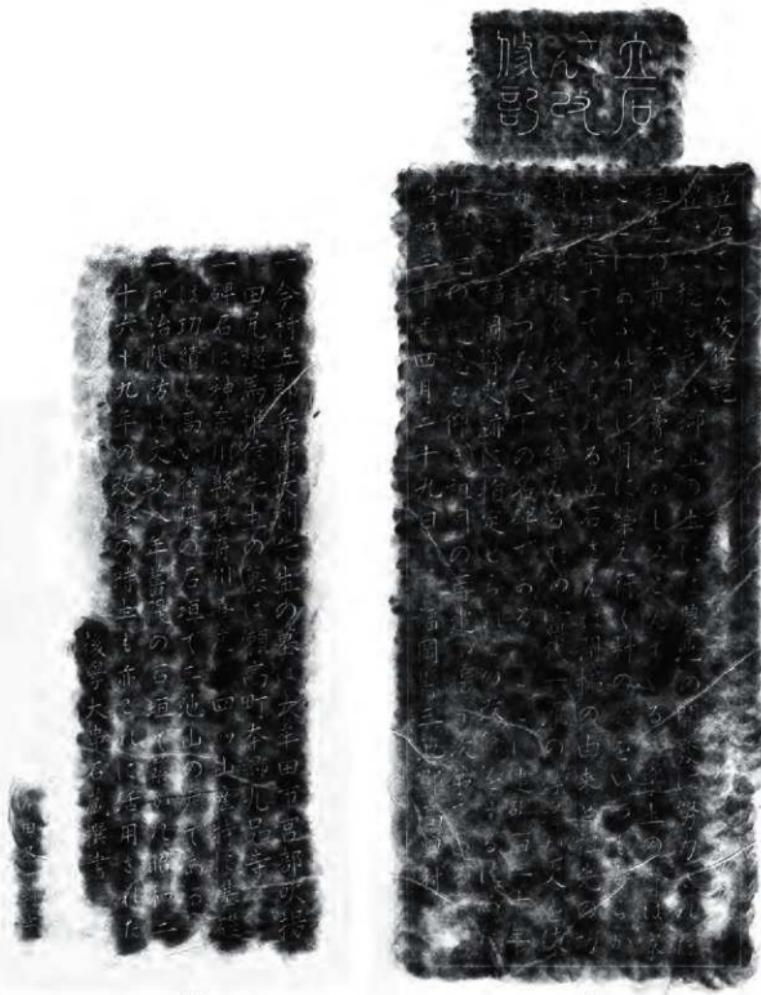
b. 新開村旧隄記碑（図版13、第46図）

題字 新開村旧隄記

江都佐藤担道文 朝散大夫林號篆額

柳河藩今村五郎兵衛藤原長利以延寶中為普請役相新開村海





(裏)

(表)



第48図 立石さん改修記碑拓影(1/6)

濱斥鹵可以墾闢乃築石隄以防風濤隄長一里南自堀口北抵三
開之闢其內得膏腴若干畝至正徳中田尻總馬太神維安繼其職
又續治之然後風濤不能為害也至其後村民更築土隄於舊隄之外
又得若干畝而風濤一至輒蕩然潰決如此者數矣文政乙酉有司相議曰隄非石不堅而運之於遠則勞費亦不貲不如砾石於旧隄移諸此之為易也乃如其言後三年戊子西國濤變瀕海莫能免
其害而此隄巍然獨得全焉於是有司更增修之至る午之春始大成矣然皆資諸旧隄以成之則其功實二子之是雖也有司恐舊功之或泯沒也欲碑而傳之遠索記於余乃喜記其頃末云

天保六年龍集乙未冬十月下澣 淡海闢研書

宮龜年刻字

(訳文)

柳河藩の今村五郎兵衛藤原長利は、延宝年中（1673～1681）に新開村に普請役として新開村の海濱を視察し、塁を避けて開墾すべきとした。そこで石の堤を築き、それで風濤を防いだ。堤の長さは一里あり、南は堀口から北は三開の開門まで到るもので、その内側に若干畝を得ることができた（黒崎堤防）。

正徳年間（1711～1716）に、田尻總馬太神維安がその事業を引き継ぎ、うまく修繕したので、その後は風濤もこれも崩すことができなかった（黒崎堤防）。

その後になって村民は更に土堤を旧堤防の外側に築き、もって若干畝を得たが、これは風濤が一旦来襲すると簡単に壊れてしまうことがたびたびであった。

文政乙酉年（1825）に有司が相談して言った「堤防は石でなければ堅固でないと。が、さりとて遠くから運ぶのは大変である。だから石を旧堤防から取り、これをここに移せば簡単である」と。そこでそのようにした（永治堤防）。

その三年後の戊子年（文政11年）に西国ではしきりに風浪が海浜を脅かし損害を免れるところが無かつたが、しかしこの堤防は確乎としており破壊されなかつた（永治堤防）。

そこで有司は更に増築し、甲午年（天保5年、1834）の春に完成した。これは旧堤防の御陰でできたようなものであり、その功績は二子に帰するものである。有司は旧功が煙滅してしまうのを恐れ、碑を建てようと考え、はるばる自分に碑記を求めてきたので、以上の頃末を記したのである。

天保6年（1835）冬十月

碑文の題字は一流の学識者である林號（1784～1863）8世大学頭、撰文は漢学者佐藤坦（一齋）（1771～1859）、筆者は淡海闢研（1804～1863）藍染と号す。能筆家である。宮龜年とは江戸の人で刻字の名工である。根府川石の立派な石碑である。

なお、今回の訳文は県文化財保護審議会専門委員坂上康俊氏によるものである。

c. 立石さん改修記碑（図版14、第48回）

立石さん改修記碑は、「新開村旧隄記碑」が昭和30年（1955）3月5日に福岡県史跡に指定されたことを尊び、また、指定時の同碑を改修したことなどを記念して、同年4月29日に建立された。

題字 立石さん改修記碑
表 豊かに稔る我が郷土の上には、農地の開発に努力された
祖先の貴い汗と脅とがしみこんでいる 楽土の聲は家
ごとにあふれ田に月に榮え行く村の姿をいつも安らか
に見守っておられる立石さんは開拓の由来と祖先の功
績とを永く後世に傳えるため當代一流の学者が文を練
り筆を揮った天下の名碑である ここに建碑百二十年
を迎福岡県史跡に指定せられこの改修をするにあた
り祖先の遺徳を仰ぎ祖國の再建を誓う次第である
昭和三十年四月二十九日 福岡県三池郡高田村

裏 一 今村五郎兵衛藤原長利先生の墓は大牟田市宮部吹揚
田尻惣馬惟信先生の墓は瀬高町本郷九品寺
一 碑石は神奈川県根府川墓座は四ツ山産特に基礎
は功績も高い旧隄の石垣で三池山の産である
一 永治堤防は文政八年旧隄の石垣で築かれ昭和二
十六～九年の改修の時にもこれに活用された
後學大串石藏撰書 森田又一刻字

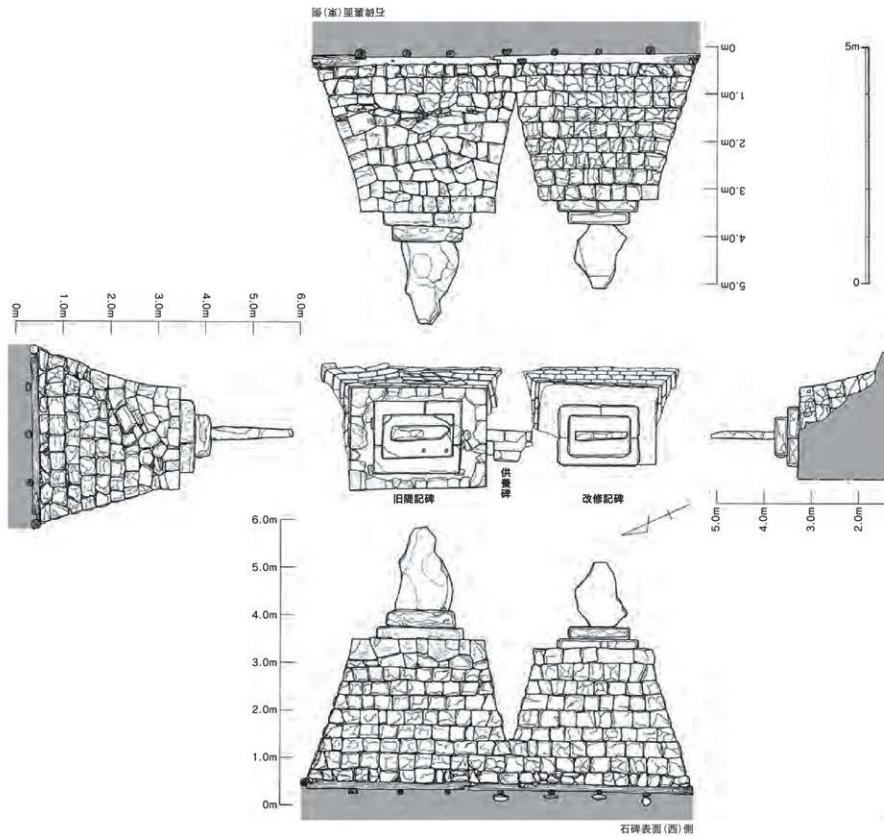
表には、立石さんこと「新開村旧隄記碑」が福岡県指定史跡となったことに対しての敬意と、建設より120年になたり改修をしたことを記念した碑文を刻み、裏には「新開村旧隄記碑」に記されている功労者の今村五郎兵衛藤原長氏と田尻惣馬惟信氏の墓所、碑石の石材・由来を記している。後に当時の建設関係者によれば、石材は「新開村旧隄記」と同じ石材を取り寄せたということである。また、永治堤防の改修の際に黒崎堤防の石材を使用したことを記している。これは、黒崎堤防と永治堤防との関係をよく表している。

d. 供養碑（図版14）

この新開村旧隄記の隣には「供養碑」がある。これは、黒崎堤防の大事業に従事し、事業の無事の完成を願って人柱になった立花の長老を祀ったものと伝えられている。

言い伝えでは、「黒崎堤防は柳河藩にとって大事業であり、役人も夫役に従事する農民にとっても作業は困難を極め、何度も築いた堤防も雨で崩れることがあった。ある日、暴風雨で堤防のそこここで土が崩れ落ち、今までの作業が元のもくあみになるほど荒れた。そのとき立花の長老が海神の心を鎮めるために、農民の代表として誰かが人柱に立って工事を終わらせよう、その人柱になるのは今着ている着物のほこれを横縞の布で縫ってある者といった。その服装は長老だけあり、黒崎堤防の無事な完成を願いながら自ら人柱となつた。」されている。

地元ではこの碑を「ソウマさん」と呼んで大切に祀り、毎年、秋の社日祭と兼ねて、黒崎開の八件の農家が黒崎玉垂神社の神職を招いて感謝祭を行っている（「民話と伝説」）。



第49図 新開村旧隕記碑実測図 (1/80)

2) 新開村旧隣記碑の調査

a. はじめに（図版11・12、第47図）

調査当時、石碑は3基あり、貞享2年（1685）に完成した黒崎開堤防上を、南北に走る町道の東側法面に組まれた石垣上面に南北に並列し、干拓地（有明海）を背にして内陸側に向かって見るよう、碑面が西面して建てられていた。北側の石碑が「新開村の旧隣記碑」（以下、「旧隣記碑」という。）として昭和30年（1955）3月5日付で福岡県史跡に指定されたものである。この石碑は、黒崎堤防完成後もさらに有明海の干拓が進んで黒崎堤防の更に西側沖に永治堤防が造かれ、黒崎堤防付近が陸地化し旧堤となった天保6年（1835）に、黒崎堤防工事最後の潮止地点（図版11）であったこの地に「新開村旧隣記」として建てられたものである。一番南側の石碑には、「……ここに建碑百二十年を迎へ福岡県史跡に指定せられ、この改修をするにあたり祖先の遺徳を仰ぎ祖国の再建を誓う次第である。昭和三十年四月二十九日」の刻銘がある（以下、「改修記碑」という。）。すなわち、旧隣記碑が同年3月5日に「新開村の旧隣記碑」として福岡県史跡に指定された後、それを記念して建てられたことがわかる。また、上記2基の石碑の間に自然石を使用した人柱を祀る供養碑が1基あり、これには記年銘等は刻されてはいない。

b. 調査の内容（図版15・16、第49図）

調査は、2段階に分けて実施した。まず、地表に露出する石垣より上の石碑の実測・拓本取りを行い、その後、バイパス完成後に移築復元するため、3基の石碑と台石を高田町教育委員会敷地内に運搬・保管した。次に、石垣の周囲を重機で掘削し、実測・写真撮影、移設復元の事前調査・準備を行った後、移設復元に必要な石材に番号を振り、教育委員会裏の町有地に運搬し保管した（第50～52図）。なお、バイパスの工事と併行した調査であったため、十分な図化はできなかつたが、規模及び構造についてほぼ把握することができた。

石碑を乗せる石垣は、一連の作業による2段の石積の上に、2基に分かれて組まれている。以下、前者を下部石積、後者を上部石垣とする。この地は干拓地の軟弱地盤であり、地盤沈下を防ぐため、下部石積の下に松の丸太材を井桁状に組む工夫がなされている。径15～20cm程の丸太材7本を1m前後の間隔で東西（石垣の短辺方向）に並べ、それに直交させ1m前後の間隔で5本の丸太材を乗せて組み合わせている。上に乗る材は、2本を組んで縦ぎ、下部石積の下端（南北：石垣の長辺方向）の長さに合わせている。組みあがった井桁の東西南北の縁辺の4本の丸太材、すなわち、下部石積の下段4辺部を乗せる丸太材の両端部は切り込みを設けて組み合わせている。これと同様の組み方は、上部石垣双方の最下段石積ラインが接する下部、すなわち、下段石積の長辺の中央付近において見ることができる。

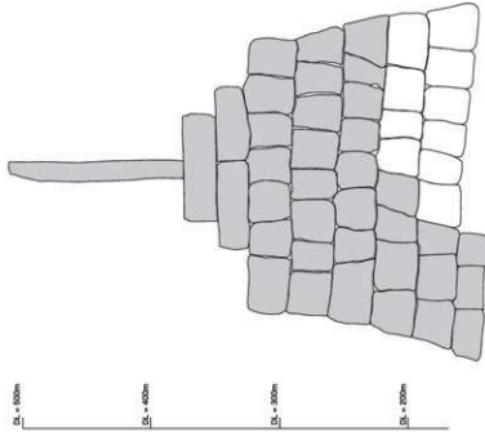
石垣の構築は、上述のように松材の井桁上に、まず、2段積の下部石積を組んでいる。1段目の石材は寸法に統一性がなく、縱、横に使い、隙間に小石を間詰する。2段目の石材は、ほぼ同一寸法であり、正方形に切った石材を使用する。下部石積は上部石垣の基段状のものであるが、近世城郭の石垣風に見える上部石垣の側面の傾斜に合わせて法面をついている。下段石積の規模は、東辺7.8m、北辺3.65m、西辺8.05m、高さ0.6m前後である。

2基の上部石垣は近世城郭の石垣風であり、旧隣記碑石垣の南下辺、改修記碑石垣の北辺が接するよ

第50圖 移設用保育石材(1/40)



■ 移設用保育石材



うに築いている。石積は、旧隣記碑が8段、改修記碑が7段である。後述するように、旧隣記碑は昭和30年頃、道路法面の現在地に移設されており、そのためか、使用石材は法面上の目視できる範囲のものは当初材と思われる石材を使用し、石組も異なる。それ以外は地元産の四山石を使用する。改修碑はほとんど四山石を使用している。規模は、旧隣記碑は石積下端部の東辺4m、北辺3.3m、西辺4.1m、石碑が乗る上面は長辺2.95m、短辺2.1～2.15mの長方形であり、高さは2.5m前後、下段石積を加えて3.1m前後である。同じく改修記碑は、同様に東・西辺とも3.6m、上面は長軸2.5m、短軸2m強、高さは2.3m弱、下段石積からは2.9m程度である。両石垣とも、上面にはセメントを貼っているが、旧隣記碑のセメントは一部が残るものである。石垣解体時の観察によれば、石垣内部には代替の石、土砂、セメントの破片などが詰まっていた。

旧隣記碑・改修記碑は、石垣上面の中央に基壇を置き設置している。双方とも台座は2段構成である。下段は前面に横長の石材を1枚、後方に方形の石材を2枚置き、上段は1枚である。上段の石材にはぞ穴を開け、石碑を設置する。

両石碑を置く2基の石垣の間の斜面に供養碑が祀られている。なお、供養碑は平面図のみで、立面図は作成できなかった。旧隣記碑は高さ1.78m、最大幅1.2m、厚さ15～20cm、台座を含めて2.3m、改修記碑は同じく1.38m、1m、15cm、1.8mである。下段石積からの総高は旧隣記碑5.5m、改修碑4.8mである。

c. まとめ

調査の折、この旧隣記碑は原位置を保っているのか、疑問に思うことがあった。その理由は、主に以下の2点である。

①史跡指定後の日付が刻まれた南の改修記碑に、「……この改修するにあたり……」という文言が記されていること。

②干拓事業等の土木事業を記念するこの種の石碑は、通常、顕彰るべき対象を背景にして建立されることが一般的であること。

この疑問点を少しでも明らかにしようとして、地元の方から記憶の及ぶ限りお話を頂いた（註1）。その概要是以下のとおりである。

①旧隣記碑は、堤防道路上にあったが¹、交通安全上支障があるので、東に1.5m程動かし、堤防東斜面に移設したが、その年代はよく覚えていない。

②移設前は、新聞村旧隣記碑と人柱を祀る供養碑の2基が祀られていた。

③移設後、昭和30年刻銘の改修記碑が南側に建てられた。

④石碑をお祭りしている方々の話では、移設前の石碑は東面していたが、移設した際に石碑は西面するように建てられた（移設前、人々は西方の干拓地を向いて祭事を執り行っていたが、移設後はこれが逆になった）。

註

1 高田町教育委員会にご紹介頂いた平川大吉氏から、平成14年9月13日に石碑移設の状況についてお話し頂いた。平川氏は石碑のすぐ西側に永らく住まわれ、住宅敷地がバイパス建設予定地に含まれるため、近くに移転されていた。



簡易清掃



ナンパリング



石碑撤去 1



石碑撤去 2



石碑撤去 3



保存状況



基礎石積み簡易清掃



基礎石積み(左:立石さん改修記碑、右:旧隠記碑)

第51図 解体記録 1

d. 解体工事（第51・52図）

解体工事は、平成14年度事業「新開村旧隣記碑移設調査業務委託」の中で実施した。指名競争入札の結果、株式会社シーマコンサルタントが1,312,500円で落札した。工期は11月12日～12月20日の間である。業務内容は以下の通り。

①簡易調査

移設に先立って、石碑に対する目視による調査を行い、作業を円滑に行う際の妨げとなる恐れのある箇所を特定。経年劣化が認められ、石碑等に軽微な欠損及び亀裂が確認されたが、移設作業に影響を与えるものではなかった。各部位ごとに調査用図面を作成。

②簡易清掃

重機を用いて周辺地盤の掘削を行って基礎の石積みを露出させ、高圧洗浄器を用いて石碑及び基礎の石積みに付着した泥等を洗い落とし、洗浄困難な箇所は竹串・軟質ブラシで清掃。

③ナンバリング

旧隣記碑・改修記碑・供養碑及び各基礎の石積みに対し、各部位面ごとに符号を付記して写真撮影を行う。また、簡易調査で作成した調査図面に符号を表記して本移設に備えた。

④解体準備工

解体作業に備えて、基礎石積み部の形状寸法を実測して、高低差・水平度及び斜墨を打って調査図面に表記。

⑤-1 石碑解体

振動及び衝撃による損傷を与えないようにスリング掛けを施し、各石碑本体及び基台を10tクレーン車を用いて順次解体。なお、記碑と基台の隙間に古銭等は存在しなかった。

⑤-2 基礎石積み解体

旧隣記碑・改修記碑・供養碑を併行して解体を行った。旧隣記碑の内部には大量のコンクリートが打設されて取り外しが困難であった。改修記碑は比較的大きな石材が使用されており、隙間が見受けられた。

⑥運搬・仮置・養生

保管場所である高田町役場（当時）敷地内に、4tユニック車で運搬して仮置、板材等で養生し、シート掛けを行って保護につとめた。なお、供養塔は後日に仮座を施した。

⑦まとめ

旧隣記碑と基礎の石積みの材質は、海生砂岩を使用。基礎の石積みは切石で、反りを取り入れた工法を用いて、裏込めコンクリートを使用した当該規模としては精巧な練積み石積みである。この出隅の反りは、軟弱地盤上に位置することから不等沈下を考慮したか、大きく壯麗に見えるよう意図したためであろうが、石積み天端まで反りを施すことから後者によるものであろう。

改修記碑及び供養塔の材質は砂質変岩で、基礎石積みは空積みで反りを取り入れている。

註

改修記碑によれば、旧隣記碑は根府川石（神奈川県小田原市南方産の安山岩）を、台座には大牟田市四ツ山産の石材（砂岩・頁岩）、基礎石積みには三池山産の石材（花崗閃緑岩）を使用したことが碑文に刻されている。改修記碑建立に使用した間知石を、旧隣記碑改修（嵩上げ）の際に見えない部分に多用していることが、写真から読み取れる。



基礎石積み簡易清掃



解体準備



基礎石積みナンパリング



基礎石積み解体 1



基礎石積み解体 2



基礎石積み解体 3



基礎下部石積み解体 4



基礎石積み解体 5

第52図 解体記録2

3) 新開村旧隣記碑の移設

a. はじめに

移設予定地は、当初法面で計画された土羽の一部をほぼ垂直に変更して確保されるスペースであるため、盛土工事が進まないと移設に着手できなかった。また、石碑や基礎石材を搬入する方法として、有明海沿岸道路本線上から下ろすという構想であったため、舗装工事が始まる以前というタイミングで計画していた。平成19年度春、工事工程を確認し、新開村旧隣記碑の移設工事に要する工期の確保を依頼したところ、工事サイドとしては20年度末の暫定供用を目指しており、移設工事のために工事中断はできないとのことであった。協議の結果、路線の東側に幅2mほどの管理用道路が設置される予定であり、これを使用して移設工事を行うことになった。

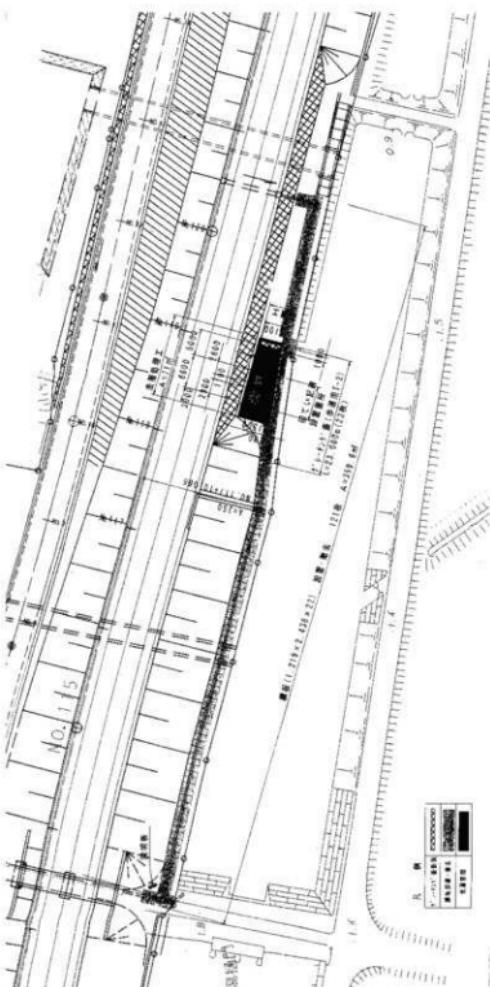
b. 設計管理委託

(第53～55図)

移設設計業管理務委託にあたり、県文化財保護課では指名競争入札を実施、株式会社シーマコンサルタント（福岡市中央区）が315万円で落札した。契約・着工は平成19年7月30日、竣工は20年3月31日を予定した。

業務の内容は、①現況の把握、②復元範囲の検討、③復元に関する各種工法の検討、④復元構造の検討、⑤実施図の作成、⑥数量の算出、⑦施工時の重点管理である。

以下で簡略に説明を加える。



第53図 移設工事全体図(1/200)

①現況の把握

解体した石碑及び基礎石積み材の一部を旧高田町公民館敷地内に移設・保管していたが、町が総合文化施設を建設するために基礎石積み材を水治排水機場に再移設し、石碑本体はそのまま旧高田町公民館に保管していた。これら保管場所と移設予定地の位置・現状の確認作業である。

この際、軟弱地盤に計画された大型構造物であるために、福岡国道事務所は大規模な地盤改良を行っていたことから、そのデータを入手し、構造計算の基礎資料として用いた。

②復元範囲の検討

福岡国道事務所は長さ約65m、幅6.5~4.5mの形状の土地を移設地として準備した。幅は南が広く、北へ向かって徐々に狭くなる。これは法面とした場合の法尻に設置する側溝までの幅で、側溝の外側に幅約2mの管理用道路が付設する。この範囲に3基を合わせて長辺7m、短辺3mの規模の構造物をどのように配置するかを検討するが、進入路が南に設定されていることもあり、かつ最も奥行き（幅）のある空閑地の南端に設定する。

また、基礎の石積みの石材を相当数保管しているが、すべてを使用するならば碑はかなり高くなる。本来、基礎石積みはすべて見えない位置に配されたものであり不必要といつても過言ではないのであるが、このような構造物があったと明示するために2段程度を復元することとした。

③復元に関する各種工法の検討

石碑は石積み構造のために基礎工が必要である。当地周辺は軟弱地盤であるものの、道路敷きは既に深層地盤改良を実施しているために特殊な工法ではなく、直接基礎で検討する。余った石材でエリアを区画する意味の北側石積みも同様の工法で施工する。

表層は雨水による浸食、雑草の管理棟の問題が極力生じないよう、かつ指定文化財所在地として違和感のないように処置する。また、管理用道路との間の側溝は無蓋であるが、石碑は信仰の対象となっていて年に幾度かの祭典が催されるため、グレーティング蓋を置く。

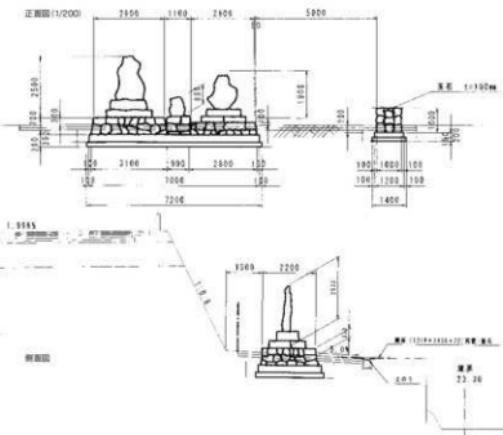
管理用道路は通常施錠され、石碑は道路盛土で遠方からは見づらい。そのため、管理用道路入口に説明版を設置する。

工事に際しては、既設側溝を傷つけないように覆工板の設置を検討する。

④復元構造の検討（詳細な計算は略す）

石碑の基礎工検討 基礎地盤のN値=10と推定。基礎寸法2.6（幅）×7.0（長）×0.7（深）m

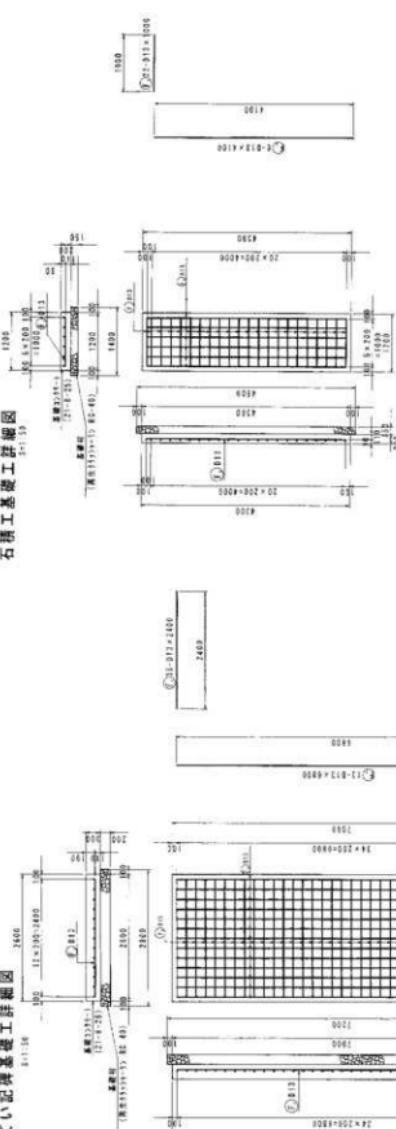
の長期許容応力度48kN/m²。基礎石・本体基石・本体の接地圧29.1kN/m²（詳細略）。



第54図 移設工事設計図1

日付記録基盤工詳細図

石積工基礎工詳細図



序号	名稱	規格	数量		備考
			材	枚	
1	木枠	(640×150×20) 16枚	16	16	
2	鉄筋	(φ12×150×30) 32枚	32	32	
3	コンクリート	(200×150×30) 1枚	1	1	
4	砂利	(3500×150×30) 1枚	1	1	
5	土	(28500×150×30) 1枚	1	1	
6	盛土	(28500×150×30) 1枚	1	1	

積荷算定表



表層處理工 5:1:20

(4.83m)×(3.46m)×(0.40m)

説明板標準図 5:1:50

リヤトランク車 5:1:20
(歩道用)(-2)

第55圖 移設工事設計図2

石積みの基礎 基礎地盤のN値=10と推定。基礎寸法1.2(幅)×4.3(長)×0.5(深)mの長期許容応力度41kN/m²。基礎石・本体基石・本体の接地圧26.6kN/m²(詳細略)。

表層処理 景観や経済性を考慮して土系の透水性保水型舗装を採用する。

説明版の強度 説明板寸法2柱(地上高2.6m、表示板1.15×0.9m、支柱φ76.3mm)、基礎寸法0.6×0.6×0.9(深)m(詳細略)。

⑤実施図の作成(第53~55図)

⑥数量の算出(略)

⑦施工時の重点管理

石材確認 今回使用する石材の選別を行い、ナンバリングが消えているものは解体時報告書と照合して再度ナンバリングを施す。

基礎石積み仮組み 石材選別後、仮置き場で仮組みを行い、石材のかみ合わせや当たりの状況確認を行いマークイングする。仮組みの際は報告書を本に丁張の設定を行う。風化や劣化が進行して使用不可能な石材については監督員と協議し、別の使用可能な石材を加工して使用する。仮組み完了後、解体する際には作業工程に合わせ、石材を整理する。

仮設工 法面等の土砂を除去して現地進入路を確保、現地の側溝等に覆工板を敷設して養生を行い、資材・材料等置き場として小屋を設置する。

基礎工事 地盤改良された地盤の上にコンクリート基礎を打設する。

石材搬入 使用石材を養生し、作業工程に合わせてその都度搬入する。

基礎石積み本移設 報告書及び仮組み時のマークイングを参考に石積みを行う。

部材搬入 旧高田庁舎に仮置きされている石碑・基台・供養塔等を作業工程に応じて搬入する。

石碑・基台本移設 報告書に基づき据え付ける。天端等の微調整は鉛板で調整を行う。

石積み工 石碑より適当な距離をとり、解体石材を使用して石積みする。

表層処理工 石碑周りの表土の表面処理を行う。

雑工 既存側溝の蓋設置、石碑説明板の設置を行う。

現状復旧・養生撤去 仮設物の撤去を行い、現状復旧する。

c. 移設工事(第56~63図)

上記の設計を受けて、移設工事の発注を行った。指名競争入札の結果、正栄建装株式会社(福岡市南区)が1,711.5万円で落札、平成19年11月1日に着手した。

工事着工にあたって、まず県文化財保護課、設計管理者のシーマコンサルタント及び施工業者の正栄建装が会して、地元関係者に対し、現地での移設地の確認及び工事概要の説明を行った。

また、工事の過程でいくつかの変更がなされた。旧所在地が道路敷きに接していたために幾度となく車が衝突するなどしたようで、セメントで補修した破損箇所がかなり見受けられた。今回の移設にあたって、小さな破損はセメントを除去して擬石処理を行い、大きな破損は保管していた同質の石材を代替した。

また、地元から除草作業が不要な仕上げにするよう強く要望があったために、表層処理をコンクリート打設とし、石碑基底部周りに直接コンクリートが接しないように余った石材を巡らせるなど、一部で変更がなされた。

以下は、工事工程に沿って写真を掲載し、簡単な説明を加える。



移設予定地現況



下部石積み保管状況（シート除去後）



石材確認



石積み仮組み



覆工板敷設準備



同敷設



覆工板敷設終了



レベル測量

第56図 移設復元工事1



石碑基礎床掘り



同碎石敷設



同鉄筋組立て



同コンクリート打設



同コンクリート打設終了



同コンクリート養生



基礎石積み搬出



同搬出後

第57図 移設復元工事2



中軸線測量



高さ調整のためコンクリート打設



移設地での仮組み



旧隕記碑下部石積み組立て



内部に碎石を詰める



高さ・傾きの微調整



内部を充填



下部石積み組立て終了

第58図 移設復元工事3



石碑移設前の抜魂の祭典



石碑搬出



石碑搬出2



改修碑組立て



立石さん組立て



表面加工



破損部の擬石塗装



組立完了

第59図 移設復元工事4



北石積み基礎工



同鉄筋組立て



同コンクリート打設



同組立て開始



同一段目完了



同石材の細部加工



同最終組立て



同完了

第60図 移設復元工事5



石碑保護のために余った石材で取り巻く



表面塗装範囲の床掘り



碎石填圧



鉄筋組立て



コンクリート打設



完了



側溝清掃



グレーティング敷設完了

第61図 移設復元工事6



案内板基礎床掘り



同基礎コンクリート打設



同コンクリート基礎設置



同設置



覆工板撤去



同撤去完了



入魂の祭典



福岡県文化財保護審議会専門委員の視察

第62図 移設復元工事7



移設工事完了



同



新開村旧隣記碑



立石さん



改修記碑



北を向する石積み



案内板



完了検査

第63図 移設復元工事8

d. おわりに

新開村旧隣記碑について、その概要、図化と基礎石積みの発掘調査、そして移設復元工事について記してきた。移設地については二軒、三軒しつつも、最終的には移設前の位置から北東に30mほどの位置となった。碑面は東面して設置され、聞き取り調査が正しければ旧に復したこととなる。

発掘調査では、軟弱地盤に対して丸太材を井桁に組んで沈下防止の基礎とした様子、旧隣記碑と改修記碑が同一の基礎上に置かれた様子が確認できたが、これは昭和30年（1955）の改修記碑建立時に旧隣記碑の基礎石積みも大きく改造されたことを示し、ひいては聞き取りにあるように本来の位置を保っていない可能性をも示す。当初、旧隣記碑は「史跡」として指定されたが、聞き取りではその段階で既に移動していたらしい。「史跡」に歴史的意味を認めるならば今回の移設事業自体が頓挫したこともあり得ただろう。移設後は史跡指定を解除の上、あらためて史跡「柳河藩干折遺跡」として黒崎堤防などと統合され、その際に供養費及び立石さん改修記碑も附として指定された。

新開村旧隣記碑の移設復元事業は、平成14年度の着手から5年余りの時間が経ち、その間に工事サイドのみならず、県文化財保護課の担当も異動して行く中で、ことの発端から結末まで立ち会ったのはみやま市文化財担当猿渡真弓氏ただ一人である。事業中は困難な地元折衝を引き受けさせていただき、この報告にあたっても全面的な協力を仰ぎ、加えて分担執筆をも依頼したことで相当の負担になったのではないかと、恐縮している。あらためて謝意を表したい。

また、平成20年12月6日、解体時の調査担当であった九州歴史資料館参事児玉真一氏が急逝された。その一週間ほど前、「原稿は書いたけど、近々入院するので、図版組みまではできなかつた。病院は福岡市内なので、必要があればいつでも連絡できるから」といった電話をいただいたが、全く突然のことであった。本報告作成にあたって、当時のことなど、もっと詳しく教えを請うことができたら、よりよい報告となつたであろうが叶わなかつた。文字通り、最後の最後まで、報告書作成に取り組んでいただいた児玉さんの姿勢に敬意を表するとともに、心よりご冥福をお祈りします。



第64図 移設調査業務を現地確認する児玉さん(平成14年)

3. 江越八幡海岸灯台の調査

1) 柳川市の調査組織

国土交通省及び福岡県教育委員会の関係者は、I-2に既述しており、ここでは柳川市の関係者名を記す。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
柳川市文化財専門委員会			
会長	武松 豊	武松 豊	三池 賢一
副会長	三池 賢一	三池 賢一	半田 隆夫
委員	藤丸 三雄 浦 八郎 半田 隆夫 中野 等 安田 宗生 西 健一郎 松岡 高弘 植野かおり	藤丸 三雄 浦 八郎 半田 隆夫 中野 等 安田 宗生 西 健一郎 松岡 高弘 植野かおり	武松 豊 藤丸 三雄 浦 八郎 中野 等 安田 宗生 西 健一郎 松岡 高弘 植野かおり
柳川市教育委員会			
教育長	上村 好生	上村 好生	上村 好生
教育部長	佐藤 健二	佐藤 健二	佐藤 健二
生涯学習課長	中村 典幸	中村 典幸	龍 英樹
課長補佐	野田 彰	大石 涼子	大石 涼子
文化係長	袖崎 朋洋	袖崎 朋洋	袖崎 朋洋
事務主査	木原 隆文	山田 義光	山田 義光
主任主事		塚本 紹代	宮部 義之
主任技師	堤 伴治	堤 伴治	堤 伴治
主事			佐川 裕宣
臨時職員	上田 龍児	丸尾 弘介	丸尾 弘介
柳川市建設部区画整理推進室			
臨時職員	原田 智也	原田 智也	原田 智也
		武田 征子	武田 征子
[事業主体]			
皿垣区 代表者 皿垣北行政区長	平川价一郎、松藤 伸正 (平成20年4月1日から)		
皿垣南行政区長	古賀 保雄		
[施工・写真測量]			
正栄建設株式会社			

2) 地理的・歴史的環境

a. 地理的環境

福岡県柳川市は福岡県南西端、有明海北部沿岸に広がる筑紫平野に位置する人口約76,000人、面積76.9平方キロメートルの地方都市である。九州山地から有明海に注ぐ筑後川下流域左岸と矢部川下流域右岸とに挟まれた三角州に立地し、標高0m～5m程度の平坦な低平地である。また、柳川市が面する有明海は最大で5～6mにも及ぶ干満差があり国内有数の干潟を有し、沿岸部には干拓地が広がる。これら平野部には、矢部川及び同水系の沖端川、二ツ川、塙塚川を水源として限無く灌漑排水用の水路が巡らされ、基幹産業である農業や日常生活を支えている。

広大な干潟と大きな干満差は干拓に適しており、近世以前から国人領主等により干拓が進められていたと考えられているが⁴、慶長6年（1601）に田中吉政が筑後国主として柳川に入ると、現在の大川市からみやま市高田町に至る長大な干拓堤防を築き、慶長本土居と呼ばれている。以後、近世の立花時代から近現代を通じて昭和44年（1971）竣工の大和干拓まで干拓事業が進められた。

柳川市内に森林は認められず大型樹木は社寺地境内や屋敷地・公園に、クスを中心としてエノキ・マキ・モチ・マツ等がみられる。このほか水路岸にヤナギやメダケ等の灌木がみられ、水路岸や河川堤防にハゼが植えられている。水面が多い本市では水際の植生に特徴がある。河川の汽水域にはヨシやオギが広範囲に群生しており、筑後川河口域のイセウキハガラや塙塚川下流域のヒロハマツナなど塙生地の希少植物群落がみられるほか、内水面では沖端川や二ツ川・太田川に希少種のオグラコウホネが群生している。

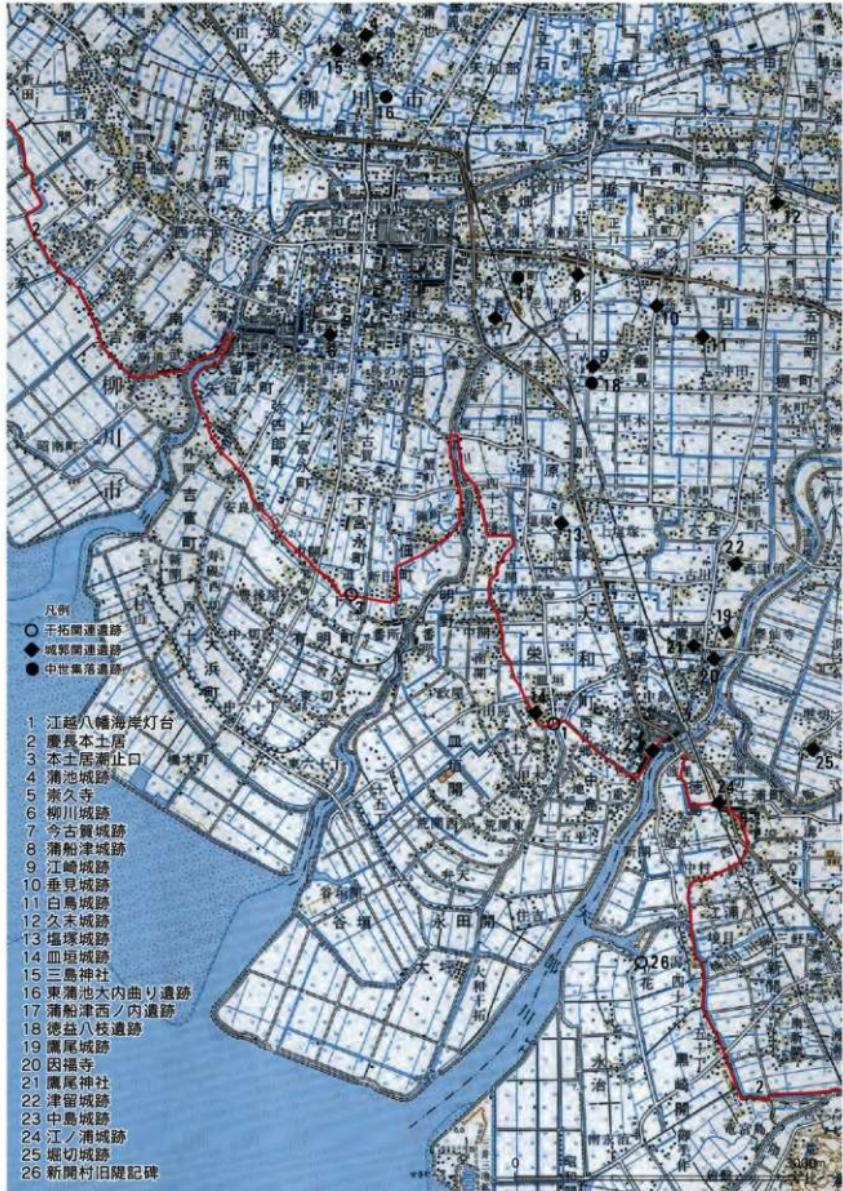
柳川市の基幹産業は農業と漁業である。筑紫平野は日本有数の穀倉地帯であり、柳川市域においても戦後の大和干拓・昭代干拓や圃場整備事業により農業基盤の充実が図られてきた。稲の裏作としてい草・麦・大豆等が作られるほか、野菜のハウス栽培や干拓地での果樹栽培が増加している。内海である有明海は良好な漁場であり採貝も盛んであったが近年は漁獲量が減少している。このほか昭和30年代から飛躍的に発展した海苔の養殖が盛んであり日本最大級の生産地である。

また、城下町の堀割を「どんこ舟」と呼ぶ小舟で巡る川下りや鰻の蒸籠蒸して知られる観光都市であり、詩人北原白秋や第10代横綱雲龍久吉の出身地としても知られる。特に5月3日から5日にかけて港町沖端で行われる水天宮祭をはじめ、柳川蒲の蒲祖を祀る三柱神社の秋の大祭「おにぎえ」や、北原白秋の命日である11月2日を挟み水上パレードなどが催される「白秋祭」、春の稚祭り「さげもん巡り」の時期には多くの観光客で賑わう。

b. 歴史的環境

柳川市内に縄文時代に遡る遺跡は見つかっていない。これまでの発掘調査では弥生時代中期以降の遺跡が確認されており、表探遺物も同時期を遡るもののが希であるため、海面の後退に伴いこの頃から本市周辺が居住可能域となったと考えられる。弥生時代中期前半の徳益八枝遺跡、中期後半の磯島ブケ遺跡、後期の蒲船津江頭遺跡が調査されているが、いずれも集落遺跡であり礎盤を持つ掘立柱建物が確認された。この他、西蒲池、正行・百町、鷹ノ尾に弥生土器の散在地が集中している。

古墳時代は西蒲池の三島神社貝塚や三橋町垂見の垂見遺跡で須恵器や土師器が表探された他、圃場整備による水路工事の際に正行・百町等で須恵器が採取された。いずれの遺跡も未調査であり、今後



第65図 江越八幡灯台位置図(1/50,000)

の発掘調査が待たれる。またこれまで古墳は確認されていないが、隣接する筑後市やみやま市瀬高町の平野部には後期古墳がみられ、今後削平を受けた古墳が発見される可能性もある。

古代は蒲船津江頭遺跡で調査が行われたほか、西蒲池周辺や鷹尾神社遺跡、枇杷園遺跡Ⅱで須恵器や土師器が採取されている。

中世には、本市では沖端川以西・以北の旧三瀬郡域が三瀬荘に、これらの地域以外の旧山門郡域が瀬高荘に属していた。戦国期には蒲池城を本拠とする蒲池氏と、三池から後に鷹ノ尾に城を築き移った田尻氏といった国人領主が一帯を治めた。天正9年（1581）に下蒲池氏の蒲池領並が龍造寺氏に謀殺されると、田尻鑑種が柳川城を落とし下蒲池氏は滅亡した。中世の遺跡はこれまでに大型の掘立柱建物を確認した東蒲池大内曲り遺跡、方形の溝を確認した徳益八枝遺跡等が調査されており、現在は西鉄柳川駅東部の土地区画整理地内で蒲船津西ノ内遺跡を中心に集落遺跡の調査を実施している。下蒲池氏に関する史料は滅亡時の戦乱で焼失したため極めて乏しく、中世の柳川地域の歴史を明らかにする上で、今後の発掘調査に期待が持たれる。

その後、柳川は一時期龍造寺氏の支配下にあったが、豊臣秀吉の九州平定後、天正15年（1587）に柳川が与えられた立花宗茂が入部した。慶長5年（1600）に関ヶ原の戦いで西軍に与した宗茂が改易されると、関ヶ原の戦いで西軍の将であった石田三成を捕らえる功績により慶長6年（1601）に田中吉政が筑後一国の領主として柳川城に入る。吉政は城郭整備を始め精力的に農業基盤の整備を進めたとされるが、2代忠政に後嗣が無く田中家は改易された。その後奥州棚倉に1万石を与えられていた立花宗茂が元和6年（1620）に再封され、以後幕末まで立花氏の支配が続いた。

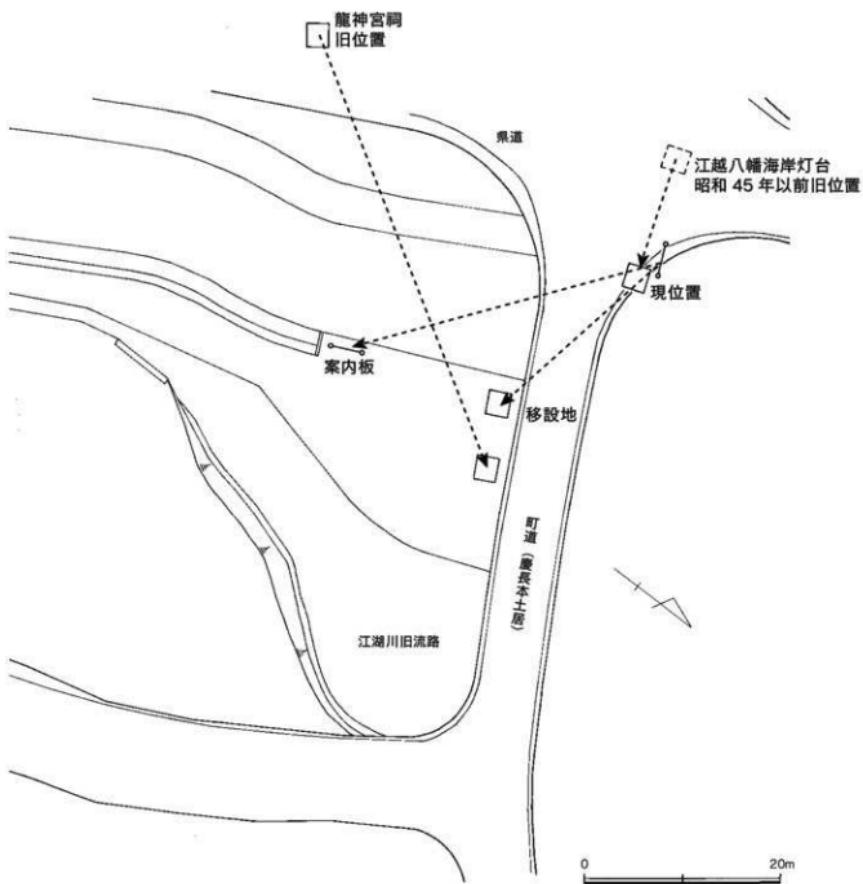
廃藩置県後の柳川市域は柳河県、次いで三瀬県、福岡県に属し、数次の市町村合併を経た後、平成17年（2005）の旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の市町合併により現在の柳川市となっている。近代以降は大規模な地割りの変更や工業化が行われず一次産業が発展し、戦後は詩人北原白秋が著した詩歌による水郷のイメージを前面に出した観光都市として全国に知られるようになった。

c. 江越八幡海岸灯台の立地

江越八幡海岸灯台は柳川市大和町栄字皿垣に所在する。当地は筑後平野南西端の矢部川下流域右岸に開けた標高2.5m程度の低地平野であり、他の章で述べられた慶長本土居の土居上に位置する。慶長本土居の内側にあり、本灯台から西に200m程離れて中世城郭の佐留垣城があり、同地一帯は戦国期には干拓等により陸地化していた可能性もあるが、詳細は不明である。佐留垣城は戦国期に蒲池氏領内に築かれた居館と考えられるが、蒲池氏が天正9年（1581）に肥前の龍造寺隆信に滅ぼされた際、蒲池氏の残党が最後に立て籠もり全員が討ち死にした場所である。現在、集落内の堀に囲まれた一角が城跡に推定され、一部は墓地となっている（註1）。

d. 江越八幡海岸灯台の建築と変遷

江越八幡海岸灯台は初め有明海から遡上する江湖川の奥部で漁船の発着場でもあった当地に灯台として築かれたといい、後に享保15年（1730）に鷹尾神社の分霊として建立された江越八幡宮の常夜灯となつた。昭和8年（1933）に谷垣開が造られるまで漁港として機能したという（註2・3）。整理すると、近世初頭の慶長本土居の築造後、沖合に向い干拓地が拡大していく過程で入江状に発達した感潮河川の江湖川奥部が漁に出るための港として使われるようになり、慶長本土居上に灯台が築かれた。享保15年（1730）に江越八幡宮が建立されるとその常夜灯を兼ねるようになり、昭和8年に谷



第66図 江越八幡海岸灯台移設配置図(1/500)

垣開が造られ江湖川から出港できなくなるまで灯台としての役目を果たしたということになる。

その間、明治12年（1879）に当時の栄村皿垣名により現在の姿に改修されたことが軸部と基壇とに刻まれた銘文から分かる。また、本灯台は江越八幡宮の参道入口東側に建てられていたが、昭和45年（1970）に参道西側の農免道路が建設された際に東に10m程離れた水路際に移設された。平成3年には水路護岸工事に伴い一時解体・据え直しがされたが、不同沈下が始まり灯台が傾斜し倒壊の恐れが生じたため、平成12年頃まで倒壊防止措置として台座に介物の石材が捕捉された。

3) 江越八幡海岸灯台の調査

この江越八幡海岸灯台の移設・調査事業に至る経緯については、I-1で既述した。

a. 現状変更

1. 現状変更要旨（平成18年12月11日付現状変更許可申請書から）

江越八幡海岸灯台を、現在地から慶長本土居跡である県道を挟み南東方向に約20メートル移設する。移設に際しては養生後に番付解体し、必要に応じて実測及び写真撮影による記録保存を図る。移設は不同沈下防止のためコンクリート基礎上に行い、在来工法で組み立てる。

なお、現在使われている補修材等は解体時に一旦除去し、構造上問題がある箇所のみ疑石等により最小限度の補修を行う。

2. 柳川市文化財専門委員会が指摘した留意事項（平成19年1月18日付答申書から）

① 江越八幡海岸灯台の現在位置は、水路工事により既に元位置から動いている。江越八幡海岸灯台の文化財としての価値は、灯台建築当初の海岸線を証明している点にあり、慶長本土居と一体的に理解する必要がある。そのため、当初の位置に標識を設置する等の措置が必要である。

② 現在の案内板を移設する際に移設について追記する等、江越八幡海岸灯台の所在地に対する誤認を防止する措置が必要である。

③ 江越八幡海岸灯台については現状がよく把握されていない。解体作業時の記録調査や石材同定等、現況調査を実施する必要がある。また、民俗文化財としての性格も強いため、地元に残る記録や伝承を掘り起こす必要がある。

b. 江越八幡海岸灯台の調査

1. 調査概要

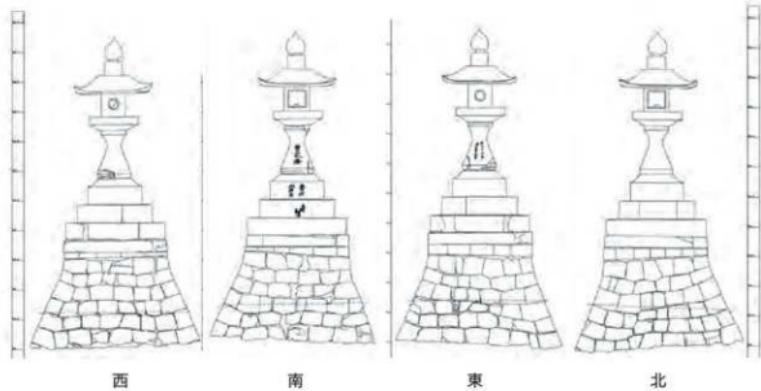
調査は、灯台の現況立面の実測、基壇及び石積土台の断面及び各段の平面実測を平成19年1月30日から同年5月31日までの期間に断続的に行った。

灯台の現況立面の実測は、灯台の解体前に正栄建装株式会社が写真測量により行った。

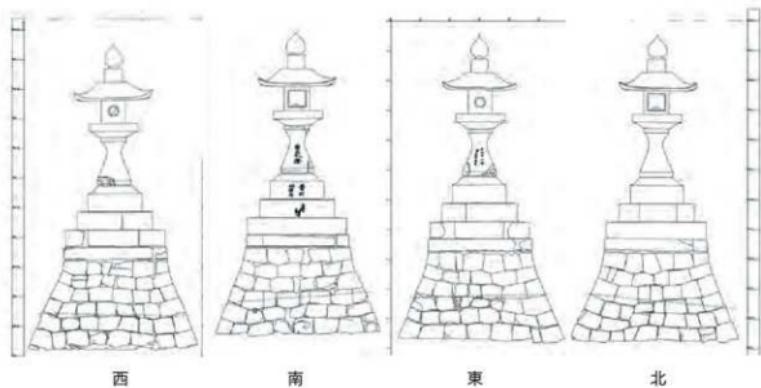
また、灯台軸部より上部を解体した後、基壇及び石積土台を一段ずつ解体しながら、柳川市教育委員会において断



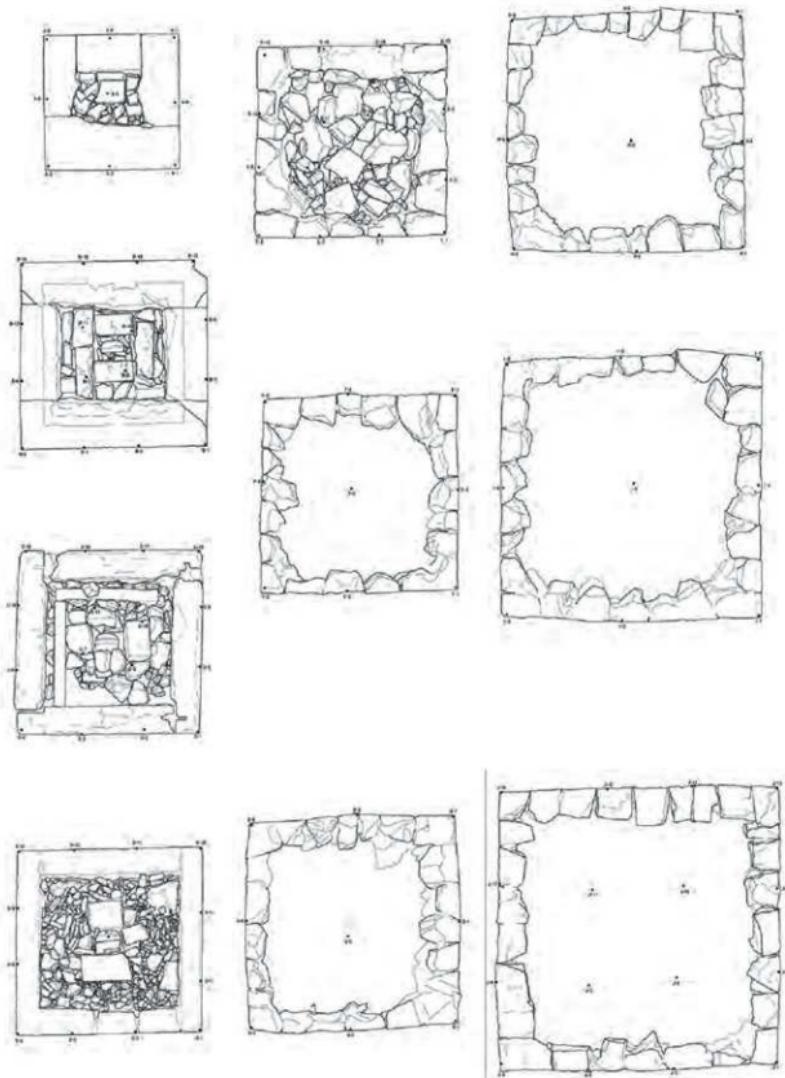
第67図 昭和43年以前の
江越八幡海岸灯台



第68図 江越八幡海岸灯台現況立面図(1/80)



第69図 江越八幡海岸灯台竣工立面図(1/80)



第70図 江越八幡海岸灯台基壇及び石積土台各段平面図(1/40)

面及び平面の実測を行った。平面実測については要所を手測りし観察結果を注記すると共に、並行して正榮建設株式会社が写真測量を行った。

2. 実測調査

初めに、灯台の解体前に現況立面図を写真測量により作成した（第68図）。そして、現況図に基づき石積土台の地下への埋没部分の修正及び土台と基壇との間の近年後補された介物を除去し、設計図を作成した（第69図）。

調査から分かったこととして、石積土台は縱横30cm程度の石を亀甲積みしており横目地がよく通っている。土台内部には礫混じりの褐色土が詰められていた。

基壇内部には、黒御影石製の御神体が納められていた。

3. 銘文

灯籠部分の竿石南面には「常夜燈」、同じく北面には「明治十二年卯八月上旬」の銘文が刻まれている。同じく灯籠部分の基礎石南面には「榮村 皿垣名」の銘文が刻まれ、また介物の石材を基壇1段目として下段から順に数えた基壇4段目南面には「桙野峰 石切 時次郎 同常八」の銘が刻まれている。

4. 御神体

〔形と銘文〕

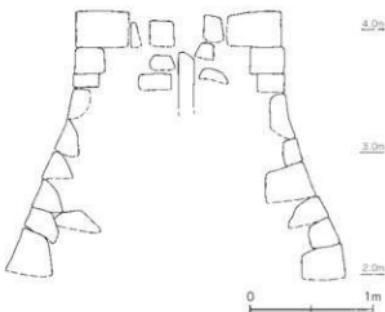
御神体は基壇内部に納められた黒御影石製、高さ29cm、幅22.8cm方形の板石で、正面に向かって上部が山形に綴やかな丸みを帯びている。銘文が刻まれた正面及び両側面と上面がよく磨かれ、それ以外は丁寧に成形され細かく彫削りされているものの磨かれてはいない。銘文は正面上面中央に縦書で「五社大神」、また正面下部に右から縦書で五行にわたり「正一位三九郎稻荷大明神」「八大男龍神」「八大女龍神」「龍宮大神」「正一位太郎稻荷大明神」と刻まれ、文字内部が朱塗りされている。

〔設置状況〕

御神体は、石積土台の天端をコンクリートで平坦に均した後、その中央に正面が南面するように据えられていた。竿石を組み合せた基壇を四段積重ねた内側の空間には、主に方形の石材を用いて御神体の四方を囲み石室が造られ、石室内の御神体に接する空隙には主に角砂利を、竿石と石室との空



第71図 御神体



第72図 江越八幡海岸灯台基壇及び石積土台断面

図(1/40)



第73図 江越八幡海岸灯台銘文拓本(1/20・1/10)



1. 江越八幡海岸灯台移設前状況



5. 御神体安置状況



2. 下部コンクリートハツリ作業



6. 石垣解体状況



3. 事前簡易補強



7. 調査状況



4. 宝珠・笠解体作業



8. 石垣組立

第74図 移設工事实施状況1

隙には大きさが不揃いの礫を充填している。石室上部を二枚の扁平石で塞ぎ、最後に基壇最上部の竿石の天端までの空隙によく磨かれた大理石の割石が充填されていた。

5. その他

[使用石材]

石積土台・・花崗閃緑岩、安山岩（1段目のみ）（註4）

後補の介物石材・・不明

基壇1段目・・砂岩

基壇2～3段目・・凝灰岩

灯籠部の基礎石・・同上

灯籠部の軸部以上・・同上

灯籠部と基壇部に刻まれた銘文から、三池郡様野村（現在の大牟田市）の石工、猿渡時次郎と常八の兄弟が携わったことが分かる（註5）。

[管理・祭祀]

移設工事期間中に地元行政区から聞き取り調査を行った。江越八幡宮参道を南に延長した先に龍神宮と呼ばれる古い祠が建てられている。龍神宮は代々皿垣区の12の家が管理しており、毎年祭祀が行われている。今回、移設後の灯台と龍神宮の2基が並び建つ水路際の広場に既存の案内板や標柱も移され、遊歩道や植栽が整備された。今後はこのうち江越八幡海岸灯台の管理については皿垣区全体で行うこととされている。

c. 工事概要

1. 経過

2. 工事仕様

イ) 工事名 柳川市指定有形文化財「江越八幡海岸灯台」解体移設工事

ロ) 工事場所 柳川市大和町栄字皿垣地内 ほか

ハ) 業務内容

①現況図面作成　図化作業に先かけ石材を洗浄機で洗浄し、必要に応じ軟質ブラシなどで土埃などの清掃を行う。現況の立面図（四面）、平面図及び移設後の想定立面図（四面）、平面図を測量図化する。現在コンクリートで舗装がなされている石積み下部を発掘し、石積み全面が確認できる状態で補描図化を行い、灯台全体像の立面図の作成をし、解体前の現状図ならびに組み立て時の資料となる図面として記録保存を行う。

②ナンバリング　石垣を構成する石材一個毎に番号を付し、現況図に落とし込む（番号転写に支障がないようにガムテープに視認しやすいように記す）。復元時の目安となる水平・垂直線の線引き及び、石材の合端のマーキングを行う。

③事前簡易補強　解体作業中に崩壊の恐れがある箇所について、簡易補強としての接合やサポート等の処置を行う。

④解体・仮置き　解体前に関係機関を含めた、十分な解体、移設、組立工事内容の協議を行い、各部材を角材や毛布等で養生を十分した上で、振動や衝撃を与えないよう順次解体を行う。解体後、振動や衝撃を与えるよう移動をさせ、移設先に一時仮置きをし、安全面、東南東に十分な配慮を施す。移設後、現状は真砂土と碎石により復旧を行う。この際、埋設物に協議を要するものがいた場合は、



1. 石垣組立（砂利の充填）



5. 灯台本体組立



2. 石垣組立（御神体奉納）



6. 石材修理（注入接合）



3. 基壇部組立



7. 石材修理（擬石による補強修理）



4. 御神体石室組立



8. 石材修理（アンカーによる笠剝裂部修理）

第75図 移設工事実施状況2

一時作業を中止し関係機関に速やかに連絡を行い、記録や保存方法、解体方法等を協議決定する。

⑤石材修理 現在モルタルで修理がなされている箇所は、石材に損傷が無いように一旦除去し、構造上問題がある箇所のみ、擬石材（同質石材+変性エポキシ樹脂）等により違和感が無い程度の補修を行う。

⑥案内板移設・設置 慶長本土居跡の文化財碑、案内板を、関係者と協議の上移設先を決定し移設する。移設後、現状は真砂土と碎石により復旧を行う。

⑦石垣調査 石垣に関しては、一段毎に石垣のかみ合い状況、裏込の状況、埋設物の状況等を確認し、測量による図化を行う。

⑧基礎工事 基礎はコンクリート杭（直径300mm（450mm））で、支持基盤であると想定される12mまで4本打ち込み、杭の天端は配筋を施して基礎コンクリート（3,000mm×3,000mm×300mm）を打設する。

⑨石垣組み立て 組み立て前に、ナンバリングデータ等により一度仮組みを行い、レベルや石材のかみ合いを確認調整する。仮組み終了後、再度標定高特定をしながら、番付位置に積み上げ組み立て復元する。組み立ての際は、監督職員・柳川市・南北両区長など関係者との協議の上、灯台の向き、設置場所について決定し施工する。

⑩灯台本体組み立て 本体についても、ナンバリングデータ等を基にレベル等の調整を図り、標定高特定をしながら、番付位置に積み上げ組み立て復元する。

⑪竣工図面作成 竣工図面（四面）、竣工平面図の測量図化を行う。

d. まとめ

江越八幡海岸灯台は先に述べたとおり、明治12年（1879）の改修以降、昭和45年の農免道路建設及び今回の有明海沿岸道路建設との二回の開発によりそれぞれ移設されている。一度目の移設では参道西側に置かれた灯台が参道東側に移り、二度目となる今回の移設では慶長本土居の上面若しくは本地（内陸地）側にあったものが、土居よりも開地（干拓地）側に移された。

柳川市指定有形文化財である本灯台は、藩政期における本格的な干拓事業の開始である慶長本土居の建設とその後の開地の土地利用、地元住民の本土居に対する認識の変遷などを、慶長本土居との位置関係や修理の履歴等により物語る文化財である。

今回の本灯台及び龍神宮の移設先は公園整備され地元皿垣区により管理されている。交通量が多い交差点であった旧位置に比べれば、江潮川沿いの歩道の起点でもある公園内は、文化財と向き合う環境としては改善されたといえる。本灯台が現役の灯台や常夜灯であった時代から、地域の歴史を物語る標識へと役割を変えた現在も、コミュニティ形成の核としての役割が継続されていることが意義深い。今後も本灯台は地域の手で地域を照らす灯台として守り伝えられるであろう。

註

1 大和町史編纂実務委員会（2001）による。

2 堤（1968）では次のように紹介されている。「皿垣村の産神皿垣八幡宮（享保十五年創建）参道の入口（本土居上）に一基の石灯籠が建っている。南は長い入江（江潮）がつまり谷垣新聞が出来る以前は、こゝが漁船の発着場であった関係で、灯台の役目をしていたことは、前記早川開竪前の灯台と同じである。」また、皿垣北行政区長の松藤伸正氏によると、松藤氏の祖父の代までは灯台付近から出漁しており、当時の漁具が残っていると

いう。

3 渡辺（1914）では江越八幡宮は「皿垣の八幡神社」として次のように紹介されている。「同所產土神、例祭10月21日社地7畝3歩。村誌に社地東西22間半、南北9間、面積2百坪と。鷹尾八幡神社旧記に皿垣八幡宮は享保15年3月に大宮司紀公連造営すとあり。宝曆の頃より氏神となる。本社は明治40年本県告示により神饌幣帛料を下賜せらる。」

4 使用石材の同定に際しては柳川市教育委員会教育部学校教育課の須崎精一郎氏より教示を受けた。

5 大和町史編纂実務委員会編、「大和町史」通史編下巻、2001

参考・引用文献

渡辺村男1914、「旧柳川藩志」(1956 柳川山門三池教育会により発刊)

堤伝1968、「近世以降柳川地方干拓誌」九州干拓協会

大和町史編纂実務委員会編2001「大和町史」通史編上巻、大和町



第76図 江越八幡神社本殿
(南西から)



第77図 江越八幡海岸灯台旧所在地の現状
(南から)

4) 江越八幡灯台周辺の慶長本土居の確認調査

a. はじめに

有明海沿岸道路高田大和バイパスは、柳川市大和町大字栄で慶長本土居と交差する計画であった。栄地区における慶長堤防は現在、県道谷垣・徳益線の路線として使用されており、県道沿いの集落とはほぼ同一面の高さであるため、堤防の旧状はわからなくなっている。そのため、慶長本土居の現状を把握する目的で、確認調査を実施した。

調査対象地は県道谷垣・徳益線と町道内江越・正芳線の交差点であるため、試掘トレンチは県道法面下の用地内に設定し、堤防外縁の裾端を探すこととし、用地の取得状況に合わせて平成19・20年度の2ヵ年に渡って実施した。

b. 平成19年度の調査

平成19年度の調査は4月17日に、バックホー(0.25)を用い、現況畑地にトレンチを1本設定した。県道端に沿って水道管が走っていたため、路面端部から2m控えを置いて傾斜を付けて掘削した。表土下70~100cmまで淡青灰色粘質土の客土層で、上位20cm程度を耕作土としていた。客土には土器の小片が含まれるが、ほぼ純粋な土壤のみの層で、短期間に埋められていた。客土層下には、客土の影響を受けて黄色がかかった淡青灰色混貝粘土層があり、その下位は淡青灰色を呈していた。この層は砂を多く含む粘土層で、微塵唐草文の染付合子蓋が出土した。この土層が表土下1.1mまで堆積しており、その下は湧水のある暗青灰色粘土層であった。この3つの層が基本層序で、トレンチ北側は道路側に向かって下がっていた。また、客土層と淡青灰色混貝粘土層の間に砂混じりの淡青灰色粘土層が堆積しており、この粘土層は均一な層でないことから埋め立てた土層と考えられる。



第78図 慶長本土居堤防確認調査トレンチ位置図(1/2,000)

耕作土の標高が約1.4mであることから、近世末期の磁器片が出土した淡青灰色混貝粘土層の下位は標高0mにあたる。しかし、近世末期の古地図によると海岸線は干拓が進んだために現在地ではなく、これらのことを考え合わせると、この地点は近世末期には河口近くの川岸であったと考えられる。有明海沿岸の河口岸は潮位の差が大きく、海浜部に似た粘土層が堆積しており、標高0m付近に貝殻層があるのはそのためであろう。北側の傾斜部分には基盤の粘土層から落ち込んでおり、人為的なものとは考えにくく、流路であった可能性が高い。近世末期以降、この流路を埋め立てて川の流れを変え、客土として耕作地を造成したと考えられる。

少なくとも、トレーニング内に堤防に関する遺構は無く、道路は南側に拡幅されているようだ。

c. 平成20年度の調査

平成19年度の調査から、県道を拡幅していない部分での確認が必要になったため、平成20年度の調査では県道への擦り付け部分の狭隘な用地を対象とした。現況宅地であったため、取り壊しを待つて10月27日に実施した。対象地は隣接した民家の車の出入り口になっていたため、バックホー(0.25)を用い、短いトレーニングを1本設定することになった。

路面端部から50cm控えを置いて掘削した。表土下87cmまでアスファルト層やプラスチックを含む客土層で、その下に淡青灰色強粘土層が検出された。これをさらに掘り下げるに、地表160cmでにぶい黄青灰色強粘土層が現れ、葦のような湿原植物の茎痕が見られたので、これが基盤層と考えられる。基盤層は西から東に向かって下がっており、平成19年度調査地点の基盤層はこのトレーニングより1mほど深いことから、調査地点は台地の先端部であったと考えられる。

今回の調査結果から、栄地区の慶長本土居は台地の先端部分に作られており、県道敷設のためか、基底部まで削平されていることがわかった。

以上のように平成19・20年度の有明海沿岸道路高田大和バイパス路線内については慶長本土居を確認できなかった。



第79図 平成19年度確認調査トレーニング土層
(北西から)



第80図 平成20年度確認調査トレーニング土層
(南西から)

IV. おわりに

一般国道208号有明海沿岸道路建設に伴い、福岡県下で実施した調査地点を2頁表1に示したが、発掘調査着手は平成14年度であった。完成時には4車線に側道が付設される延長27km余の地域高規格道路を平成20年に計画通り暫定供用できた理由の一つには、その路線のかなりの部分が近世以降の干拓地に設定されたために、通常予想される埋蔵文化財の調査が少なかったからである。

1994年に刊行した「干拓遺跡（旧柳河藩領）」（『高田山門バイパス関係埋蔵文化財調査報告』第1集）では、当時の干拓技術を明らかにするために発掘調査の必要がある地点を挙げているが、高架橋で現状が保存される地点（矢部川大橋）は調査不要であり、その他の地点も堤防上は道路として使用されていて、現実に調査を実施するのは困難であった。唯一、確認調査を行った江越八幡海岸灯台付近の慶長本土居では長い間に改変を受けているようで、堤防本体を確認するには至らなかった。そうした中で、黒崎堤防の調査は近世干拓技術の一端を明らかにすることができた。本書では当時の堤防構築を窺う材料として、別事業で調査を行った内容も併せて紹介した（II-3参照）。

この有明海沿岸道路は西への延伸工事が予定されており、再び慶長本土居に挑戦する機会が遠からず訪れる。また、中世に遡る干拓遺構の確認も全くなしとはしない。今まで以上に試掘・確認調査の充実を図る必要を痛感している。

いわゆる埋蔵文化財として、「干拓遺跡」は認知度が低いと思われるが、本書を契機に、国内各地の干拓跡が遺跡として意識されるようになれば幸いである。

平成16年3月5日、黒崎堤防・永治堤防・矩手水門及び水門新築碑は旧柳河藩干拓遺跡として県指定史跡となった。また、20年3月31日には移設を終了した新聞村旧隣記碑を統合・追加指定・名称変更及び一部指定解除して、新たに柳河藩干拓遺跡として史跡指定された。本報告内容と重複するが、その指定理由書の一部を引用して結びとしたい。

本件は、みやま市高田町に位置する旧柳河藩の干拓事業に関連する文化財であり、このうち「旧柳河藩干拓遺跡（黒崎堤防・永治堤防・矩手水門、附 水門新築碑）」（平成16年3月5日指定）、と「新聞村旧隣記碑」（昭和30年3月5日指定）は、現在2件の県指定史跡となっている。また、新聞村旧隣記碑の側に建つ「供養碑」、「立石さん改修記碑」は、旧柳河藩干拓事業と関連の深い未指定文化財である。

「新聞村旧隣記碑」については、「有明海沿岸道路（国道208号高田大和バイパス）の建設に伴って移設・再整備したことから、これを旧柳河藩の干拓事業に関連の深い「旧柳河藩干拓遺跡」と統合し、移設場所（新所在地）を指定地とする。さらに、「供養碑」、「立石さん改修記碑」を附として追加指定する。これにより、指定内容がさらに充実し、当該干拓事業の意義とこれらの文化財の価値をさらに高めようとするものである。また、統合・追加指定により、「旧柳河藩干拓遺跡」の名称を変更する。

なお、昭和30年3月5日に指定した「新聞村旧隣記碑」の旧所在地（17.9m²）の指定を解除する。

(1) 指定文化財の統合

統合しようとする文化財は以下の2件である。

ア 新開村旧隣記碑【みやま市高田町黒崎開地内のうち 18.2m²】

文政11年（1828）、九州地方に猛烈な台風が来襲し、黒崎堤防の石材を移して造られた水治堤防だけが決壊しなかったことから、黒崎堤防（旧隣）とその築造の功績を称えて、潮止（しおどめ）の地点である立石に天保6年（1835）に新開村旧隣記碑建立された。碑文には、黒崎堤防及び水治堤防築造の経緯と、その功績を顕彰する内容が記されている。碑文の題字は林てい（あきら）（大学頭）、撰文は佐藤坦（一斎）、筆書は淡海閑研と、当時の一流の文学者によって成った、根府川（ねぶかわ）石の立派な石碑であり、有明海沿岸における干拓史を知るうえで貴重な碑である。

イ 旧柳河藩干拓遺跡【みやま市高田町黒崎三十丁 2397・永治北永治1351 42,346m²】

黒崎堤防

永治堤防

矩手水門

附 水門新築碑

17世紀に、柳河藩が積極的に推進した有明海の干拓事業に係る史跡である。黒崎堤防は、柳河藩最大規模の藩営干拓事業で開かれた黒崎開（ひらき）の堤防で、17世紀後半～末に築かれたと推測される。永治堤防は、永治開を開発するために、黒崎堤防石垣の石を一部利用して築かれた堤防で、文政9年（1826）に竣工した。矩手水門は、干拓地の潮止めと排水のために設けられた樋門で、煉瓦積アーチ橋を持つ。明治32年（1899）に完成した。これらは三者一体となり、壮大な干拓景観を良好に残している。附の水門新築碑は当時の状況や新技術の採用などが記されており、明治32年（1899）に建立された。

(2) 追加指定

附(つけたり)として追加指定しようとする文化財は以下の2件である。

ア 供養碑

「新開村旧隣記碑」の側に建つこの碑は、黒崎堤防の大事業に従事し、事業の無事の完成を願って人柱になった立花の長老を祀ったものと伝えられている。

イ 立石さん改修記碑

「新開村旧隣記碑」が県指定文化財に指定されたことを尊び、また指定時に同碑を改修したこと記念して、昭和30年4月29日に建てられた。碑には、表に題字「立石さん改修記」として新開村旧隣記碑を称える文章を刻み、裏にも関連事象が記される。

(3) 一部指定解除

一部指定解除する文化財は以下のとおりである。

新開村旧隣記碑 昭和30年3月5日指定地

旧所在地 みやま市高田町黒崎開地先のうち 17.9m²

図 版



旧柳河藩干拓遺跡空中写真(昭和23年米軍撮影)



黒崎堤防空中写真(昭和23年米軍撮影)

黒崎堤防の調査

図版 3



黒崎堤防・永治堤防空中写真(平成15年撮影)



1 永治堤防と黒崎堤防遠影
(北から)



2 永治堤防遠影(北から)



3 矩手水門から永治堤防
を見る(南から)



矩手水門全景(上空から)



1 矩手水門前面西側石垣
(北から)



2 矩手水門前面東側石垣
(北西から)



3 矩手水門石垣の亀・兎の浮彫(北西から)



1 黒崎堤防調査区調査前
(北から)



2 堤防南区完掘(東から)



3 堤防南区南壁土層
(北から)



1 堤防南区南壁東土層
(東北東から)



2 堤防南区疊出土状況
(北東から)



3 堤防北区南壁土層
(北から)



1 堤防北区堤防基礎遺構(1)
(西から)



2 堤防北区堤防基礎遺構(2)
(南西から)



3 堤防北区堤防基礎遺構(3)
(北から)





1 遠景(東上空から)



2 遠景(東上空から)



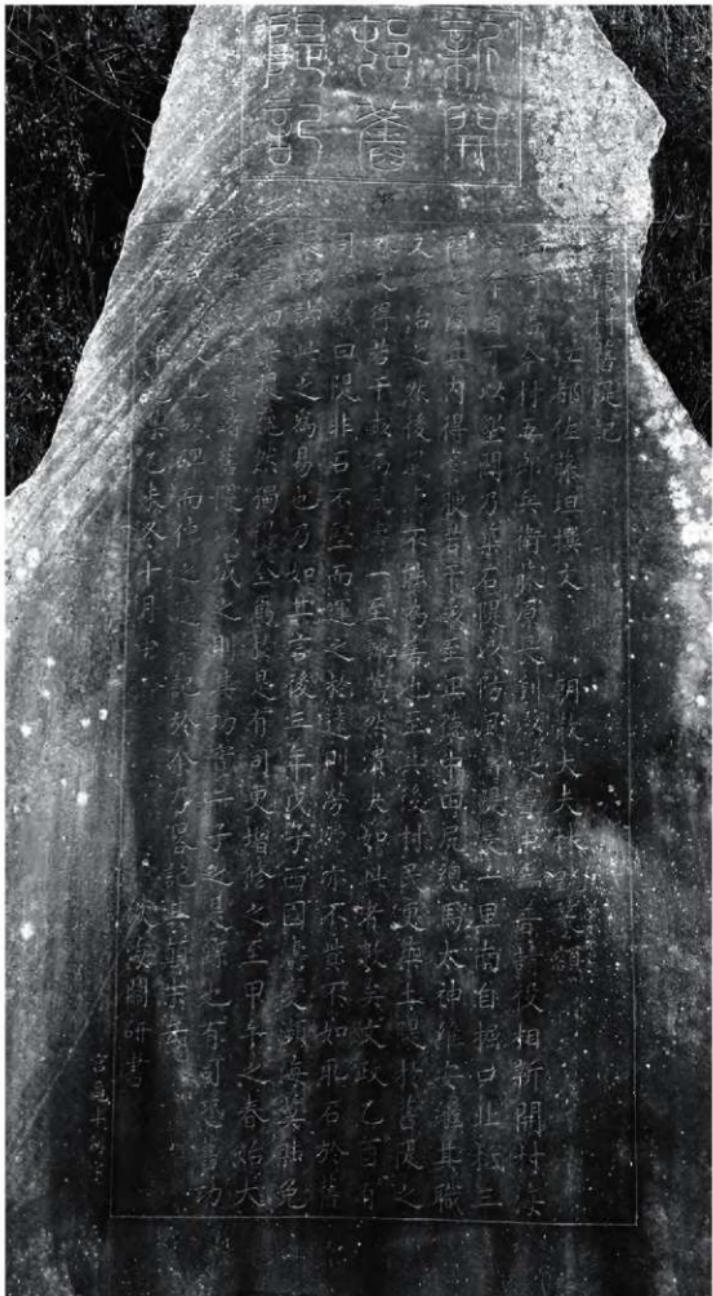
1 移設前正面全景(西から)



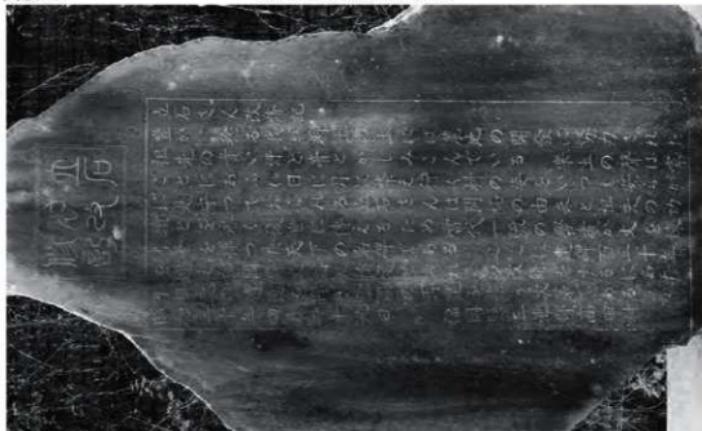
2 移設前背面全景(東から)



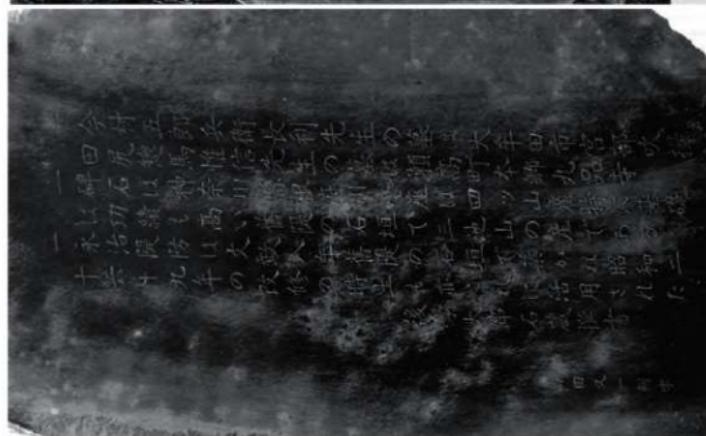
3 移設前全景(北東上空から)



新開村旧隕記碑の調査



1 立石さん改修記碑
碑文(表、東から)



2 同碑文(裏、西から)



3 供養碑(東から)



1 基礎石積み全景
(南東から)



2 基礎石積み全景
(北東から)



3 基礎石積み全景
(北西から)



1 基礎石積み全景(南西から)

2 基礎石組み東辺下部の井桁材
(北東から)3 基礎石組み西辺下部の井桁材
(南西から)

報告書抄録

ふりがな	やながわはんかんたくいせきに								
書名	柳河藩干拓跡 目								
著者名									
巻次									
シリーズ名	一般国道 208 号有明海沿岸道路関係埋蔵文化財調査報告								
シリーズ番号	第7集								
編著者名	児玉貞一　飛野博文　大庭孝夫　小澤佳憲　猪渡真弓　堤洋治								
編集機関	福岡県教育委員会								
所在地	〒812-8575 福岡県福岡市博多区東公園 7-7 ☎ 092-651-1111								
発行年月日	西暦 2009 年 3 月 31 日								
ふりがな所収道跡名	ふりがな在所	コード	北緯	東經	調査期間	調査面積	調査原因		
黒崎堤防	ふくおかせんみやま市 福岡県みやま市 たかだまちおおがくらさきびらき 高田町大字黒崎間	市町村 40229	道跡番号 800161	33°04'49"	130°25'44"	2003.7.22 ↓ 04.03.15 (測量調査)	10,700 m ²	一般国道 208 号 有明海沿岸道路新設	
新開村旧堤記碑	ふくおかせんみやま市 福岡県みやま市 たかだまちおおがくらさきびらき 高田町大字黒崎間	市町村 40229	道跡番号 800113	33°06'06"	130°26'07"	2004.8.18 ↓ 04.08.27 (免査調査)	180 m ²		
江越八幡海岸灯台	ふくおかせんやながわし 福岡県柳川市 やまとまちさかえ 大和町和佐え	市町村 40207	道跡番号 760028	33°07'22"	130°25'32"	2007.1.30 ↓ 07.5.31 (解体・移設)	約 50 m ²		
所収道跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項				
黒崎堤防	その他の道跡(干拓関係)	近世	堤防、煉瓦橋、石垣		柳川藩最大の干拓堤防、福岡県指定史跡				
新開村旧堤記碑	その他の道跡(干拓関係)	近世	石碑 2 基、供養石塔		干拓頭碑、福岡県指定史跡				
江越八幡海岸灯台	その他の道跡(干拓関係)	近世			柳川市指定文化財				

福岡県行政資料	
分類番号 JH	所属コード 2114107
登録年度 20	登録番号 6

有明海沿岸道路関係埋文化財調査報告 第7集

旧柳河藩干拓遺跡 II

福岡県柳川市・みやま市所在近世干拓遺跡の調査

平成21年(2009年)3月31日

発行 福岡県教育委員会
福岡市博多区東公園7-7
印刷 協文社印刷株式会社
福岡市西区小戸4-24-5